

2026年度

学 生 便 覧

山梨学院短期大学

はじめに

山梨学院短期大学における教育および学生生活は、この学生便覧に記載された、建学の精神、学則、諸規程、学生生活の心得等に則して行われます。学生のみなさんは、この便覧を通読し、内容を理解したうえで、本学での学修・学生生活に臨んでください。

また、授業科目の履修に際しては『学生便覧』とともに、詳細な授業内容が書かれている『シラバス』を活用し、主体的に学修してください。

目 次

主要行事予定	1	IV 学生生活について	89
校歌	2	〔1〕 学生生活において守っていただきたい事項	89
山梨学院の沿革	3	〔2〕 学内施設	91
建学の精神・教育理念・教育目標	4	1. 短期大学事務局	91
各科・各専攻科の教育目標	5	(1) 総合案内	91
ディプロマ・ポリシー	7	(2) 証明書の発行及び届出・願出	91
カリキュラム・ポリシー	8	(3) 学内施設の利用	92
アドミッション・ポリシー	9	2. 保健管理室	92
アセスメントプラン	10	(1) 健康診断	92
樹徳観	11	(2) 保健管理	93
学生にのぞむ	12	(3) 健康診断証明書の発行	93
I 山梨学院短期大学 学則	15	(4) 校医及び最寄りの医療機関	93
II 履修方法等	35	3. 学生相談室	94
〔1〕 食物栄養科の履修方法	38	4. 総合図書館	94
1. 教育課程	38	5. 丸善キャンパスショップ	96
2. 卒業要件単位	44	6. Student Lounge Y	96
3. 栄養士資格	44	7. カフェテリア「プルシアンブルー」	96
4. 製菓衛生師受験資格	45	8. 新食堂棟「ターコイズブルー」	96
5. レストランサービス技能検定3級受験資格	46	〔3〕 学内のIT環境 (YGU Wi-Fi・Office365・WebClass)	97
6. 学修成果の評価	47	〔4〕 防災災害対策	99
〔2〕 保育科の履修方法	48	〔5〕 奨学金	100
1. 教育課程	48	1. 高等教育の修学支援新制度	100
2. 卒業要件単位	52	2. 日本学生支援機構貸与奨学金制度	100
3. 保育士資格	52	3. 学費の延納手続	101
4. 教育職員免許状	53	4. 専攻科特待生制度	101
5. 学修成果の評価	58	5. その他の奨学金制度	101
〔3〕 専攻科の履修方法	59	〔6〕 学生教育研究災害傷害保険 (学研災) 及び学研災付帯賠償責任保険 (学研賠)	102
1. 教育課程	59	〔7〕 学生支援	103
2. 修了要件単位	61	1. 障がい学生支援	103
3. 教育職員免許状	61	2. ハラスメント相談	103
III 諸規程・規則等	69	3. 育児支援	103
1 学生に関する規程	69	4. 学生チャレンジ制度	103
2 履修規程	71	5. スチューデントオブザイヤー賞	103
3 試験規程	73	6. 創立者古屋賞	103
4 学費等納入金に関する規程	77	〔8〕 就職・キャリア支援	104
5 専攻科特待生規程	81	〔9〕 学友会及びクラブ活動	104
6 就職斡旋規程	83	届出・提出用紙一覧	107
7 学生懲戒手続規程	84	校舎案内	115

2026年度（令和8年度）山梨学院短期大学主要行事予定表

前期

2026年	日	月	火	水	木	金	土
4月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

- 3 入学式・奨学金説明会（食保1年）
- 4 ガイダンス・学生証配布（食保1年）
- 6 ガイダンス・健康診断
- 7 新入生オリエンテーションセミナー
- 8 前期授業開始
- 15-21 前期履修登録
- 25 補講日
- 29 昭和の日（授業実施）

	日	月	火	水	木	金	土
5月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

- 3 憲法記念日
- 4 みどりの日
- 5 こどもの日
- 6 振替休日
- 7 臨時休校
- 8 臨時休校
- 23 補講日

	日	月	火	水	木	金	土
6月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

- 3 創立記念日（授業実施）
- 20 補講日

	日	月	火	水	木	金	土
7月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

- 11 補講日
- 20 海の日（授業実施）
- 22-28 前期定期試験

	日	月	火	水	木	金	土
8月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

- 4 前期授業終了
- 5-7 前期追・再試験
- 11 山の日
- 10-9/25 夏季休暇

	日	月	火	水	木	金	土
9月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

- 1 後期入学式
- 2 後期入学者ガイダンス
- 21 敬老の日
- 22 国民の祝日
- 23 秋分の日
- 28 後期授業開始

後期

	日	月	火	水	木	金	土
10月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

- 1 木犀の会（第5時限）
- 5-9 後期履修登録
- 12 スポーツの日（授業実施）
- 17 補講日
- 24・25 樹徳祭〔学園祭〕

	日	月	火	水	木	金	土
11月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

- 3 文化の日（授業実施）
- 23 勤労感謝の日（授業実施）
- 28 補講日

	日	月	火	水	木	金	土
12月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

- 19 補講日
- 23 年内授業終了
- 24-1/6 冬季休暇

2027年	日	月	火	水	木	金	土
1月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

- 1 元日
- 7 授業再開
- 9 補講日
- 11 成人の日
- 19-25 後期定期試験

	日	月	火	水	木	金	土
2月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						

- 1 後期授業終了
- 2-4 後期追・再試験
- 11 建国記念の日
- 15 卒業レポート発表会【食】
- 16 卒業レポート発表会【保】
- 23 天皇誕生日

	日	月	火	水	木	金	土
3月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

- 12 卒業式事前指導
- 15 卒業式
- 22 春分の日

山梨学院校歌

古屋眞一 作詞
坂口五郎 作曲

清く淑やかな情をたたえて

mf (♩ = 100)

ま い づ る じょう の ゆ め は る か ふ
 け だ か く に お う や ま ざ く ら お
 そ こ く を お こ す の ぞ み も て が

よ の み ね を あ お ぎ み て こ
 し え の む ね に こ た え ん と と
 く と の こ こ ろ ひ と す じ に ぶ

こ や ま な し の ふ る さ と に わ
 も に む つ み て は げ み あ い か
 ん か の と お を た つ る と き ひ

こ だ の ま な ぶ と ー ー や あ り
 い の ぶ ん か は よ に ー か お る
 か り は と わ に か が ー や か ん

- 舞鶴城の夢はるか 芙蓉の峯を仰ぎみて
 ここ山梨の故郷に 若人の学ぶ塔やあり
- けだかく匂う山桜 教えの旨に答えんと
 共に睦みて励みあい 甲斐の文化は世にかおる
- 祖国を興すのぞみもて 学徒の心ひとすじに
 文化の塔を建つるとき 光は永久に輝かん

山梨学院の沿革

- 昭和21年6月 山梨実践女子高等学院 創立
- 23年1月 山梨女子高等学院家政科
 栄養士養成施設 認可
- 23年4月 山梨高等学院栄養科 名称変更
- 25年3月 山梨学院附属幼稚園 設置認可
- 26年2月 山梨学院短期大学栄養科 設置認可
 (後に食物栄養科と改名)
- 28年1月 山梨学院短期大学法経科(大学の前身) 設置認可
- 29年4月 栄養科教職課程(中学校教諭二級普通免許状・家庭) 認定
- 31年3月 山梨学院短期大学附属高等学校普通科 設置認可
- 34年3月 山梨学院短期大学保育科 設置認可
 保母養成施設 認可指定
- 37年1月 山梨学院大学法学部法学科 設置認可
- 40年1月 山梨学院大学商学部商学科 設置認可
- 42年2月 山梨学院短期大学保育科 設置認可
 保育科教職課程(幼稚園教諭二級普通免許状) 認定
- 61年12月 山梨学院大学商学部経営情報科 設置認可
- 61年12月 山梨学院短期大学専攻科保育専攻 設置認可
- 平成2年12月 山梨学院大学法学部行政学科 設置認可
- 2年12月 山梨学院短期大学経営学科 設置認可
- 5年12月 山梨学院大学経営情報学部経営情報学科 設置認可(2019年廃止)
- 7年3月 山梨学院大学大学院公共政策研究科公共政策専攻修士課程 設置認可
- 7年12月 山梨学院大学附属中学校 設置認可
- 12年10月 山梨学院大学大学院研究科名称変更認可(社会科学研究科へ改称)
- 13年7月 山梨学院大学法学部行政学科名称変更認可(政治行政学科へ改称)(2023年廃止)
- 14年2月 山梨学院短期大学専攻科食物栄養専攻・専攻科保育専攻 設置認可
 (大学評価・学位授与機構 認定)
 専攻科保育専攻教職課程(幼稚園教諭一種免許状) 認定
- 15年3月 山梨学院短期大学教職課程認定
 専攻科 食物栄養専攻(中学校教諭一種免許状・家庭)
 専攻科 保育専攻(小学校教諭一種免許状)
 保育科(小学校教諭二種免許状)
- 15年10月 山梨学院大学附属小学校 設置認可
- 15年11月 山梨学院大学法務研究科法務専攻専門職学位課程(法科大学院) 設置認可(2018年廃止)
- 17年3月 山梨学院短期大学教職課程認定
 食物栄養科(栄養教諭二種免許状)
- 19年4月 山梨学院大学商学部商学科名称変更(現代ビジネス学部現代ビジネス学科へ改称)
- 21年10月 山梨学院大学健康栄養学部管理栄養学科 設置認可
- 22年3月 山梨学院短期大学食物栄養科製菓衛生師養成施設 認可
- 26年10月 山梨学院大学国際リベラルアーツ学部認可
- 27年8月 山梨学院大学スポーツ科学部認可
- 28年4月 学校法人山梨学院系列校の名称変更
 (山梨学院幼稚園・山梨学院小学校・山梨学院中学校・山梨学院高等学校)
- 31年4月 山梨学院大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科名称変更(経営学部経営学科へ改称)
- 2021年4月 設置者の名称変更(学校法人C2C Global Education Japan)

建学の精神

一、徳を樹つること

一、実践を貴ぶこと

教育理念

智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、

社会に貢献する人間を育成する

教育目標

1. 深い知性、豊かな感性、高い品性を備えた人間の育成
 - (1) 知的好奇心、探究心をもって学ぶ姿勢の形成
 - (2) 現代社会を生きるうえでの見識と幅広い視野の獲得
 - (3) 芸術を通じた豊かな感性と健康な心身の形成
 - (4) 人と社会に対する奉仕的精神、倫理観の醸成
2. 時代の変化に対応し、創造性豊かに生きる人間の育成
 - (1) 国際化・情報化等の社会の進展に対応する力の形成
 - (2) 日本文化の理解に立ち、異文化を尊重する心の形成
 - (3) 地域社会の課題をとらえ、その解決に創造的に取り組む力の形成
3. 職業に対する専門的な知識・技能・実践力を備え、社会に貢献する人間の育成
 - (1) 専門職業に対する社会的な使命感の醸成
 - (2) 専門職業に関わる理論・技能の習得
 - (3) 専門職業に関わる確かな実践力の形成

(教育目標3に関わる具体的目標を、各科、専攻科の教育目標として示す。)

食物栄養科 教育目標

1. 食に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた栄養士の育成
 - (1) 栄養の専門職としての使命感の醸成
 - (2) 栄養に関わる基礎理論の理解
 - (3) 給食の運営と栄養教育に関する理論及び方法の習得
 - (4) 栄養士としての実践力の形成
2. 食に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた製菓衛生師の育成
 - (1) 製菓に関わる専門職としての使命感の醸成
 - (2) 製菓に関わる基礎理論の理解
 - (3) 衛生管理と製菓技術に関する理論及び方法の習得
 - (4) 製菓衛生師としての実践力の形成

保育科 教育目標

1. 児童福祉に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた保育士の育成
 - (1) 児童福祉の専門職としての保育士の使命感の醸成
 - (2) 児童福祉に関わる基礎理論の理解
 - (3) 保育所保育の計画・援助に関する理論及び方法の習得
 - (4) 施設保育の計画・援助に関する理論及び方法の習得
 - (5) 保育士としての実践力の形成
2. 幼児教育に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた教師の育成
 - (1) 幼児教育の専門職としての幼稚園教諭の使命感の醸成
 - (2) 幼児教育に関わる基礎理論の理解
 - (3) 幼児教育の計画・援助に関する理論及び方法の習得
 - (4) 幼稚園教諭としての実践力の形成
3. 初等教育に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた教師の育成
 - (1) 初等教育の専門職としての小学校教諭の使命感の醸成
 - (2) 初等教育に関わる基礎理論の理解
 - (3) 初等教育の課程・指導に関する理論及び方法の習得
 - (4) 小学校教諭としての実践力の形成

専攻科保育専攻 教育目標

1. 児童福祉に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた指導的な保育士の育成
 - (1) 学校教育との総合的・有機的な連携を行うための児童福祉の役割の理解
 - (2) 児童福祉に関わる高度な基礎理論の理解
 - (3) 保育所保育の計画・援助に関する発展的な理論及び方法の習得
 - (4) 施設保育の計画・援助に関する発展的な理論及び方法の習得
 - (5) 指導的な保育士としての実践力の形成
2. 幼児教育に関わる高度で専門的な知識・技能・実践力を備えた教師の育成
 - (1) 児童福祉や初等教育との総合的・有機的な連携を行うための幼児教育の役割の理解
 - (2) 幼児教育に関わる高度な基礎理論の理解
 - (3) 幼児教育の計画・援助に関する発展的な理論及び方法の習得
 - (4) 幼稚園教諭としての高度な実践力の形成
3. 初等教育に関わる高度で専門的な知識・技能・実践力を備えた教師の育成
 - (1) 児童福祉や幼児教育との総合的・有機的な連携を行うための初等教育の役割の理解
 - (2) 初等教育に関わる高度な基礎理論の理解
 - (3) 初等教育の課程・指導に関する発展的な理論及び方法の習得
 - (4) 小学校教諭としての高度な実践力の形成

ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）

本学では、先の教育目標を受けて、各学科・コースごとに、以下のような具体的なディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）を定めています。

N：栄養士コース P：パティシエコース C：保育科 A：専攻科

食物栄養科・保育科共通DP							
1NPC	主体的に学ぶ姿勢をもち、地域社会の課題解決に取り組むことができる						
2NPC	日本文化や異文化の理解を深め、国際的視点から物事を考えることができる						
3NPC	豊かな感性と健康な心身の基礎的資質を獲得している						
4NPCA	言語的・数量的処理の方法や自然科学への理解を深め、論理的視点から物事を考えることができる						
食物栄養科 栄養士コースDP		食物栄養科 パティシエコースDP		保育科DP		専攻科 保育専攻DP	
5N	社会生活と健康との関わりや公衆衛生学に関する基礎的な知識を有している	5P	衛生法規および公衆衛生学に関する基本的な知識を有している	5C	教育や福祉の理念や意義について理解し、教諭や保育士としての社会的使命と責任を自覚している	5A	教育と福祉との総合的・有機的連携について理解している
6N	人体の構造と機能に関する基本的な知識と技術を習得している	6P	食品衛生学に関する基本的な知識と技術を習得している	6C	教育や福祉の思想、歴史、制度、および幼児や児童の発達特性を理解している	6A	教育や福祉の思想、歴史、制度、および幼児や児童の発達特性に関わる発展的な知識を有している
7N	食品と衛生に関する基本的な知識と技術を習得している	7P	食品学に関する基本的な知識を有している	7C	幼児や児童の発達の理解に立って、基本的な計画や環境設定ができる	7A	幼児や児童の発達の理解に立って、柔軟に計画や環境設定ができる
8N	ライフステージと疾患に対応した栄養管理ができる	8P	栄養学に関する基本的な知識を有している	8C	教育や保育の指導法を理解し、基本的な指導・援助を行うことができる	8A	教育や保育の指導法に関わる発展的な知識を有し、柔軟に指導・援助を行うことができる
9N	栄養や健康の基本的な指導を行うことができる	9P	経済・経営に関する基礎的な知識を有している	9C	教育や福祉の相談や援助の方法についての知識を有している	9A	教育や福祉の相談や援助の方法についての発展的な知識を有している
10N	給食の運営、調理に関する基礎的な知識や技術を習得している	10P	製菓・製パンの理論に関する知識を有している	10C	教科や基礎技能に関する基本的な知識や技能を修得している	10A	教科に関する発展的な知識や技能を習得している
11N	実習および事前事後の指導を通じて、栄養士業務の実際を体験的に学び、栄養士としての実践力を身に付けている	11P	製菓・製パンの実習を通じて技術を習得し、製菓衛生師としての実践力を身に付けている	11C	実習および事前事後の指導を通じて、現場における指導援助全般を実践的に体得し、現場での適切な指導援助を行うことができる	11A	現場研修および実習を通じて、現場の運営管理を理解し、使命感をもって適切な指導援助を行うことができる
12NP	食生活や健康の問題について考え、口頭または文章によって論理的に表現することができる			12C	教育や福祉の問題について考え、口頭または文章によって論理的に表現することができる	12A	教育や福祉の問題を探究するための研究方法を習得し、論文として表現することができる

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）

ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）を達成するために、本学では下記のように構造的に教育課程を編成しています。それぞれの区分にある授業を通じて、ディプロマ・ポリシーの各能力の育成を目指しています。

食物栄養科・保育科共通											
一般基礎教育科目	区分		DP（ディプロマ・ポリシー）								
	教養		2NPC		3NPC		4NPC				
	外国語		2NPC								
	保健体育		3NPC								
専門教育科目	食物栄養科 栄養士コース		食物栄養科 パティシエコース		保育科		専攻科 保育専攻				
	区分		DP	区分		DP	区分		DP		
	社会生活と健康		5N	衛生法規 公衆衛生学		5P	教職の意義		5C	教育・福祉の基礎理論	5A 6A
	人体の構造と機能		6N	食品衛生学		6P	教育・福祉の基礎理論		6C		
	食品と衛生		7N	食品学		7P	教育・福祉の計画・指導法 教職実践演習		7C 8C	教育・福祉の計画・指導法	7A 8A
	栄養と健康		8N	栄養学		8P					
	栄養の指導		9N	社会		9P	教育・福祉の相談・援助		9C	教育・福祉の相談・援助	9A
	給食の運営		10N 11N	製菓理論		10P	教科・基礎技能		10C		
	基礎科目		4N	基礎科目		3P 4P	学際		2C 3C 4C	教科	10A
	発展科目		7N 12N	発展科目		11P 12P					
	学際		2NP 3NP 4NP								
				製菓実習		11P	実習		11C	実習・研修	11A
	卒業要件		1NPC 12NPC								
								研究	4A 12A		

〈教育課程外活動〉

学友会 クラブ活動	1NPCA
木犀の会	3NPCA

アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）

ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）を踏まえ、本学では以下のような能力を有する入学生を求め、それらを評価する入学試験を実施しています。

【食物栄養科・保育科】

- ① 高等学校卒業までに獲得が期待される基礎的な学力と基本的な生活態度が身に付いている人
- ② 自己を表現する力を有している人
- ③ 専門分野への関心を有している人
- ④ 主体的に考え、行動し、多様な人々と協働しつつ学ぶ態度を有している人

〈食物栄養科〉

- (1) 食と健康、製菓等の専門分野に興味・関心を有している人
- (2) 食と健康、製菓等の専門分野の学びを深める意欲を有している人
- (3) 食に関わる専門性をいかした社会貢献の基礎となる自立した一人の人間としてのコミュニケーション力や協働を高める意欲を有している人

〈保育科〉

- (1) 児童福祉、幼児教育、初等教育等の専門分野に興味・関心を有している人
- (2) 児童福祉、幼児教育、初等教育等の専門分野の学びを深める意欲を有している人
- (3) 保育・教育に関わる専門性をいかした社会貢献の基礎となる自立した一人の人間としてのコミュニケーション力や協働を高める意欲を有している人

【専攻科保育専攻】

- ① 短期大学卒業と同等の学力を有している人
- ② 児童福祉、幼児教育、初等教育等の専門性を有し、専門分野の学びをさらに深める意欲を有している人
- ③ 専門性をいかした社会貢献の基盤となる総合的人間力をさらに高める意欲を有している人

アセスメントプラン（学修成果の評価）

本学では、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、学生の学修成果を以下の指標で評価する。

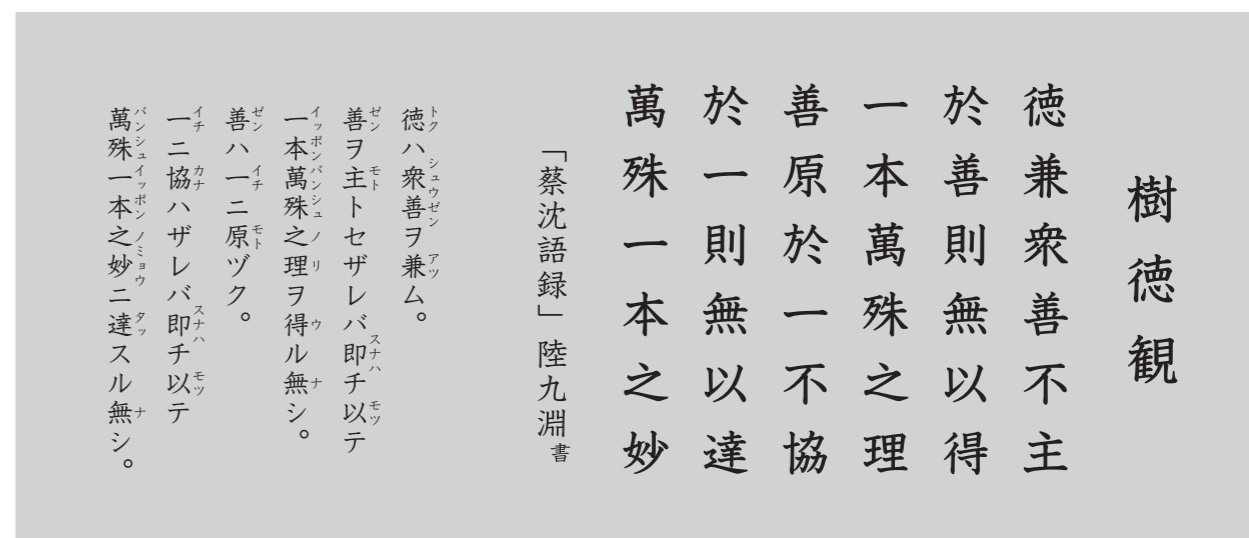
授業科目レベル	成績評価	授業評価アンケート
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> GPA ※1 専門的知識外部試験 ※3 単位修得状況 卒業生調査 ※6 	<ul style="list-style-type: none"> 実力養成試験（保育科） ※2 専門的実践力外部試験 ※4 資格・免許取得状況 就職先調査 ※7 ボランティア・パスポート ※5
機 関 レ ベ ル	<ul style="list-style-type: none"> 入学試験 学修時間調査 休学率・退学率 就職率 自己点検・評価 ※10 	<ul style="list-style-type: none"> 入学時意識調査 ※8 学修行動調査 卒業率 進学率 学外助言評価 ※11 入学者追跡調査 ※9 卒業時満足度調査 ※8 学位授与数

それぞれの指標は、ディプロマ・ポリシーに定めた「卒業までに身に付けさせたい力」を学生が獲得したかを評価する目的で設定している。上表の※の評価指標の詳細は以下のとおり。

- ※1 GPA：12のディプロマ・ポリシーに対応する授業科目のGPAを年度ごとに算出する。2.00を達成すべき水準とする。
- ※2 実力養成試験（保育科）：保育者・教員に必要なとされる一般教養の筆記試験で、1年次前後期末に行う。60点以上を達成すべき水準とする。
- ※3 専門的知識外部試験：専門的知識を外部の試験で評価する。2年次後期に、食物栄養科栄養士コースは「栄養士実力認定試験」、パティシエコースは「製菓衛生師国家試験」、保育科は「幼保採用模擬試験」を受験する。
- ※4 専門的実践力外部試験：専門的実践力を学外者が評価する。2年次後期に、食物栄養科栄養士コースは献立作成・調理、パティシエコースは製菓または製パン、保育科は現場での保育を行い学外者が評価する。
- ※5 ボランティア・パスポート：総合的人間力が身に付いたかを評価する。2年間を通して、ボランティア活動を行い、パスポートに記録・振り返りを記入する。4か所16時間以上の活動の実施を達成すべき水準とする。
- ※6 卒業生調査：卒業生を対象に、ディプロマ・ポリシーに定めた「卒業までに身に付けさせたい力」の「修得度」と「卒業後の重要度」を評価する。社会で真に必要なとされる力を学修できる教育課程であるかを確認する。
- ※7 就職先調査：本学卒業生が社会に貢献するために必要とされる力を身に付けられているかを、卒業生の就職先に調査する。社会で必要とされる力を学修できる教育課程であるかを確認する。
- ※8 入学時意識調査、卒業時満足度調査：ディプロマ・ポリシーに定めた「卒業までに身に付けさせたい力」について入学時にどのくらい獲得しているか（入学時意識調査）、卒業時にどのくらい獲得しているか（卒業時満足度調査）、を学生が自己評価する。
- ※9 入学者追跡調査：本学の入学試験の妥当性を、入学後の学修状況を調査し確認する。入試方法ごとに学修状況に偏りがあれば、入学試験の改善を試みる。
- ※10 自己点検・評価：本学の教育が3つのポリシーに基づいて適切かつ効果的に行われているか、全学的に確認する。年度末に「自己点検評価票」を用いて評価する。
- ※11 学外助言評価：本学の教育が3つのポリシーに基づいて適切かつ効果的に行われているか、学外者の助言を得る。助言を元に教育課程等を見直す。

樹 徳 観

樹徳観は、本学「建学の精神」の背景となった思想である。



樹徳観の大意

徳は沢山の善が集まったものであります。

善を基礎とし主義としたものでなければ、その真理に達することはできません。

沢山の理、色々の原理や原則について考えてみると、其の本である善は真理を基礎とするものです。真理にかなっていなければ沢山の理、色々の原理、原則の奥義に到達することはできません。

善が集まって徳となります。道は至って徳と成ります。正しいことを実行することは徳であります。徳を樹つることが、人生に於いても、国に於いても、世界に於いても、宇宙に於いても共通の大切な真理であります。

青年に望む

- 一、青年よ 読書に励み己を磨け
- 一、青年よ 未来に備え体をつくれ
- 一、青年よ 歴史を学び知識をひらけ
- 一、青年よ 世界を知って大志を抱け

山梨学院創立者 故 古屋 眞一

学生にのぞむ

科学の進歩は地球の単位を越えて遠く宇宙に及び、次々と星の謎が解明されて行きます。それに比して、人間の社会にも、人間自身のところにも、平和と幸福はもたらされておられません。今こそ教育について真剣に皆さんと共に考えるべきときであります。

大学に学ぶ目的

- 1 専門の学問と技術を身につけること。
- 2 他のために貢献する情熱と、これを実践する力を養うこと。
- 3 教養を広め、品性を高め、大いなるものへの畏敬を知り、一生の支柱となるような力の根源、人生のよりどころを身につけること。

上記の三つを兼ね備えることは、人間が真に生き甲斐を感じて生活し、美しい意義ある人生を全うするために必要なことで、大学にいる間にその基礎を養わねばならないのであります。

本学の教育目標

智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、社会に貢献する女性を育成する

ことであります。

その内容は、智は物事の表面のみでなく本質を見通す叡知、情は純粹の愛、勇は万事を貫く強い意志のことであり、以上により得た力をもって、自己本位でなく、日本民族の発展世界人類の平和のために、又近くは縁ある凡ての人々のため、身をささげて尽くす女性であってほしいの謂であります。

以上述べたことは、時代がどのように変わっても揺らぐことなき指導精神であり、これによって女性としてよき母よき妻となると共に、今後の国際社会にも対応できる能力を兼ね備えることができます。「かしこく、やさしく、強く」

どうぞ有意義で楽しい学生生活を送って下さい。やがて皆さんの天晴れ業を卒えられることを願って筆をおきます。 合掌

山梨学院創立者 故 古屋 喜代子

この「学生にのぞむ」は、本学創立者・故古屋喜代子学長の歴史的署名文章であり、本学創立の原点を確認して新しい方向を見極めるものなので、原文通りに掲載した。

本学では、古屋喜代子学長が亡くなられた翌年の1980（昭和55）年10月4日から毎年「木犀の会」を行っている。「木犀の会」は山梨学院創立者 故古屋眞一学院長、故古屋喜代子学長の建学の精神をたずね、未来にわたり継承すべきものを確認するためにもうけられた会であり、本短期大学の独自の文化として育まれてきている。

I 山梨学院短期大学 学則

I 山梨学院短期大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 山梨学院短期大学（以下「本学」という。）は、法令に従い、食物栄養学及び保育学の理論とその応用とを教授研究し、豊かで創造的な人間性と実践力のある専門性を有する人間を育成することを目的とする。食物栄養科においては、食と栄養・食文化に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた人材を育成し、地域社会に貢献することを目的とする。保育科においては、児童福祉・幼児教育・初等教育に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた人材を育成し、地域社会に貢献することを目的とする。

(位 置)

第1条の2 本学の位置は山梨県甲府市酒折二丁目4番5号とする。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養科	70人※	140人
保 育 科	110人	220人

※栄養士コース50名 パティシエコース20名

2 学科のクラス数は次のとおりとする。

学 科	コース	1 学年	2 学年	計
食物栄養科	栄養士コース	2	2	4
	パティシエコース	1	1	2
保 育 科		3	3	6

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

3 第3条第1項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。後期入学生の学年は9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から8月31日まで

後学期 9月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第6条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学の創立記念日 6月3日
 - (4) 春季休業日 3月16日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
 - (6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項に定める休業日に学外実習等を実施することができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者で18歳に達した者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

2 入学検定料は別表Ⅱのとおりとする。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続き書類を提出するとともに入学金及び授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第12条の2 入学を許可された者は、所定の期日までに本短期大学が定める方法により、保証人及びその連絡先を届け出なければならない。

2 保証人は、原則として父母又は親族若しくは身元確実にして一家計を立てている者とする。

3 保証人は学生の在学中、本人に関する一切の事件及び本人に起因する債務等について、連帯の責任を

負わなければならない。

(再入学、転入学)

第13条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学及び転学)

第14条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学に転学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由を具し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のために修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第16条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目は、一般基礎教育科目及び専門教育科目とする。

2 前項に定めるもののほか、教職に関する専門科目を置く。

3 授業科目の種類、単位数等は別表Ⅰのとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第21条の2 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第21条の3 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第21条の2並びに前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第22条 学修の評価は㉔、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第23条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表Iに定めるところにより、一般基礎教育科目については、教養から8単位以上、外国語1単位以上、合計9単位以上及び専門教育科目の必修を含め40単位以上総計62単位以上を、各科の定める履修規程に基づいて修得しなければならない。

(卒業)

第24条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。ただし、在学期間が2年を超える者、又は第8条第2項の規定に基づき学期の区分に従い入学した者が、卒業に必要な単位を前期に修得した場合には、教授会の議を経て学長が前期の卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第24条の2 第24条により卒業した者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格及び免許状の取得)

第25条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	資格及び免許状の種類
食 物 栄 養 科	栄養士資格 製菓衛生師受験資格
保 育 科	保育士資格 小学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状

第26条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位数を修得しなければならない。

第27条 栄養士資格を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく食物栄養科所定の科目及び単位数を修得しなければならない。

2 製菓衛生師受験資格を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、製菓衛生師法及び同

法施行規則に基づく食物栄養科所定の科目及び単位数を修得しなければならない。

第28条 保育士資格を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づく保育科所定の科目及び単位数を修得しなければならない。

第7章 学 費 等

(学費等)

第29条 本学の学費及び入学検定料は別表IIのとおりとする。

(学費の納入)

第30条 学費の納入は学年の始めに全額一括納入を原則とするが、入学金を除く他の学費については別表IIのとおり2期に分けて納入することができる。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

2 在学期間が2年を超える者の学費は、別表IIに基づき2期に分けて徴収する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第31条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第32条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月から復学した前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第33条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第34条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する月までの授業料を納付するものとする。

(納入した学費等)

第35条 一旦納入した学費又は入学検定料は原則として返還しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第36条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

第36条の2 学長は、学長候補者選考委員会の推薦を受けて理事会において選任する。副学長は、理事会において任命する。副学長の任命及び任期については別に定める。

第36条の3 学長の任期は4年とする。ただし、重任を妨げない。

第36条の4 本学に学長を補佐する者として学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は学長が指名する。

第36条の5 学科長は、理事会において任命する。学科長の任命及び任期については別に定める。

第36条の6 本学は、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教職員の適切な役割分担と、協働及び組織的な連携体制を確保する。

第9章 教 授 会

(教授会)

第37条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うにあたり審議および意見を述べるものとする。

(教授会の構成)

第38条 教授会は学長、副学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(その他)

第39条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生・特別聴講学生・長期履修学生・聴講生・特別の課程・公開講座・外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 本学において特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第21条及び第22条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第40条の2 単位互換協定のある大学又は短期大学の学生で、本学において一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、各学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ特別聴講学生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別聴講学生は年度毎に許可する。

3 特別聴講学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(長期履修学生)

第40条の3 本学において、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、学修意欲、学修計画等を総合的に判断のうえ、長期履修学生として修業年限を超えた計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(聴講生)

第40条の4 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、各学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として許可することができる。

2 聴講生は年度毎に許可する。

3 聴講生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(特別の課程)

第40条の5 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第40条の6 本学において、地域住民の生涯学習と地域社会の文化振興のために、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第41条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、本学則を準用する。

第11章 賞 罰

(賞 罰)

第42条 学生に対する表彰及び退学、停学、訓告の処分の手続きは、学長が定める。

(罰 則)

第43条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 専 攻 科

(専攻科)

第44条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科の名称及び学生定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
専 攻 科 保 育 専 攻	25人	50人

3 専攻科の修業年限は2年とする。

4 学生は4年を超えて在学することはできない。

5 第44条第3項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として在学を認めることができる。

(専攻科の入学資格)

第45条 本学の専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(3) その他本学の専攻科が、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(専攻科の教育課程)

第46条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類、単位数等は別表Iのとおりとする。

(専攻科の修了等)

第47条 本学の専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表Iに定めるところにより64単位以上を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

3 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(免許状の取得)

第47条の2 本学の専攻科において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

専 攻	免許状の種類
専 攻 科 保 育 専 攻	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

第47条の3 第47条の2に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、取得希望とする免許状に係る二種免許状の最低修得単位を修得し、かつ、学士の学位を有するとともに、第47条第1項の規定によるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位数を修得しなければならない。

(専攻科の学費等)

第48条 専攻科の学費及び入学検定料は別表IIのとおりとする。

2 学費の納入は入学時に全額一括納入を原則とするが、入学金を除く他の学費については別表IIのとおり2期に分けて納入することができる。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(その他)

第49条 本学の専攻科に関し本章に定めのない事項については、本学則を準用する。

第13章 学則の変更

(学則の変更)

第50条 この学則の変更は教授会の議を経て、理事会の過半数の同意を得なければならない。

附 則

この学則は2026年4月1日から施行する。

別表 I (第19条、第46条関係：教育課程表)

【食物栄養科】
(一般基礎教育科目)

区 分	授 業 科 目	形 態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考	
			必修	選択			
教 養	人文・社会科学系分野	文学	講義		2	教養より8単位以上修得すること	
		日本語表現	講義		2		
		児童文化・文学論	講義		2		
		法学（日本国憲法）	講義		2		
		経済学	講義		2		
		国際政治と子どもたち	講義		2		
		異文化コミュニケーション	講義		2		
		現代文化論	講義		2		
		新礼法	講義		2		
		知的生活の探求	講義		2		
		絵画との対話	講義		2		
		西洋音楽の世界	講義		2		
	芸術・健康科学系分野	演劇入門	講義		2		
		無意識の世界	講義		2		
		こころの科学	講義		2		
		環境と健康	講義		2		
		食生活学	講義		2		
		ライフスタイルと健康	講義		2		
		コミュニケーションデザイン	講義		2		
		情報・自然科学系分野	くらしと情報	講義			2
	情報科学		講義		2		
	人間と教育		講義		2		
	山梨の自然		講義		2		
	生命科学		講義		2		
	生命・地球科学入門		講義		2		
	生物科学		講義		2		
	暮らしの中の生物学		講義		2		
	海の生物学		講義		2		
	クサリの生物学		講義		2		
	フード・サイエンスと健康		講義		2		
	外 国 語		英語A	演習			1
		英語B	演習		1		
		英語C	演習		1		
英語D		演習		1			
英会話A		演習		1			
英会話B		演習		1			
フランス語A		演習		1			
フランス語B		演習		1			
中国語A		演習		2			
中国語B		演習		2			
保 健 体 育	体育理論	講義		1			
	体育実技A	実技		1			
	体育実技B	実技		1			
	体育実技C	実技		1			
	体育実技D	実技		1			
	体育実技E	実技		1			
合 計				78	9		

(専門教育科目)
(栄養士コース)

区 分	授 業 科 目	年次	形 態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
				必修	選択		
社会生活と健康	社会生活と健康	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	
	公衆衛生学総論	1	講義		2		
人体の構造と機能	人体の構造と機能	1	講義		2		
	栄養生理学	1	講義		2		
	栄養生理学実験	1	実験		1		
	運動生理学	2	講義		2		
	生化学	2	講義		2		
	生化学実験	2	実験		1		
	食 品 と 衛 生	食品学総論	1	講義	2		
食品学実験		1	実験		1		
食品学各論(食品加工学を含む。)		1	講義		2		
食品衛生学総論		1	講義	2			
栄 養 と 健 康	食品衛生学実験	2	実験		1		
	栄養学総論	1	講義	2			
	栄養学各論	1	講義		2		
	栄養学各論実習	2	実習		1		
	臨床栄養学総論	1	講義		2		
	臨床栄養学各論	2	講義		2		
栄 養 の 指 導	臨床栄養学実習	2	実習		1		
	栄養指導論	1	講義		2		
	栄養指導実習	2	実習		1		
	栄養教育論	2	講義		2		
給 食 の 運 営	公衆栄養学	2	講義		2		
	調理学	1	講義		2		
	食事設計実習	1	実習	1			
	調理の基本Ⅰ	1	実習		1		
	調理の基本Ⅱ	1	実習		1		
	応用調理実習Ⅰ	2	実習		1		
	応用調理実習Ⅱ	2	実習		1		
	給食運営論	1	講義		2		
	給食運営実習Ⅰ	1	実習		1		
	給食運営実習Ⅱ	2	実習		1		
	給食運営実習Ⅲ	1	実習		1		
	給食運営実習Ⅳ	2	実習		1		
基 礎 科 目	食の科学	1	講義		2		
	情報処理演習	1	演習		2		
	栄養と統計	2	講義		2		
発 展 科 目	栄養士特講Ⅰ	2	講義		1		
	栄養士特講Ⅱ	2	講義		1		
	食品加工学実習	2	実習		1		
合 計				7	54	40	

(専門教育科目)
〈パティシエコース〉

区 分	授 業 科 目	年次	形態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
				必修	選択		
衛 生 法 規	衛生法規	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	
公 衆 衛 生 学	公衆衛生学総論	1	講義		2		
	公衆衛生学各論	2	講義		2		
食 品 学	食品学総論	1	講義	2			
	食品学各論	1	講義		2		
食 品 衛 生 学	食品衛生学総論	1	講義	2			
	食品衛生学各論Ⅰ	1	講義		2		
	食品衛生学各論Ⅱ	2	講義		2		
	食品衛生学実験	2	実験		1		
栄 養 学	栄養学総論	1	講義	2			
	栄養学各論	1	講義		2		
社 会	社会	2	講義		2		
製 菓 理 論	製菓理論Ⅰ (洋菓子)	1	講義		2		
	製菓理論Ⅱ (製パン)	1	講義		2		
	製菓理論Ⅲ (和菓子)	1	講義		2		
	製菓専門理論	1	講義		2		
製 菓 実 習	製菓基礎実習Ⅰ (洋菓子)	1	実習		1		
	製菓基礎実習Ⅱ (製パン)	1	実習		1		
	製菓基礎実習Ⅲ (和菓子)	1	実習		1		
	製菓専門実習Ⅰ (洋菓子)	1	実習		1		
	製菓専門実習Ⅱ (製パン)	2	実習		2		
	製菓専門実習Ⅲ (和菓子)	1	実習		2		
	製菓専門実習Ⅳ (洋菓子)	2	実習		1		
	製菓特別実習Ⅰ	1	実習		1		
基 礎 科 目	情報処理演習	1	演習		2		
	調理の基本Ⅰ	1	実習	1			
発 展 科 目	製菓衛生師特講Ⅰ	2	講義		1		
	製菓衛生師特講Ⅱ	2	講義		1		
	スイーツショップ実習	2	実習		1		
	製菓特別実習Ⅱ	2	実習		1		
合 計				7	41	40	

〔共通専門科目〕

区 分	授 業 科 目	年次	形態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
				必修	選択		
学 際	保育学	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	
	家政学	1	講義		2		
	情報処理演習Ⅱ	1	演習		2		
	食文化論	1	講義		2		
	ホテルサービスⅠ	2	講義		1		
	ホテルサービスⅡ	2	講義		1		
	ビバレッジⅠ	2	講義		1		
	ビバレッジⅡ	2	演習		1		
	レストランサービスⅠ	1	講義		1		
	レストランサービスⅡ	1	演習		2		
	レストランサービスⅢ (インターンシップ)	1	実習		1		
	レストランサービスⅣ	2	演習		1		
	スイーツマイスターⅠ	2	講義		1		
	スイーツマイスターⅡ	2	演習		1		
スイーツマイスターⅢ	2	実習		1			
卒 業 要 件	社会人基礎力育成講座Ⅰ	1	演習	1			
	社会人基礎力育成講座Ⅱ	2	演習	1			
	基礎演習	1	演習	1			
	卒業演習Ⅰ	1	演習	1			
	卒業演習Ⅱ	2	演習	2			
合 計				6	20	40	

別表 I (第19条、第46条関係：教育課程表)

【保育科】
(一般基礎教育科目)

区 分	授 業 科 目	形 態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考		
			必修	選択				
教 養	人文・社会科学系分野	文学	講義		2	教職必修		
		日本語表現	講義		2			
		児童文化・文学論	講義		2			
		法学（日本国憲法）	講義		2			
		経済学	講義		2			
		国際政治と子どもたち	講義		2			
		異文化コミュニケーション	講義		2			
		現代文化論	講義		2			
		新礼法	講義		2			
		知的生活の探求	講義		2			
		芸術・健康科学系分野	絵画との対話	講義			2	教養より8単位以上修得すること
	西洋音楽の世界		講義		2			
	演劇入門		講義		2			
	無意識の世界		講義		2			
	こころの科学		講義		2			
	環境と健康		講義		2			
	食生活学		講義		2			
	ライフスタイルと健康		講義		2			
	情報・自然科学系分野	コミュニケーションデザイン	講義		2			
		くらしと情報	講義		2			
		情報科学	講義		2			
		人間と教育	講義		2			
		山梨の自然	講義		2			
		生命科学	講義		2			
		生命・地球科学入門	講義		2			
		生物科学	講義		2			
		暮らしの中の生物学	講義		2			
		海の生物学	講義		2			
		クスリの生物学	講義		2			
		フード・サイエンスと健康	講義		2			
		外 国 語	英語A	演習		1	外国語より1単位以上修得すること	
			英語B	演習		1		
	英語C		演習		1			
英語D	演習			1				
英会話A	演習			1				
英会話B	演習			1				
フランス語A	演習			1				
フランス語B	演習			1				
中国語A	演習			2				
中国語B	演習			2				
保 健 体 育	体育理論		講義		1	教職必修		
	体育実技A	実技		1				
	体育実技B	実技		1				
	体育実技C	実技		1				
	体育実技D	実技		1				
	体育実技E	実技		1				
合 計			78	9				

(専門教育科目)

区 分	授 業 科 目	年次	形 態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考	
				必修	選択			
教 職 の 意 義	教育職論	2	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	教職必修(小)	
	保育職論	2	講義		2		教職必修(幼)	
教 育 ・ 福 祉 の 基 礎 理 論	教育原理	1	講義	2			教職必修	
	社会福祉	1	講義		2			
	子ども家庭福祉	1	講義	2				
	保育原理	1	講義		2			
	社会的養護 I	1	講義		2			
	地域福祉	2	講義		2			
	発達心理学 I	1	講義	2			教職必修	
	発達心理学 II	1	演習		1		教職必修	
	臨床心理学	2	演習		2			
	特別支援教育論	2	講義		2		教職必修(小)	
	地域学校経営論	1	講義		1		教職選択	
	教 育 ・ 保 育 の 計 画 ・ 指 導 法	教育課程論	1	講義			2	教職必修(小)
		保育課程論	1	講義			2	教職必修(幼)
国語科教育法		2	講義		2		教職選択(小)	
社会科教育法		1	講義		2		教職選択(小)	
算数科教育法		2	講義		2		教職必修(小)	
理科教育法		2	講義		2		教職必修(小)	
生活科教育法		2	講義		2		教職必修(小)	
音楽科教育法		2	講義		2		教職必修(小)	
図画工作科教育法		2	講義		2	教職必修(小)		
家庭科教育法		2	講義		2	教職必修(小)		
体育科教育法		2	講義		2	教職選択(小)		
外国語科教育法		2	講義		1	教職必修(小)		
保育内容総論		1	演習		1	教職必修(幼)		
保育内容 健康		1	演習		1	教職必修(幼)		
保育内容 人間関係		1	演習		1	教職必修(幼)		
保育内容 環境		1	演習		1	教職必修(幼)		
保育内容 言葉		1	演習		1	教職必修(幼)		
保育内容 表現		2	演習		1	教職必修(幼)		
保育内容 音楽表現		2	演習		1	教職選択必修(幼)		
保育内容 造形表現		2	演習		1	教職選択必修(幼)		
保育内容 身体表現		2	演習		1	教職選択必修(幼)		
保育内容 表現活動		2	演習		1	教職選択必修(幼)		
社会的養護 II		2	演習		1			
インクルーシブ保育 I		2	演習		1	教職必修(幼)		
インクルーシブ保育 II		2	演習		1	教職必修(幼)		
乳児保育 I		1	講義		2			
乳児保育 II		2	演習		1			
道徳教育の理論と方法	2	講義		1	教職必修(小)			
総合的な学習の時間の理論と方法	2	講義		1	教職必修(小)			
特別活動の理論と方法	2	講義		1	教職必修(小)			
教育方法論(小学校)	2	講義		1	教職必修(小)			
ICT活用の理論と方法	2	講義		1	教職必修(小)			
教育方法論(幼稚園)	2	講義		1	教職必修(幼)			

区 分	授 業 科 目	年次	形態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
				必修	選択		
教育・保育の 計画・指導法	子どもの保健	1	講義		2		
	子どもの健康と安全	2	演習		1		
	子どもの食と栄養	2	演習		2		
教職実践演習	教職実践演習(幼・小)	2	演習		2		教職必修
教育・福祉の 相談・援助	生徒指導・キャリア教育論	2	演習		2		教職必修(小)
	子どもの理解と援助	2	演習		1		教職必修(幼)
	教育相談の基礎	2	講義		2		教職必修
	子ども家庭支援論	2	講義		2		
	子ども家庭支援の心理学	1	講義		2		
	子育て支援演習	2	演習		1		教職選択
	子育て支援の理論と方法	2	演習		1		
	在宅保育	2	講義		2		
教 科 基 礎 技 能	国語	1	講義		2		教職必修(小)
	書写	2	演習		1		教職必修(小)
	社会	1	講義		2		教職選択(小)
	算数	1	講義		2		教職必修(小)
	理科	1	講義		2		教職選択(小)
	生活	1	講義		2		教職選択(小)
	音楽Ⅰ	1	演習		1		教職必修
	音楽Ⅱ	1	演習		1		教職必修
	音楽ⅢA	2	演習		1		教職選択
	音楽ⅢB	2	演習		1		教職選択
	図画工作	1	演習		1		教職必修(幼)
	図画工作Ⅱ	1	演習		1		教職選択
	家庭	1	演習		2		教職選択(小)
	体育	1	演習		1		教職必修(小)
	外国語(教職)	1	講義		1		教職必修(小)
	子どもと健康	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと人間関係	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと環境	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと言葉	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと表現	1	演習		1		教職必修(幼)
学 際	情報処理演習	1	演習		2		教職必修
	情報処理演習Ⅱ	1	演習		2		
実 習	小学校教育実習指導	2	講義		1		
	小学校教育実習Ⅰ	2	実習		2		教職必修(小)
	小学校教育実習Ⅱ	2	実習		2		
	幼稚園教育実習指導	1	講義		1		
	幼稚園教育実習Ⅰ	1	実習		1		教職必修(幼)
	幼稚園教育実習Ⅱ	2	実習		3		
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	演習		1		
	保育実習Ⅰ(保育所)	1	実習		2		
	保育実習指導Ⅰ(施設)	1	演習		1		
	保育実習Ⅰ(施設)	2	実習		2		
	保育実習指導Ⅱ(保育所)	2	演習		1		
	保育実習Ⅱ(保育所)	2	実習		2		
	保育実習指導Ⅲ(施設)	2	演習		1		
	保育実習Ⅲ(施設)	2	実習		2		

専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること

区 分	授 業 科 目	年次	形態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
				必修	選択		
卒 業 要 件	社会人基礎力育成講座Ⅰ	1	演習	1		上修専門教育科目より必修 上修を含めて40単位以上修得すること	
	社会人基礎力育成講座Ⅱ	2	演習	1			
	基礎演習	1	演習	1			
	卒業演習Ⅰ	1	演習	1			
	卒業演習Ⅱ	2	演習	2			
合 計				12	135	40	

【専攻科 保育専攻】

区 分	授 業 科 目	年次	形態	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
				必修	選択		
教育・福祉の 基礎理論	教育哲学	2	講義		2	16	教職必修
	教育学特論	2	講義	2			教職必修(小)
	社会福祉特論	2	講義	2			
	保育学特論	1	講義	2			教職必修(幼)
	発達心理学特論Ⅰ	1	講義		2		教職必修(幼)
	発達心理学特論Ⅱ	2	講義		2		教職必修(小)
	臨床心理学特論	1	演習		2		教職選択
	人間生物学特論	2	講義		2		
	国際教育社会特論	2	講義		2		教職選択
教育・保育の 計画・指導法	教育課程特論	1	講義		1	20	教職必修(小)
	保育課程特論	1	講義		1		教職必修(幼)
	国語科教育法特論	2	講義		2		教職必修(小)
	社会科教育法特論	1	講義		2		教職必修(小)
	算数科教育法特論	1	講義		2		教職選択(小)
	理科教育法特論	1	講義		2		教職選択(小)
	図画工作科教育法特論	2	講義		2		教職選択(小)
	体育科教育法特論	1	講義		2		教職必修(小)
	児童文化論	2	講義		2		
	保育内容特論(健康)	2	演習		1		教職必修(幼)
	保育内容特論(人間関係)	2	演習		1		教職必修(幼)
	保育内容特論(環境)	2	演習		1		教職必修(幼)
	保育内容特論(言葉)	2	演習		1		教職必修(幼)
	保育内容特論(造形表現)	2	演習		1		教職必修(幼)
	保育内容特論(身体表現)	1	演習		1		教職必修(幼)
	障害児保育特論	1	演習		2		
	乳児保育特論	2	演習		2		
	道徳教育特論	1	講義		1		教職必修(小)
総合的な学習の時間の指導法特論	1	講義		2	教職必修(小)		
小児保健学特論	2	講義		2			
教育・福祉の 相談・援助	家庭問題特論Ⅰ	1	講義	2		6	
	家庭問題特論Ⅱ	2	講義	2			
	教育相談	2	講義		2		教職必修
教 科	国語科概論	1	講義		2	6	教職必修(小)
	社会科概論	2	講義		2		教職必修(小)
	算数科概論	2	講義		2		教職選択(小)
	理科概論	2	講義		2		教職選択(小)
	生活科概論	1	演習		2		教職必修(小)
	音楽科概論	1	演習		2		教職必修(小)
	子どもと健康特論	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと人間関係特論	2	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと環境特論	2	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと言葉特論	2	演習		1		教職必修(幼)
子どもと表現特論	1	演習		1	教職必修(幼)		
実 習・ 研 修	現場研修Ⅰ	1	実習	6		6	
	現場研修Ⅱ	2	実習		2		
	児童相談所実習	2	実習		1		
研 究	実践研究	1	演習	4		10	
	教育研究法	1	演習	2			
	修了研究	2	演習	4			
合 計			26	65	64		

別表Ⅱ（第29条、第30条、第48条関係：学費等納入金及び入学検定料）

〔食物栄養科〕

入学年度 項目 納期	2026 年 度 入 学 生			2025 年 度 入 学 生		
	一 括	前 期	後 期	一 括	前 期	後 期
△入 学 金	200,000円	200,000円	0円	200,000円	200,000円	0円
授 業 料	660,000円	330,000円	330,000円	660,000円	330,000円	330,000円
教育充実費	300,000円	150,000円	150,000円	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円
計	1,260,000円	730,000円	530,000円	1,260,000円	730,000円	530,000円

(注) △印は入学年度のみ

項 目	入 試 年 度	
	2026年度入試	2025年度入試
入学検定料	30,000円	30,000円

〔保育科〕

入学年度 項目 納期	2026 年 度 入 学 生			2025 年 度 入 学 生		
	一 括	前 期	後 期	一 括	前 期	後 期
△入 学 金	200,000円	200,000円	0円	200,000円	200,000円	0円
授 業 料	660,000円	330,000円	330,000円	660,000円	330,000円	330,000円
教育充実費	300,000円	150,000円	150,000円	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費	80,000円	40,000円	40,000円	80,000円	40,000円	40,000円
計	1,240,000円	720,000円	520,000円	1,240,000円	720,000円	520,000円

(注) △印は入学年度のみ

項 目	入 試 年 度	
	2026年度入試	2025年度入試
入学検定料	30,000円	30,000円

〔専攻科 保育専攻〕

入学年度 項目 納期	2026 年 度 入 学 生			2025 年 度 入 学 生		
	一 括	前 期	後 期	一 括	前 期	後 期
△入 学 金	100,000 円	100,000 円	0 円	100,000 円	100,000 円	0 円
授 業 料	660,000 円	330,000 円	330,000 円	660,000 円	330,000 円	330,000 円
教育充実費	300,000 円	150,000 円	150,000 円	300,000 円	150,000 円	150,000 円
実験実習費	80,000 円	40,000 円	40,000 円	80,000 円	40,000 円	40,000 円
計	1,140,000 円	620,000 円	520,000 円	1,140,000 円	620,000 円	520,000 円

注) △印は入学年度のみ

項 目	入 試 年 度	2026年度入試	2025年度入試
	入学検定料		30,000 円

Ⅱ 履 修 方 法 等

履修について

1 単位制度

短期大学における修学課程は、すべて単位制度が採用されている。

すべての授業科目は、下記の基準により、単位の数が割り当てられている。履修登録した科目の単位の修得は、所定の試験に合格することによって認定される。そして、修得した単位の総数が、所定の単位数に達すると卒業が認定され、短期大学士の学位が与えられる。

1単位とは、1学期（学年を前学期と後学期の2学期に分ける）において、学生が1授業科目について行う45時間の学習活動をいう。この45時間は、授業時間に組込まれる時間と、学生が自主的に行う自習時間とから成り立っている。この割合は、授業科目の性質によって異なっている。

授業科目の単位数を定めるに当たっては、単位の授業科目を45時間の学習を必要とする教育内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 履修の方法

(1) 履修科目の登録

前後期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を選択し、履修科目の登録を行わなければならない。授業科目の選択は、1年間の勉学方針を立てることであるとともに、次年度の履修科目にも影響することであるから、慎重に考えて決定することが大切である。この手続きを怠ったり、誤ったりすると、履修ができないと同時に受験資格が与えられない。

- 登録申請及び手続き方法については、年度始めに、事務局からの掲示と担当教員からの詳しい説明がある。
- 登録は、すべて自己の責任において行う。
- 授業科目の履修は、「学生便覧」の教育課程の履修方法、「シラバス」、「時間割表」を参照して決定する。
- 各学年に配当されている授業科目は、原則としてその学年で履修する。
- 学科指定、クラス指定の授業科目は、指定された時間に履修する。
- 登録は、別に定める方法で、指定された日時に行う。
- 同一時限に2科目を重複して登録履修することはできない。また、単位認定された科目については再履修によって重ねて単位認定を受けることはできない。
- 登録の不備や間違いがあると無効となるので正確に行う。

(2) 出席の取扱い

大学での学修は、授業と自主的な学習活動を基礎としてたてられているので、各科目の授業を中心として、さらにこれを日常的に学習し、深める態度を身につけることが必要である。従って、授業科目を十分理解するためには、平素の出席が必要なことはいうまでもないことである。

なお、試験の受験資格は、学則に定められた授業科目ごとの授業時間数の3分の2以上出席した者に与えられる。

(3) 授業・休講・補講

① 授業は、1学期16回行い、15回目が定期試験である。なお、食物栄養科パティシエコースにおいては、製菓衛生師法に定める教科科目の時間数を確保するため、17回開講の授業がある。詳細は〔1〕食物栄養科の履修方法 4 製菓衛生師受験資格 (p.45)を参照のこと。

これらの授業開講数を確保するために、学則第3章第7条第1項(5)に定める夏季休業日を変更することがある。

② 休講

ア 特別に学校行事のある場合、または授業科目担当者において、やむを得ない事情が発生した場合には授業を休講する場合がある。

イ 休講は、決定または届け出があった場合、WebClassに掲載する。

ウ 休講掲載がなく、また特別な指示がない場合で、授業科目担当者が授業開始時間より30分経過しても出講しない場合には、必ず事務局へ授業の有無を問い合わせること。

③ 補講

休講になった授業科目については、必ず補講をする。日時等については、WebClassに掲載する。

(4) 授業時間・時限

授業時間・試験の時限は以下の表のとおりである。

[授業時間・試験]

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00 ～10:30	10:40 ～12:10	13:00 ～14:30	14:40 ～16:10	16:20 ～17:50

(5) 本学以外で修得した単位等の認定

次の①、②に該当する場合は、合わせて30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。

① 入学前に他大学等で修得した単位認定

学生が本学に入学する以前に他大学等で修得した単位は、教育上有益と認められる場合に限り拡大教授会の議を経て、②に掲げる単位を含めて30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位としてみなすことができる。

この単位認定は、本人の申請により行われる。申請は、入学時のみ受け付ける。

② 在学中に他大学等で修得した単位認定（単位互換）

在学中に他大学等との協議（単位互換協定）に基づき、履修して修得した単位は、①に掲げる単位を含めて30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位としてみなすことができる。他大学等とは次のとおりである。

- 放送大学との単位互換による履修科目（2026年度は実施されない。）
- 山梨学院大学との単位互換による履修科目
- 本学と学術交流協定（含む単位互換）を締結している海外提携校での履修科目

〔1〕 食物栄養科の履修方法

1 教育課程

(1) 一般基礎教育科目〔栄養士コース〕

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	要 件		開 講 期		担 当 教 員	備 考
					卒業	栄養士	前期	後期		
人文・社会科学系分野	文学…古典に見る日本人の心(愛・死・無常観を例に)	2NPC-0101	講義	2			←→			2026年度休講
	日本語表現…「聞く力」「話す力」「書く力」・日本人の努力目標に迫る	2NPC-0102	講義	2			←→			2026年度休講
	児童文化・文化論…子どもの心を知る	2NPC-0103	講義	2			←→	高橋 達哉		
	法学(日本国憲法)…現代社会のルール	2NPC-0104	講義	2			←→	原 禎嗣		
	経済学…家計・企業・政府のかかわり	2NPC-0105	講義	2			←→	片田 興		
	国際政治と子どもたち…貧困・紛争・差別の中の子どもたち	2NPC-0106	講義	2			←→	松井 佳子		
	異文化コミュニケーション…グローバル社会と国際交流	2NPC-0107	講義	2			←→	竹中 麻美子		
	現代文化論…アイドルから社会を知る	2NPC-0108	講義	2			←→			2026年度休講
	新礼法…心と形を磨くコミュニケーション	2NPC-0109	講義	2			←→			2026年度休講
	知的生活の探求…多層的な世界から	2NPC-0110	講義	2			←→	雨宮 基博		
芸術・健康科学系分野	絵画との対話…絵画との対話とイメージの継承	3NPC-0201	講義	2			←→	加山 総子		
	西洋音楽の世界…日本人から見た西洋音楽の世界	3NPC-0202	講義	2			←→	荻原 千史		
	演劇入門…シェークスピアから現代劇まで	3NPC-0203	講義	2			←→	竹中 麻美子		
	無意識の世界…自分の心・人の心の世界	3NPC-0204	講義	2			←→	清水 一毅		
	こころの科学…対人関係と臨床の心理学	3NPC-0205	講義	2			←→	雨宮 基博		
	環境と健康…保健医療サービスと地域福祉	3NPC-0206	講義	2			←→	田中 結香		
	食生活学…「何をどれだけ食べればよいのか」食生活を考える	3NPC-0208	講義	2			←→	深澤 早苗		
	ライフスタイルと健康…現代の健康問題	3NPC-0209	講義	2			←→	鈴木 睦代		
	コミュニケーションデザイン	3NPC-0210	講義	2			←→	深澤 竜也		
	情報・自然科学系分野	くらしと情報…生活の中で遭遇する様々な情報について考える	4NPC-0302	講義	2			←→		
情報科学…データサイエンスを理解しよう		4NPC-0303	講義	2			←→	萱嶋 泰成		
人間と教育…学びの本質を考える—人間と教育の多様な関係		4NPC-0304	講義	2			←→	初田 宏樹		
山梨の自然…山梨の多様な植生 暖地から寒冷地まで		4NPC-0305	講義	2			←→			2026年度休講
生命科学…ライフサイエンスを読み解こう		4NPC-0306	講義	2			←→	萱嶋 泰成		
生命・地球科学入門		4NPC-0311	講義	2			←→	小林 祐一		
生物科学…生きている仕組みを知る		4NPC-0307	講義	2			←→	萱嶋 泰成		
暮らしの中の生物学		4NPC-0312	講義	2			←→	小林 祐一		
海の生物学…海に行ったらたくさんの生き物に触れよう		4NPC-0308	講義	2			←→			2026年度休講
クスの生物学…クスのリスクとベネフィット(利益)		4NPC-0309	講義	2			←→	羽畑 祐吾		
フード・サイエンスと健康…「食」を科学分解する	4NPC-0310	講義	2			←→	羽畑 祐吾			
外 国 語	英語A…英語のセンスを磨くⅠ	2NPC-0401	演習	1			←→	竹中 麻美子		
	英語B…英語のセンスを磨くⅡ	2NPC-0402	演習	1			←→	竹中 麻美子		
	英語C	2NPC-0403	演習	1			←→			2026年度休講
	英語D	2NPC-0404	演習	1			←→			2026年度休講
	英会話A	2NPC-0405	演習	1	1 単位以上	1 単位以上	←→	MEREDITH,Kenneth James (ケン・メレディス)		
	英会話B	2NPC-0406	演習	1	1 単位以上	1 単位以上	←→	MEREDITH,Kenneth James (ケン・メレディス)		
	フランス語A	2NPC-0407	演習	1			←→	Anne-lise Martin (アンネリース・マルタン)		
	フランス語B	2NPC-0408	演習	1			←→			2026年度休講
	中国語A…入門	2NPC-0409	演習	2			←→			2026年度休講
	中国語B…初級	2NPC-0410	演習	2			←→			2026年度休講
保 健 体 育	体育理論…健康と運動の科学	3NPC-0501	講義	1			←→	今井 茂樹		
	体育実技A…バレーボール	3NPC-0502	実技	1			←→	岡野 弘子		
	体育実技B…バドミントン	3NPC-0503	実技	1			←→	高橋 侑希		
	体育実技C…卓球	3NPC-0504	実技	1			←→	吉田 浩二		
	体育実技D…トレーニング	3NPC-0505	実技	1			←→	小幡 邦彦		
	体育実技E…ダンス	3NPC-0506	実技	1			←→			2026年度休講
計				78	9	9				

履修系統図番号(ディプロマ・ポリシー)[P.7参照] N : 栄養士コース P : パティシエコース C : 保育科 A : 専攻科 ● 必修

(2) 専門教育科目〔栄養士コース〕

区 分	授 業 科 目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	主 要 授 業 科 目	要 件				開 講 期				担 当 教 員	備 考
						卒業	栄養士	レストラ ンサー ビズ 技士	スイー ツ マ イ ス ター	1 年		2 年			
										前期	後期	前期	後期		
社会生活と健康	社会生活と健康	5N-1005	講義	2	●	●			←→				関戸 元恵・田中 結香		
	公衆衛生学総論	5N-1010	講義	2	●	●			←→				佐藤 史		
人体の構造と機能	人体の構造と機能	6N-1005	講義	2	●				←→				前川 慎吾		
	栄養生理学	6N-1010	講義	2	●				←→				羽畑 祐吾		
	栄養生理学実験	6N-1015	実験	1	●				←→				羽畑 祐吾・青木 慎悟		
	運動生理学	6N-2010	講義	2	●				←→				鈴木 睦代		
	生化学	6N-2005	講義	2	●				←→				萱嶋 泰成		
	生化学実験	6N-2015	実験	1	●				←→				萱嶋 泰成		
食品と衛生	食品学総論	7N-1005	講義	2	●	●			←→				中川 裕子		
	食品学実験	7N-1020	実験	1	●				←→				中川 裕子		
	食品学各論(食品加工学を含む。)	7N-1015	講義	2	●	●			←→				中川 裕子		
	食品衛生学総論	7N-1010	講義	2	●	●			←→				関戸 元恵		
栄養と健康	食品衛生学実験	7N-2005	実験	1	●				←→				中川 裕子		
	栄養学総論	8N-1005	講義	2	●	●			←→				吉野 美香		
	栄養学各論	8N-1010	講義	2	●				←→				鈴木 睦代		
	栄養学各論実習	8N-2015	実習	1	●				←→				鈴木 睦代		
	臨床栄養学総論	8N-1015	講義	2	●				←→				青木 慎悟		
栄養の指導	臨床栄養学各論	8N-2005	講義	2	●				←→				青木 慎悟		
	臨床栄養学実習	8N-2010	実習	1	●				←→				青木 慎悟		
	栄養指導論	9N-1005	講義	2	●				←→				深澤 早苗		
	栄養指導実習	9N-2015	実習	1	●				←→				深澤 早苗		
	栄養教育論	9N-2005	講義	2	●				←→				深澤 早苗		
給食の運営	公衆栄養学	9N-2010	講義	2	●				←→				青木 慎悟		
	調理学	10N-1005	講義	2	●				←→				鈴木 耕太		
	食事設計実習	10N-1020	実習	1	●				←→				深澤 早苗・鈴木 睦代		
	調理の基本Ⅰ	10N-1015	実習	1	●	●			←→				鈴木 耕太		
	調理の基本Ⅱ	10N-1025	実習	1	●				←→				鈴木 耕太		
	応用調理実習Ⅰ	10N-2005	実習	1	●				←→				鈴木 耕太		
	応用調理実習Ⅱ	10N-2010	実習	1	●				←→				鈴木 耕太		
	給食運営論	10N-1010	講義	2	●				←→				鈴木 睦代		
	給食運営実習Ⅰ	10N-1030	実習	1	●				←→				鈴木 睦代		
	給食運営実習Ⅱ	11N-2005	実習	1	●				←→				鈴木 睦代	(学内)	
基礎科目	給食運営実習Ⅲ	11N-1005	実習	1	●				←→				鈴木 耕太	(幼)	
	給食運営実習Ⅳ	11N-2010	実習	1	●				←→				鈴木 睦代	(外)	
	食の科学	4N-1305	講義	2					←→				萱嶋 泰成		
	情報処理演習	4N-1605	演習	2					←→				江崎 晃平		
発展科目	栄養と統計	4N-2605	講義	2					←→				羽畑 祐吾		
	栄養士特講Ⅰ	12N-2010	講義	1					←→				青木 慎悟		
	栄養士特講Ⅱ	12N-2015	講義	1					←→				青木 慎悟		
	食品加工学実習	7N-2010	実習	1				←→				中川 裕子			

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	主要授業科目	要件				開講期				担当教員	備 考
						卒業 栄養士	レストラン サービス 技能士	スイーツ マスター	1年		2年				
									前期	後期	前期	後期			
学 際	保育学	2NP-0701	講義	2	必修を含めて 40単位以上 修得すること				↔	↔			中込 まゆみ		
	家政学	2NP-0702	講義	2					↔	↔					2026年度休講
	情報処理演習Ⅱ	4NPC-0615	演習	2					↔	↔				羽畑 祐吾	
	食文化論	2NP-0705	講義	2			●		↔	↔				鈴木 耕太	
	ホテルサービスⅠ	2NP-2706	講義	1			●		↔	↔				渡辺 浩章	
	ホテルサービスⅡ	2NP-2707	講義	1			●		↔	↔				渡辺 浩章	
	ビバレッジⅠ	2NP-2708	講義	1			●		↔	↔				榎山 美穂	
	ビバレッジⅡ	2NP-2709	演習	1			●		↔	↔				榎山 美穂	
	レストランサービスⅠ	2NP-1710	講義	1			●		↔	↔				榎山 美穂	
	レストランサービスⅡ	2NP-1711	演習	2			●		↔	↔				榎山 美穂	
	レストランサービスⅢ (インターンシップ)	2NP-1712	実習	1			●		↔	↔				榎山 美穂	
	レストランサービスⅣ	2NP-2713	演習	1			●			↔				小牧 康伸	
	スイーツマスターⅠ	2NP-2714	講義	1				●		↔				芦澤 香苗	
	スイーツマスターⅡ	2NP-2715	演習	1				●		↔				芦澤 香苗	
	スイーツマスターⅢ	2NP-2716	実習	1				●		↔				中川 裕子	
卒業要件	社会人基礎力育成講座Ⅰ	1NPC-1001	演習	1	●			↔	↔				演習担当教員		
	社会人基礎力育成講座Ⅱ	1NPC-2001	演習	1	●			↔	↔				演習担当教員		
	基礎演習	1NP-1002	演習	1	●			↔	↔				演習担当教員		
	卒業演習Ⅰ	12N-1005	演習	1	●	●			↔				演習担当教員		
	卒業演習Ⅱ	12N-2005	演習	2	●	●			↔				演習担当教員		
計				87	11	13									

● 必修

(3) 一般基礎教育科目〔パティシエコース〕

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	要件		開講期		担当教員	備 考
					卒業 衛生師	製菓 衛生師	前期	後期		
人文・社会科学系分野	文学…古典に見る日本人の心(愛・死・無常観を例に)	2NPC-0101	講義	2			↔			2026年度休講
	日本語表現…「聞く力」「話す力」「書く力」…日本人の努力目標に迫る	2NPC-0102	講義	2			↔			2026年度休講
	児童文化・文化論…子どもの心を知る	2NPC-0103	講義	2			↔		高橋 達哉	
	法学(日本国憲法)…現代社会のルール	2NPC-0104	講義	2			↔	↔	原 禎嗣	
	経済学…家計・企業・政府のかかわり	2NPC-0105	講義	2			↔		片田 興	
	国際政治と子どもたち…貧困・紛争・差別の中の子どもたち	2NPC-0106	講義	2			↔	↔	松井 佳子	
	異文化コミュニケーション…グローバル社会と国際交流	2NPC-0107	講義	2			↔		竹中 麻美子	
	現代文化論…アイドルから社会を知る	2NPC-0108	講義	2			↔			2026年度休講
	新礼法…心と形を磨くコミュニケーション	2NPC-0109	講義	2			↔			2026年度休講
	知的生活の探求…多層的な世界から	2NPC-0110	講義	2			↔		雨宮 基博	
教 養	絵画との対話…絵画との対話とイメージの継承	3NPC-0201	講義	2			↔		加山 総子	
	西洋音楽の世界…日本人から見た西洋音楽の世界	3NPC-0202	講義	2			↔		荻原 千史	
	演劇入門…シェイクスピアから現代劇まで	3NPC-0203	講義	2			↔		竹中 麻美子	
	無意識の世界…自分の心・人の心の世界	3NPC-0204	講義	2			↔		清水 一毅	
	こころの科学…対人関係と臨床の心理学	3NPC-0205	講義	2			↔		雨宮 基博	
	環境と健康…保健医療サービスと地域福祉	3NPC-0206	講義	2			↔		田中 結香	
	食生活学…「何をどれだけ食べればよいのか」食生活を考える	3NPC-0208	講義	2			↔		深澤 早苗	
	ライフスタイルと健康…現代の健康問題	3NPC-0209	講義	2			↔		鈴木 睦代	
	コミュニケーションデザイン	3NPC-0210	講義	2			↔		深澤 竜也	
	暮らしと情報…生活の中で遭遇する様々な情報について考える	4NPC-0302	講義	2			↔			2026年度休講
情報・自然科学系分野	情報科学…データサイエンスを理解しよう	4NPC-0303	講義	2			↔		萱嶋 泰成	
	人間と教育…学びの本質を考える—人間と教育の多様な関係	4NPC-0304	講義	2			↔		初田 宏樹	
	山梨の自然…山梨の多様な植生 暖地から寒冷地まで	4NPC-0305	講義	2			↔			2026年度休講
	生命科学…ライフサイエンスを読み解こう	4NPC-0306	講義	2			↔		萱嶋 泰成	
	生命・地球科学入門	4NPC-0311	講義	2			↔		小林 祐一	
	生物科学…生きている仕組みを知る	4NPC-0307	講義	2			↔	↔	萱嶋 泰成	
	暮らしの中の生物学	4NPC-0312	講義	2			↔		小林 祐一	
	海の生物学…海に行ってたくさん生き物に触れよう	4NPC-0308	講義	2			↔			2026年度休講
	クサリの生物学…クサリのリスクとベネフィット(利益)	4NPC-0309	講義	2			↔		羽畑 祐吾	
	フード・サイエンスと健康…「食」を科学分解する	4NPC-0310	講義	2			↔		羽畑 祐吾	
外 国 語	英語A…英語のセンスを磨くⅠ	2NPC-0401	演習	1			↔		竹中 麻美子	
	英語B…英語のセンスを磨くⅡ	2NPC-0402	演習	1			↔		竹中 麻美子	
	英語C	2NPC-0403	演習	1			↔			2026年度休講
	英語D	2NPC-0404	演習	1			↔			2026年度休講
	英会話A	2NPC-0405	演習	1	1単位以上	1単位以上	↔		MEREDITH,Kenneth James (ケン・メレディス)	
	英会話B	2NPC-0406	演習	1	1単位以上	1単位以上	↔		MEREDITH,Kenneth James (ケン・メレディス)	
	フランス語A	2NPC-0407	演習	1			↔		Anne-lise Martin (アンネリース・マルタン)	
	フランス語B	2NPC-0408	演習	1			↔			2026年度休講
	中国語A…入門	2NPC-0409	演習	2			↔			2026年度休講
	中国語B…初級	2NPC-0410	演習	2			↔			2026年度休講
保 健 体 育	体育理論…健康と運動の科学	3NPC-0501	講義	1			↔		今井 茂樹	
	体育実技A…バレーボール	3NPC-0502	実技	1			↔		岡野 弘子	
	体育実技B…バドミントン	3NPC-0503	実技	1			↔		高橋 侑希	
	体育実技C…卓球	3NPC-0504	実技	1			↔		吉田 浩二	
	体育実技D…トレーニング	3NPC-0505	実技	1			↔		小幡 邦彦	
	体育実技E…ダンス	3NPC-0506	実技	1			↔			2026年度休講
計				78	9	9				

履修系統図番号(ディプロマ・ポリシー)[P.7参照] N:栄養士コース P:パティシエコース C:保育科 A:専攻科 ● 必修

(4) 専門教育科目〔パティシエコース〕

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	主要 授業 科目	要 件				開 講 期				担 当 教 員	備 考
						卒 業	製菓 衛生師	レストラ ンサー 技士	スイー ツ マイ スター	1 年		2 年			
										前 期	後 期	前 期	後 期		
衛生法規	衛生法規	5P-1005	講義	2	●					←→				佐藤 史	
公衆衛生学	公衆衛生学総論	5P-1010	講義	2	●	●				←→				佐藤 史	
	公衆衛生学各論	5P-2015	講義	2							←→			青木 慎悟	
食品学	食品学総論	7P-1005	講義	2	●	●	●			←→				深澤 早苗	
	食品学各論	7P-1010	講義	2		●	●			←→				深澤 早苗	
食品衛生学	食品衛生学総論	6P-1005	講義	2	●	●	●			←→				関戸 元恵	
	食品衛生学各論Ⅰ	6P-1010	講義	2		●				←→				関戸 元恵	
	食品衛生学各論Ⅱ	6P-2015	講義	2	●	●				←→				関戸 元恵	
	食品衛生学実験	6P-2010	実験	1		●				←→				関戸 元恵	
栄養学	栄養学総論	8P-1005	講義	2	●		●			←→				鈴木 睦代	
	栄養学各論	8P-1010	講義	2		●				←→				関戸 元恵	
社会	社会	9P-2015	講義	2								←→		伊東 洋晃	
製菓理論	製菓理論Ⅰ(洋菓子)	10P-1030	講義	2	●					←→				廣瀬 和代	
	製菓理論Ⅱ(製パン)	10P-1040	講義	2	●					←→				奥石 輝夫	
	製菓理論Ⅲ(和菓子)	10P-1035	講義	2	●					←→				小澤 精	
	製菓専門理論	10P-1045	講義	2	●					←→				廣瀬 和代	
製菓実習	製菓基礎実習Ⅰ(洋菓子)	11P-1005	実習	1	●		●			←→				廣瀬 和代	
	製菓基礎実習Ⅱ(製パン)	11P-1010	実習	1	●					←→				奥石 輝夫	
	製菓基礎実習Ⅲ(和菓子)	11P-1015	実習	1	●					←→				小澤 精	
	製菓専門実習Ⅰ(洋菓子)	11P-1025	実習	1	●					←→				廣瀬 和代	
	製菓専門実習Ⅱ(製パン)	11P-2005	実習	2	●					←→				芦沢 素征	
	製菓専門実習Ⅲ(和菓子)	11P-1030	実習	2	●					←→				小澤 精	
	製菓専門実習Ⅳ(洋菓子)	11P-2010	実習	1	●					←→				廣瀬 和代	
	製菓特別実習Ⅰ	11P-1020	実習	1	●					←→				廣瀬 和代・奥石 輝夫 小澤 精	
基礎科目	情報処理演習	4P-1605	演習	2						←→				江崎 晃平	
	調理の基本Ⅰ	3P-1005	実習	1	●					←→				鈴木 耕太	
発展科目	製菓衛生師特講Ⅰ	12P-2010	講義	1							←→			関戸 元恵	
	製菓衛生師特講Ⅱ	12P-2015	講義	1							←→			関戸 元恵	
	スイーツショップ実習	11P-2020	実習	1							←→			廣瀬 和代・芦沢 素征 関戸 元恵	
	製菓特別実習Ⅱ	11P-2015	実習	1							←→			廣瀬 和代・芦沢 素征	

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	主要 授業 科目	要 件				開 講 期				担 当 教 員	備 考
						卒 業	製菓 衛生師	レストラ ンサー 技士	スイー ツ マイ スター	1 年		2 年			
										前 期	後 期	前 期	後 期		
学 際	保育学	2NP-0701	講義	2						←→				中込 まゆみ	
	家政学	2NP-0702	講義	2						←→					2026年度休講
	情報処理演習Ⅱ	4NPC-0615	演習	2							←→		←→	羽畑 祐吾	
	食文化論	2NP-0705	講義	2		●				←→			←→	鈴木 耕太	
	ホテルサービスⅠ	2NP-2706	講義	1		●					←→			渡辺 浩章	
	ホテルサービスⅡ	2NP-2707	講義	1		●					←→			渡辺 浩章	
	ビバレッジⅠ	2NP-2708	講義	1		●					←→			榎山 美穂	
	ビバレッジⅡ	2NP-2709	演習	1		●					←→			榎山 美穂	
	レストランサービスⅠ	2NP-1710	講義	1		●				←→				榎山 美穂	
	レストランサービスⅡ	2NP-1711	演習	2		●				←→				榎山 美穂	
	レストランサービスⅢ (インターンシップ)	2NP-1712	実習	1		●				←→				榎山 美穂	
	レストランサービスⅣ	2NP-2713	演習	1		●						←→		小牧 康伸	
	スイーツマイスターⅠ	2NP-2714	講義	1				●				←→		芦澤 香苗	
	スイーツマイスターⅡ	2NP-2715	演習	1				●				←→		芦澤 香苗	
	スイーツマイスターⅢ	2NP-2716	実習	1				●				←→		中川 裕子	
卒業要件	社会人基礎力育成講座Ⅰ	1NPC-1001	演習	1	●					←→				演習担当教員	
	社会人基礎力育成講座Ⅱ	1NPC-2001	演習	1	●						←→			演習担当教員	
	基礎演習	1NP-1002	演習	1	●					←→				演習担当教員	
	卒業演習Ⅰ	12P-1005	演習	1	●	●					←→			演習担当教員	
	卒業演習Ⅱ	12P-2005	演習	2	●	●						←→		演習担当教員	
計				74	13	13									

● 必修

2 卒業要件単位

本学を卒業するためには、2年以上在学し、一般基礎教育科目については、教養計8単位以上、外国語1単位以上、専門教育科目は、必修科目を含め40単位以上、総計62単位以上を修得しなければならない。

3 栄養士資格

(1) 栄養士法に基づいて、本学が定めた栄養士資格を取得するのに必要な単位を修得し卒業した者は、都道府県に申請することによって、栄養士免許証が知事より交付される。

(2) 専門教育科目

専門教育科目のうち、次の表に定める科目52単位以上を修得すること。

教育内容	単位数		科目名	単位数				
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習			
社会生活と健康	4		社会生活と健康	2				
			公衆衛生学総論	2				
			社会生活と健康の小計	4				
人体の構造と機能	8	4	人体の構造と機能	2				
			栄養生理学	2				
			栄養生理学実験		1			
			運動生理学	2				
			生化学	2				
			生化学実験		1			
			人体の構造と機能の小計	8	2			
			食品と衛生	6		食品学総論	2	
			食品学実験		1			
			食品学各論(食品加工学を含む。)	2				
			食品衛生学総論	2				
			食品衛生学実験		1			
			食品と衛生の小計	6	2			
栄養と健康	8		栄養学総論	2				
			栄養学各論	2				
			栄養学各論実習		1			
			臨床栄養学総論	2				
			臨床栄養学各論	2				
			臨床栄養学実習		1			
			栄養と健康の小計	8	2			
栄養の指導	6		栄養指導論	2				
			栄養指導実習		1			
			栄養教育論	2				
			公衆栄養学	2				
			栄養の指導の小計	6	1			
給食の運営	4	10	調理学	2				
			食事設計実習		1			
			調理の基本Ⅰ		1			
			調理の基本Ⅱ		1			
			応用調理実習Ⅰ		1			
			応用調理実習Ⅱ		1			
			給食運営論	2				
			給食運営実習Ⅰ		1			
			給食運営実習Ⅱ		1			
			給食運営実習Ⅲ		1			
			給食運営実習Ⅳ		1			
						給食の運営の小計	4	9
			小計	36	14	小計	36	16
合計	50		合計	52				

(3) 履修上の注意

一度行った学外実習(「給食運営実習Ⅲ」「給食運営実習Ⅳ」)を在学中に再度行う場合は、実習に関わる費用を徴収することがある。

(4) 本学において栄養士資格を取得しようとする者は、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が行う『協会主催栄養士実力認定試験』を受験するものとする。

なお、受験者(2年後期栄養士資格取得見込み者)は、所定の期日までに登録し、受験料を指定口座に納入すること(参考:2025年度試験料4,000円)。

4 製菓衛生師受験資格

(1) 製菓衛生師法及び同法施行規則に基づいて、本学が定めた製菓衛生師国家試験を受験するのに必要な単位を修得後、都道府県に申請し、国家試験に合格することにより製菓衛生師免許証が知事より交付される。

(2) 専門教育科目

製菓衛生師受験資格取得要件科目及び単位数は次の表のとおりである。

規定規則		必修・選択の別	本学開講科目名	形態	本学授業開講数	本学授業時間数	単位数		
授業科目	時間数						総数	講義又は演習	実験又は実習
衛生法規	30	必修	衛生法規	講義	17	30.6	2	2	
公衆衛生学	60	必修	公衆衛生学総論	講義	17	61.2	4	2	
			公衆衛生学各論	講義	17			2	
食品学	60	必修	食品学総論	講義	17	61.2	4	2	
			食品学各論	講義	17			2	
食品衛生学	120	必修	食品衛生学総論	講義	17	145.8	7	2	
			食品衛生学各論Ⅰ	講義	17			2	
			食品衛生学各論Ⅱ	講義	17			2	
			食品衛生学実習	実験	15				1
			食品衛生学各論Ⅲ	講義	17				
栄養学	60	必修	栄養学総論	講義	17	61.2	4	2	
			栄養学各論	講義	17			2	
社会	30	必修	社会	講義	17	30.6	2	2	
製菓理論	90	必修	製菓理論Ⅰ(洋菓子)	講義	15	108	8	2	
			製菓理論Ⅱ(製パン)	講義	15			2	
			製菓理論Ⅲ(和菓子)	講義	15			2	
			製菓専門理論	講義	15			2	
製菓実習	480	必修	製菓基礎実習Ⅰ(洋菓子)	実習	15	540	10		1
			製菓基礎実習Ⅱ(製パン)	実習	15				1
			製菓基礎実習Ⅲ(和菓子)	実習	15				1
			製菓専門実習Ⅰ(洋菓子)	実習	15				1
			製菓専門実習Ⅱ(製パン)	実習	15				2
			製菓専門実習Ⅲ(和菓子)	実習	15				2
			製菓専門実習Ⅳ(洋菓子)	実習	15				1
			製菓特別実習Ⅰ	実習	15				1
合計	930					1038.6	41	30	11
								41	

(3) 製菓衛生師国家試験を受験しようとする者は、所定の期日までに必要書類を提出し、その費用を納入しなければならない。

製菓衛生師国家試験受験手数料 9,400円（参考：2025年度受験手数料）

製菓衛生師免許申請書手数料 5,600円（参考：2025年度申請書手数料）

5 レストランサービス技能検定3級受験資格

(1) 食物栄養科においてレストランサービス技能検定3級受験資格を取得しようとする者は、原則として履修開始時期までの学業成績が一定基準（GPA2.00）以上であること。また、次表に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

(2) レストランサービス技能検定3級の資格は、所定の単位を修得後、8月後半の学科試験を受験する。合格後さらに11月後半の実技試験に合格して資格が交付される。

〈食物栄養科 栄養士コース〉

本学開講科目	形態	単位	要件	左記本学開講科目に含まれる 規定科目内容
食品学総論	講義	2	必修	・料飲一般
食品学各論（食品加工学を含む。）	講義	2	必修	・料飲一般
公衆衛生学総論	講義	2	必修	・食品衛生および公衆衛生
食品衛生学総論	講義	2	必修	・食品衛生および公衆衛生 ・関係法規（食品衛生法） ・安全衛生
食文化論	講義	2	必修	・食文化
ホテルサービスⅠ	講義	1	必修	・レストランサービス
ホテルサービスⅡ	講義	1	必修	・施設管理 ・苦情への対応
ビバレッジⅠ	講義	1	必修	・料飲一般
ビバレッジⅡ	演習	1	必修	・テーブルサービス
レストランサービスⅠ	講義	1	必修	・料飲一般 ・レストランサービス
レストランサービスⅡ	演習	2	必修	・接客マナー ・テーブルサービス
レストランサービスⅢ （インターンシップ）	実習	1	必修	・接客マナー ・テーブルサービス

〈食物栄養科 パティシエコース〉

本学開講科目	形態	単位	要件	左記本学開講科目に含まれる 規定科目内容
食品学総論	講義	2	必修	・料飲一般
食品学各論	講義	2	必修	・料飲一般
公衆衛生学総論	講義	2	必修	・食品衛生および公衆衛生
食品衛生学総論	講義	2	必修	・食品衛生および公衆衛生 ・関係法規（食品衛生法）
食品衛生学各論Ⅱ	講義	2	必修	・安全衛生
食文化論	講義	2	必修	・食文化
ホテルサービスⅠ	講義	1	必修	・レストランサービス
ホテルサービスⅡ	講義	1	必修	・施設管理 ・苦情への対応
ビバレッジⅠ	講義	1	必修	・料飲一般
ビバレッジⅡ	演習	1	必修	・テーブルサービス
レストランサービスⅠ	講義	1	必修	・料飲一般 ・レストランサービス
レストランサービスⅡ	演習	2	必修	・接客マナー ・テーブルサービス
レストランサービスⅢ （インターンシップ）	実習	1	必修	・接客マナー ・テーブルサービス

(3) 受験者は所定の期日までに登録し、受験料を指定口座に納入すること（参考：2025年度筆記試験料 6,500円、実技試験料 13,000円）。

6 学修成果の評価

学修成果の評価は、アセスメントプラン（p.10）を参照する。

本学では、「学修成果の学内・学外両輪による評価」を通して、卒業時の質保証に努めている。食物栄養科では、2年次後期に実施する一般社団法人全国栄養士養成施設協会が行う「栄養士実力認定試験」（p.45）及び「製菓衛生師国家試験」（p.46）を専門的知識外部試験とする。また、2年次後期に、専門的実践力外部試験を実施する。受験者は、2年間の学びを経て身に付けた専門的実践力について、学外者の評価を受けることとする。

〔2〕保育科の履修方法

1 教育課程

(1) 一般基礎教育科目

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	要 件			開 講 期		担 当 教 員	備 考	
					卒業	保育士	教職	前期	後期			
人文・社会科学系分野	文学…古典に見る日本人の心(愛・死・無常観を例に)	2NPC-0101	講義	2				←→		川上 英明	教職必修 (小)	
	日本語表現…「聞く力」「話す力」「書く力」・日本人の努力目標に迫る	2NPC-0102	講義	2				←→		末岡 尚文	教職必修 (幼)	
	児童文化・文化論…子どもの心を知る	2NPC-0103	講義	2				←→	高橋 達哉			
	法学(日本国憲法)…現代社会のルール	2NPC-0104	講義	2	●			←→	原 禎嗣	教職必修		
	経済学…家計・企業・政府のかかわり	2NPC-0105	講義	2				←→	片田 興			
	国際政治と子どもたち…貧困・紛争・差別の中の子どもたち	2NPC-0106	講義	2				←→	松井 佳子			
	異文化コミュニケーション…グローバル社会と国際交流	2NPC-0107	講義	2				←→	竹中 麻美子			
	現代文化論…アイドルから社会を知る	2NPC-0108	講義	2				←→		2026年度休講		
	新礼法…心と形を磨くコミュニケーション	2NPC-0109	講義	2				←→		2026年度休講		
	知的生活の探求…多層的な世界から	2NPC-0110	講義	2				←→	雨宮 基博			
	芸術・健康科学系分野	絵画との対話…絵画との対話とイメージの継承	3NPC-0201	講義	2				←→	加山 総子		
西洋音楽の世界…日本人から見た西洋音楽の世界		3NPC-0202	講義	2				←→	荻原 千史			
演劇入門…シェークスピアから現代劇まで		3NPC-0203	講義	2				←→	竹中 麻美子			
無意識の世界…自分の心・人の心の世界		3NPC-0204	講義	2				←→	清水 一毅			
こころの科学…対人関係と臨床の心理学		3NPC-0205	講義	2				←→	雨宮 基博			
環境と健康…保健医療サービスと地域福祉		3NPC-0206	講義	2				←→	田中 結香			
食生活学…「何をどれだけ食べればよいか」食生活を考える		3NPC-0208	講義	2				←→	深澤 早苗			
ライフスタイルと健康…現代の健康問題		3NPC-0209	講義	2				←→	鈴木 睦代			
コミュニケーションデザイン		3NPC-0210	講義	2				←→	深澤 竜也			
暮らしと情報…生活の中で遭遇する様々な情報について考える		4NPC-0302	講義	2				←→		2026年度休講		
情報科学…データサイエンスを理解しよう		4NPC-0303	講義	2				←→	菅嶋 泰成			
情報・自然科学系分野	人間と教育…学びの本質を考える—人間と教育の多様な関係	4NPC-0304	講義	2				←→	初田 宏樹			
	山梨の自然…山梨の多様な植生 暖地から寒冷地まで	4NPC-0305	講義	2				←→		2026年度休講		
	生命科学…ライフサイエンスを読み解こう	4NPC-0306	講義	2				←→	菅嶋 泰成			
	生命・地球科学入門	4NPC-0311	講義	2				←→	小林 祐一			
	生物科学…生きている仕組みを知る	4NPC-0307	講義	2				←→	菅嶋 泰成			
	暮らしの中の生物学	4NPC-0312	講義	2				←→	小林 祐一			
	海の生物学…海に行くとたくさんの生き物に触れよう	4NPC-0308	講義	2				←→		2026年度休講		
	クサリ生物学…クサリのリスクとベネフィット(利益)	4NPC-0309	講義	2				←→	羽畑 祐吾			
	フード・サイエンスと健康…「食」を科学分解する	4NPC-0310	講義	2				←→	羽畑 祐吾			
	外 国 語	英語A…英語のセンスを磨くⅠ	2NPC-0401	演習	1				←→	竹中 麻美子		
		英語B…英語のセンスを磨くⅡ	2NPC-0402	演習	1				←→	竹中 麻美子		
英語C		2NPC-0403	演習	1				←→		2026年度休講		
英語D		2NPC-0404	演習	1				←→		2026年度休講		
英会話A		2NPC-0405	演習	1				←→	MEREDITH,Kenneth James(ケン・メレディス)			
英会話B		2NPC-0406	演習	1				←→	MEREDITH,Kenneth James(ケン・メレディス)			
フランス語A		2NPC-0407	演習	1				←→	Anne-lise Martin(アンネリース・マルタン)			
フランス語B		2NPC-0408	演習	1				←→		2026年度休講		
中国語A…入門		2NPC-0409	演習	2				←→		2026年度休講		
中国語B…初級		2NPC-0410	演習	2				←→		2026年度休講		
保 健 体 育		体育理論…健康と運動の科学	3NPC-0501	講義	1	●	●		←→	今井 茂樹	教職必修	
	体育実技A…バレーボール	3NPC-0502	実技	1				←→	岡野 弘子			
	体育実技B…バドミントン	3NPC-0503	実技	1				←→	高橋 侑希			
	体育実技C…卓球	3NPC-0504	実技	1				←→	吉田 浩二			
	体育実技D…トレーニング	3NPC-0505	実技	1				←→	小幡 邦彦			
	体育実技E…ダンス	3NPC-0506	実技	1				←→		2026年度休講		
	計				78	9	12	12				

履修系統図番号(ディプロマ・ポリシー)[P.7参照] N: 栄養士コース P: パティシエコース C: 保育科 A: 専攻科 ● 必修

(2) 専門教育科目

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	主要 授業科目	要 件						開 講 期				担 当 教 員	備 考
						卒業	保育士資格	幼稚園種	保育士資格	幼稚園種	保育士資格	幼稚園種	1年 前期	1年 後期	2年 前期		
教職の意義	教育職論	5C-2005	講義	2		●	●	●	●	●	●			←→	川上 英明	教職必修 (小)	
	保育職論	5C-2010	講義	2	●	●	●	●	●	●	●			←→	末岡 尚文	教職必修 (幼)	
教育・福祉の基礎理論	教育原理	6C-1005	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			川上 英明	教職必修	
	社会福祉	6C-1010	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			田中 結香		
	子ども家庭福祉	6C-1015	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			田中 結香		
	保育原理	6C-1020	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			末岡 尚文		
	社会的養護Ⅰ	6C-1025	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			田中 結香		
	地域福祉	6C-2030	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→				2026年度休講	
	発達心理学Ⅰ	6C-1035	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			清水 一毅	教職必修	
	発達心理学Ⅱ	6C-1040	演習	1	●	●	●	●	●	●	●	←→			清水 一毅	教職必修	
	臨床心理学	6C-2045	演習	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			雨宮 基博		
	特別支援教育論	6C-2050	講義	2	●	●	●	●	●	●	●	←→			飯野 雄大	教職必修 (小)	
地域学校経営論	6C-1055	講義	1	●	●	●	●	●	●	●	←→			川上 英明	教職選択		
教育・保育の計画・指導法	教育課程論	7C-2005	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			末岡 尚文	教職必修 (小)	
	保育課程論	7C-2010	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			深沢 佐恵香	教職必修 (幼)	
	国語科教育法	8C-2002	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→				2026年度休講	
	社会科教育法	8C-1004	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			服部 一秀	教職選択 (小)	
	算数科教育法	8C-2006	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			初田 宏樹	教職必修 (小)	
	理科教育法	8C-2008	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			小林 祐一	教職必修 (小)	
	生活科教育法	8C-2010	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			小林 祐一	教職必修 (小) [保育内容 表現]・[保育内容 人間関係]の単位をもってあてることができる。	
	音楽科教育法	8C-2012	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			田邊 裕子	教職必修 (小)	
	図画工作科教育法	8C-2014	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			加山 総子	教職必修 (小)	
	家庭科教育法	8C-2016	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			網倉 玉枝	教職必修 (小)	
	体育科教育法	8C-2018	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			今井 茂樹	教職選択 (小)	
	外国語科教育法	8C-2020	講義	1		●	●	●	●	●	●	←→			中村 香	教職必修 (小)	
	保育内容 総論	8C-1022	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			荻原 ひろみ	教職必修 (幼)	
	保育内容 健康	8C-1024	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			今井 茂樹	教職必修 (幼)	
	保育内容 人間関係	8C-1026	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			深沢 佐恵香	教職必修 (幼)	
	保育内容 環境	8C-1028	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			高橋 沙希	教職必修 (幼)	
	保育内容 言葉	8C-1030	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			高橋 達哉	教職必修 (幼)	
	保育内容 表現	8C-2038	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			加山 総子	教職必修 (幼)	
	保育内容 音楽表現	8C-2032	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			田邊 裕子	教職選択必修 (幼)	
保育内容 造形表現	8C-2034	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			加山 総子	教職選択必修 (幼)		
保育内容 身体表現	8C-2036	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			今井 茂樹	教職選択必修 (幼)		
保育内容 表現活動	8C-2039	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			高橋 達哉	教職選択必修 (幼)		
社会的養護Ⅱ	8C-2040	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			田中 結香			
インクルーシブ保育Ⅰ	8C-2041	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			飯野 雄大	教職必修 (幼)		
インクルーシブ保育Ⅱ	8C-2042	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			高橋 沙希	教職必修 (幼)		
乳児保育Ⅰ	8C-2044	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			高橋 沙希			
乳児保育Ⅱ	8C-2045	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			澤田 由美			
道徳教育の理論と方法	8C-2046	講義	1		●	●	●	●	●	●	←→			川上 英明	教職必修 (小)		
総合的な学習の時間の理論と方法	8C-2049	講義	1		●	●	●	●	●	●	←→			下崎 聖	教職必修 (小)		
特別活動の理論と方法	8C-2048	講義	1		●	●	●	●	●	●	←→			高橋 達哉	教職必修 (小) [保育内容 表現活動]の単位をもってあてることができる。		
教育方法論 (小学校)	8C-2050	講義	1		●	●	●	●	●	●	←→			梶原 伸介	教職必修 (小)		
ICT活用の理論と方法	8C-2051	講義	1		●	●	●	●	●	●	←→			初田 宏樹	教職必修 (小)		
教育方法論 (幼稚園)	8C-2052	講義	1		●	●	●	●	●	●	←→			荻原 ひろみ	教職必修 (幼)		
子どもの保健	8C-1054	講義	2		●	●	●	●	●	●	←→			高橋 沙希			
子どもの健康と安全	8C-2056	演習	1		●	●	●	●	●	●	←→			澤田 由美			
子どもの食と栄養	8C-2058	演習	2		●	●	●	●	●	●	←→			青木 慎悟・関戸 元恵			

● 必修 ▼ 選択必修

区分	授業科目	履修 系統 番号	形 態	単 位	主要 授業 科目	要 件					開 講 期				担 当 教 員	備 考	
						卒 業	保 育 士 資 格	幼 稚 園 種	保 幼 育 士 資 格	保 幼 育 士 資 格 種	小 学 校 種	1 年		2 年			
												前 期	後 期	前 期			後 期
教職実践演習	教職実践演習(幼・小)	8C-2060	演習	2		●	●	●	●	●				←→	末岡 尚文・初田 宏樹 雨宮 基博・松井 佳子	教職必修	
教育・福祉の 相談・援助	生徒指導・キャリア教育論	9C-2005	講義	2						●				←→	田中 健史朗	教職必修(小)	
	子どもの理解と援助	9C-2012	演習	1		●				●				←→	雨宮 基博・清水 一毅	教職必修(幼)	
	教育相談の基礎	9C-2015	講義	2			●			●			←→	雨宮 基博	教職必修		
	子ども家庭支援論	9C-2025	講義	2		●				●			←→	田中 結香			
	子ども家庭支援の心理学	9C-2020	講義	2		●				●			←→	雨宮 基博			
	子育て支援演習	9C-2030	演習	1		▼	▼	▼	▼				←→	中込 まゆみ	教職選択		
	子育て支援の理論と方法	9C-2035	演習	1		●				●			←→	中込 まゆみ			
	在宅保育	9C-2040	講義	2									←→	中込 まゆみ・澤田 由美			
教科・基礎 技	国語	10C-1005	講義	2		▼	●	●	●				←→	高橋 達哉	教職必修(小)		
	書写	10C-2010	演習	1						●			←→	小泉 由佳	教職必修(小)		
	社会	10C-1015	講義	2						▼			←→	松井 佳子	教職選択(小)		
	算数	10C-1020	講義	2			▼	▼	●				←→	初田 宏樹	教職必修(小)		
	理科	10C-1025	講義	2						▼			←→	小林 祐一	教職選択(小)		
	生活	10C-1030	講義	2			●	●	●				←→	小林 祐一	教職選択(幼)		
	音楽Ⅰ	10C-1035	演習	1		▼	●	●	●				←→	荻原 千史・田邊 裕子 保坂 淑子・渡邊 明子	教職必修		
	音楽Ⅱ	10C-1036	演習	1		▼	●	●	●				←→	荻原 千史・田邊 裕子 保坂 淑子・渡邊 明子	教職必修		
	音楽ⅡA	10C-2040	演習	1		▼	▼	▼	▼				←→	田邊 裕子	教職選択		
	音楽ⅡB	10C-2041	演習	1		▼	▼	▼	▼				←→	田邊 裕子	教職選択		
	図画工作	10C-1045	演習	1		▼	●	●	●				←→	加山 総子	教職必修(幼)		
	図画工作Ⅱ	10C-2050	演習	1		▼	▼	▼	▼				←→		2026年度休講		
	家庭	10C-1055	演習	2						▼			←→	網倉 玉枝	教職選択(小)		
	体育	10C-1060	演習	1		▼	●	●	●				←→	今井 茂樹	教職必修(小)		
	外国語(教職)	10C-1065	演習	1						●			←→	竹中 麻美子	教職必修(小)		
	子どもと健康	10C-1070	演習	1		▼	●	▼	▼				←→	澤田 孝二・今井 茂樹	教職必修(幼)		
	子どもと人間関係	10C-1075	演習	1		●	●	●	●				←→	深沢 佐恵香	教職必修(幼)		
	子どもと環境	10C-1080	演習	1		●	●	●	●				←→	小林 祐一	教職必修(幼)		
子どもと言葉	10C-1085	演習	1		●	●	●	●				←→	高橋 達哉	教職必修(幼)			
子どもと表現	10C-1090	演習	1		●	●	●	●				←→	荻原 千史・加山 総子	教職必修(幼)			
学 際	情報処理演習	4C-1605	演習	2			●	●	●				←→	江崎 晃平	教職必修		
	情報処理演習Ⅱ	4NPC-0615	演習	2									←→	羽畑 祐吾			
実 習	小学校教育実習指導	11C-2005	講義	1						●			←→	小林 祐一・松井 佳子 高橋 沙希	教職必修(小)		
	小学校教育実習Ⅰ	11C-2010	実習	2						●			←→	小林 祐一・松井 佳子 高橋 沙希	教職必修(小)		
	小学校教育実習Ⅱ	11C-2015	実習	2						○			←→	小林 祐一・松井 佳子 高橋 沙希	教職必修(小) 【幼稚園教育実習Ⅰ】の単位を もってあてることができる。		
	幼稚園教育実習指導	11C-1020	講義	1			●	●	●				←→	末岡 尚文・中込 まゆみ 深沢 佐恵香	教職必修(幼)		
	幼稚園教育実習Ⅰ	11C-1025	実習	1			●	●	●				←→	末岡 尚文・中込 まゆみ 深沢 佐恵香	教職必修(幼)		
	幼稚園教育実習Ⅱ	11C-2030	実習	3			●	●	●				←→	末岡 尚文・中込 まゆみ	教職必修(幼)		
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	11C-1035	演習	1		●		●	●				←→	中込 まゆみ・末岡 尚文 深沢 佐恵香			
	保育実習Ⅰ(保育所)	11C-1040	実習	2		●		●	●				←→	中込 まゆみ・末岡 尚文 深沢 佐恵香			
	保育実習指導Ⅰ(施設)	11C-1036	演習	1		●		●	●				←→	飯野 雄大・清水 一毅 中込 まゆみ			
	保育実習Ⅰ(施設)	11C-1045	実習	2		●		●	●				←→	飯野 雄大・清水 一毅 中込 まゆみ			
	保育実習指導Ⅱ(保育所)	11C-2050	演習	1		▼		▼	▼				←→	末岡 尚文・中込 まゆみ			
	保育実習Ⅱ(保育所)	11C-2055	実習	2		▼		▼	▼				←→	末岡 尚文・中込 まゆみ			
	保育実習指導Ⅲ(施設)	11C-2060	演習	1		▼		▼	▼				←→	飯野 雄大・清水 一毅			
	保育実習Ⅲ(施設)	11C-2065	実習	2		▼		▼	▼				←→	飯野 雄大・清水 一毅			

● 必修 ▼ 選択必修

区分	授業科目	履修 系統 番号	形 態	単 位	主要 授業 科目	要 件					開 講 期				担 当 教 員	備 考	
						卒 業	保 育 士 資 格	幼 稚 園 種	保 幼 育 士 資 格	保 幼 育 士 資 格 種	小 学 校 種	1 年		2 年			
												前 期	後 期	前 期			後 期
卒業要件	社会人基礎力育成講座Ⅰ	1NPC-1001	演習	1		●	●	●	●	●				←→		演習担当教員	
	社会人基礎力育成講座Ⅱ	1NPC-2001	演習	1		●	●	●	●	●				←→		演習担当教員	
	基礎演習	1C-1002	演習	1		●	●	●	●	●				←→		演習担当教員	
	卒業演習Ⅰ	12C-1005	演習	1		●	●	●	●	●				←→		演習担当教員	
	卒業演習Ⅱ	12C-2005	演習	2		●	●	●	●	●				←→		演習担当教員	
計				147	10	12		60	44	83	109						
最低修得単位数																	

● 必修 ▼ 選択必修

2 卒業要件単位

本学を卒業するためには、2年以上在学し、一般基礎教育科目については、教養計8単位以上、外国語1単位以上、専門教育科目は、必修科目を含め40単位以上、総計62単位以上を修得しなければならない。

3 保育士資格

(1) 児童福祉法に基づいて、本学が定めた保育士資格を取得するのに必要な単位を修得した者は、登録事務処理センターに申請後、各都道府県知事から保育士証が交付される。一般基礎教育科目は、教養から8単位以上、体育理論1単位、体育実技1単位、外国語2単位、計12単位以上修得すること。

なお、保育士資格取得に必要な学外実習を行うための要件は、次の通りである。

- 本学実施の実力養成試験で一定基準を満たすこと。
- 実習時期までに開講されている保育士資格の必修科目の単位を修得すること。
- 履修すべき授業科目の成績等が適当であること。

(2) 専門教育科目

系 列	必 修 科 目	選 択 科 目																																																																				
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	地 域 福 祉	講義	2	このうち6単位以上を選択必修																																																															
	教育原理	講義	2																																																																			
	子ども家庭福祉	講義	2																																																																			
	社会福祉	講義	2																																																																			
	子ども家庭支援論	講義	2																																																																			
	社会的養護Ⅰ	講義	2																																																																			
保育職論	講義	2																																																																				
保育の対象の理解に関する科目	発達心理学Ⅰ	講義	2	発 達 心 理 学 Ⅱ	演習	1																																																																
	子どもの理解と援助	演習	1					臨 床 心 理 学	演習	2																																																												
	子ども家庭支援の心理学	講義	2								特 別 支 援 教 育 論	講義	2																																																									
	子どもの保健	講義	2																																																																			
	子どもの食と栄養	演習	2																																																																			
保育課程論	講義	2	保 育 内 容	音 楽 表 現	演習	1																																																																
保育内容総論	演習	1					造 形 表 現	演習	1																																																													
保育内容健康	演習	1								保 育 内 容	身 体 表 現	演習	1																																																									
保育内容人間関係	演習	1												保 育 内 容	表 現 活 動	演習	1																																																					
保育内容環境	演習	1																国 語 科 教 育 法	講義	2																																																		
保育内容言葉	演習	1																			音 楽 科 教 育 法	講義	2																																															
保育内容表現	演習	1																						図 画 工 作 科 教 育 法	講義	2																																												
子どもと人間関係	演習	1																									体 育 科 教 育 法	講義	2																																									
子どもと環境	演習	1																												子 育 て 支 援 演 習	演習	1																																						
子どもと言葉	演習	1																															音 楽	Ⅰ	演習	1																																		
子どもと表現	演習	1																																			音 楽	Ⅱ	演習	1																														
乳児保育Ⅰ	講義	2																																							音 楽	ⅢA	演習	1																										
乳児保育Ⅱ	演習	1																																											音 楽	ⅢB	演習	1																						
子どもの健康と安全	演習	1																																															図 画 工 作	Ⅰ	演習	1																		
インクルーシブ保育Ⅰ	演習	1																																																			図 画 工 作	Ⅱ	演習	1														
インクルーシブ保育Ⅱ	演習	1																																																							体 育	演習	1											
社会的養護Ⅱ	演習	1																																																										国 語	講義	2								
子育て支援の理論と方法	演習	1																																																													子 ども と 健 康	演習	1					
実 習	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習																																																																1	保育実習指導Ⅱ(保育所)	演習	1	☆又は★を選択必修
	保育実習Ⅰ(保育所)	実習																																																																2	保育実習Ⅱ(保育所)	実習	2	
	保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	1	保育実習指導Ⅲ(施設)	演習	1																																																																
	保育実習Ⅰ(施設)	実習	2	保育実習Ⅲ(施設)	実習	2																																																																
総合演習	教職実践演習(幼・小)	演習	2																																																																			
必修51単位				実習を含め9単位以上																																																																		

(3) 履修上の注意

一度行った学外実習(「保育実習Ⅰ(保育所)」「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習Ⅱ(保育所)」「保育実習Ⅲ(施設)」)を在学中に再度行う場合は、実習に関わる費用を徴収することがある。

4 教育職員免許状

教育職員免許法に基づいて、本学が定めた免許状取得に必要な単位を修得した者は、各都道府県教育委員会に申請することによって、免許状を授与される。

なお、小学校教諭二種免許状および幼稚園教諭二種免許状取得に必要な学外実習を行うための要件は、次の通りである。

〈小学校〉

- 定められた時期までに本学が実施する「小学校教諭免許実力試験」に合格するか、または本学が実施する「小学校教諭免許実力講座」を修了すること。
- 実習時期までに履修すべき授業科目の単位を修得すること。
- 原則として実習時期までの学業成績が一定基準(GPA2.40)以上であること。

〈幼稚園〉

- 本学実施の実力養成試験で一定基準を満たすこと。
- 実習時期までに開講されている専門教育科目の内、幼稚園教諭免許状の教職必修科目の単位を修得すること。
- 履修すべき授業科目の成績等が適当であること。

(1) 免許状取得のための基礎資格及び必要単位

免許状の種類	基礎資格	本学における修得単位数	
		教科及び教職に関する科目	
小学校教諭二種免許状	学校教育法第104条第5項に定める短期大学士の学位を有すること	48	
幼稚園教諭二種免許状		39	

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法

取得する免許状の種類にかかわらず、次表に掲げる科目の単位を修得しなければならない。

(○印は教職必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	授業科目名	本学で定める単位数	備考
日本国憲法	○ 法学(日本国憲法)	2	
体育	○ 体育理論	1	} 1単位を選択必修
	体育実技A	1	
	体育実技B	1	
	体育実技C	1	
	体育実技D	1	
外国語コミュニケーション	英語A	1	} 2単位選択必修
	英語B	1	
	英語C	1	
	英語D	1	
	英会話A	1	
	英会話B	1	
	フランス語A	1	
	フランス語B	1	
	中国語A	2	
	中国語B	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○ 情報処理演習	2	

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目の履修方法

教科及び教科の指導法に関する科目については、取得しようとする免許状の種類に応じ、次表に掲げる単位を修得しなければならない。

① 小学校教諭二種免許状

(○印は教職必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数		授業科目名	本学で定める単位数	備考	
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	○ 国語 ○ 書写	2 1		
	社会	社会	2		
	算数	○ 算数	2		
	理科	理科	2		
	生活	生活	2		
	音楽	○ 音楽Ⅰ ○ 音楽Ⅱ 音楽ⅢA 音楽ⅢB	1 1 1 1		
	図画工作	図画工作 図画工作Ⅱ	1 1		
	家庭	家庭	2		
	体育	○ 体育	1		
	外国語（英語）	○ 外国語（教職）	1		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	国語（書写を含む。）	国語科教育法	2	
		社会	社会科教育法	2	
算数		○ 算数科教育法	2		
理科		○ 理科教育法	2		
生活		○ 生活科教育法	2		
音楽		○ 音楽科教育法	2		
図画工作		○ 図画工作科教育法	2		
家庭		○ 家庭科教育法	2		
体育		体育科教育法	2		
外国語（英語）		○ 外国語科教育法	1		

(4) 領域及び保育内容の指導法に関する科目の履修方法

領域及び保育内容の指導法に関する科目については、取得しようとする免許状の種類に応じ、次表に掲げる単位を修得しなければならない。

② 幼稚園教諭二種免許状

(○印は教職必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数		授業科目名	本学で定める単位数	備考	
領域に関する専門的事項	健康	○ 子どもと健康	1		
	人間関係	○ 子どもと人間関係	1		
	環境	○ 子どもと環境	1		
	言葉	○ 子どもと言葉	1		
	表現	○ 子どもと表現	1		
情報機器及び教材の活用を含む	12	○ 保育内容 総論	1		
		健康	○ 保育内容 健康	1	
		人間関係	○ 保育内容 人間関係	1	
		環境	○ 保育内容 環境	1	
		言葉	○ 保育内容 言葉	1	
		表現	○ 保育内容 表現	1	} 3単位以上を選択必修
			保育内容 音楽表現	1	
			保育内容 造形表現	1	
保育内容 身体表現	1				
		保育内容 表現活動	1		

(5) 教職に関する科目の履修方法

教職に関する科目については、取得しようとする免許状の種類に応じ、次表に掲げる単位を修得しなければならない。

① 小学校教諭二種免許状

(○印は教職必修科目)

科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学が定める科目及び単位数		備考
	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目名	単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○ 教育原理	2	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）を含む。
	教職の意義及び教育の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教育職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		地域学校経営論	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 発達心理学Ⅰ ○ 発達心理学Ⅱ	2 1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	
	道徳の理論及び指導法		6	○ 道徳教育の理論と方法	
総合的な学習の時間の指導法	○ 総合的な学習の時間の理論と方法	1			
特別活動の指導法	○ 特別活動の理論と方法	1			
教育の方法及び技術	○ 教育方法論（小学校）	1			
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○ ICT活用の理論と方法	1			
生徒指導の理論及び方法	○ 生徒指導・キャリア教育論	2			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○ 教育相談の基礎 子育て支援演習	2 1			
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	○ 小学校教育実習指導	1	
	教育実習		○ 小学校教育実習Ⅰ ○ 小学校教育実習Ⅱ	2 2	
大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	○ 教職実践演習（幼・小）	2	
		2			最低取得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、2単位以上を修得

② 幼稚園教諭二種免許状

(○印は教職必修科目)

科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学が定める科目及び単位数		備考
	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目名	単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○ 教育原理	2	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）を含む。
	教職の意義及び教育の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 保育職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		地域学校経営論	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 発達心理学Ⅰ ○ 発達心理学Ⅱ	2 1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ インクルーシブ保育Ⅰ ○ インクルーシブ保育Ⅱ	1 1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 保育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	○ 教育方法論（幼稚園）	1	
	幼児理解の理論及び方法		○ 子どもの理解と援助	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○ 教育相談の基礎 子育て支援演習	2 1	
教育実践に関する科目	教育実習	5	○ 幼稚園教育実習指導 ○ 幼稚園教育実習Ⅰ ○ 幼稚園教育実習Ⅱ	1 1 3	
	教職実践演習	2	○ 教職実践演習（幼・小）	2	
大学が独自に設定する科目		2	○ 音楽Ⅰ ○ 音楽Ⅱ ○ 音楽ⅢA ○ 音楽ⅢB ○ 図画工作 ○ 図画工作Ⅱ	1 1 1 1 1 1	「大学が独自に設定する科目」の必修科目、選択科目又は最低取得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて3単位以上を修得

(6) 大学が独自に設定する科目の履修方法

大学が独自に設定する科目については、本学で定める大学が独自に設定する科目の必修科目、選択科目又は教科、領域及び教職に関する科目の必要単位を満たすことにより充足される。

(7) 教職課程履修上の注意

- ① 小学校教諭二種免許状を取得しようとする者は、年度始めに行われる履修指導に必ず出席すること。また、所定の期日までに受講料を指定口座に納入すること。
小学校教諭二種免許状取得に関する受講料 40,000円
- ② 小学校教諭二種免許状の取得に必要な教育職員免許法の特例に基づく「介護等の体験」は、保育実習Ⅰ（施設）の修得をもってこれを証明する。
- ③ 一度行った学外実習（「幼稚園教育実習Ⅰ」「幼稚園教育実習Ⅱ」）を在学中に再度行う場合は、実習に関わる費用を徴収することがある。

(8) 教育職員免許状申請の手続き

毎年教育職員免許状取得希望者のために、本学が山梨県教育委員会に免許状授与申請書類を一括して提出している。免許状取得見込者で一括申請の取扱いを希望するものは、12月に行う教育職員免許状一括申請手続の説明会に出席し、期日までに必要書類を提出しなければならない。

期日を過ぎたもの、書類不備のため受理されなかったものは、一括申請できないので個人で申請することになる。個人申請の場合は、煩雑な手続と相当の日数がかかるので、不備等のないようにすること。

なお、個人申請に必要な書類は次の通りである。

- ① 教育職員免許状授与願（所定の用紙に本人記入）
- ② 履歴書（所定の用紙に本人記入）
- ③ 宣誓書（所定の用紙に本人記入）
- ④ 添付書類
 - i 戸籍抄本
 - ii 基礎資格の証明書（卒業証明書等）
 - iii 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）※ 通常の成績証明書とは異なる。
 - iv 教育職員免許状を取得している者はそのコピー（該当者のみ）
 - v 介護等体験証明書（幼稚園教諭は除く）

5 学修成果の評価

学修成果の評価は、アセスメントプラン（p.10）を参照する。

本学では、「学修成果の学内・学外両輪による評価」を通して、卒業時の質保証に努めている。保育科では、専門的知識外部試験として、2年次後期に、「幼保採用模擬試験（PSES公務員試験セミナー）」を実施する。受験者は所定の期日までに受験料を納入すること（参考：2025年度受験料1,760円）。また、2年次に、専門的実践力外部試験を実施する。受験者は、2年間の学びを経て身に付けた専門的実践力について、学外者の評価を受けることとする。

〔3〕専攻科保育専攻の履修方法

1 教育課程

(1) 保育専攻

区分	授業科目	履修 系統 番号	形 態	単 位	主 要 授 業 科 目	要 件		開 講 期				担 当 教 員	備 考
						修 了	幼 稚 園 種 別	1年		2年			
								前 期	後 期	前 期	後 期		
教育・福祉の基礎理論	教育哲学	6A-2005	講義	2	●		●	●		↔		川上 英明	教職必修
	教育学特論	6A-2010	講義	2	●	●				↔		川上 英明	教職必修(小)
	社会福祉特論	5A-2005	講義	2	●	●				↔		田中 結香	
	保育学特論	6A-1015	講義	2	●	●			↔			川上 英明	教職必修(幼)
	発達心理学特論Ⅰ	6A-1020	講義	2	●		●	↔				清水 一毅	教職必修(幼)
	発達心理学特論Ⅱ	6A-2025	講義	2		▼	●			↔		清水 一毅	教職必修(小)
	臨床心理学特論	6A-1030	演習	2		▼	▼	↔				雨宮 基博	教職選択
	人間生物学特論	6A-2035	講義	2						↔		雪嶋 泰成	
	国際教育社会特論	6A-2040	講義	2			▼	▼		↔		松井 佳子	教職選択
教育・保育の計画・指導法	教育課程特論	7A-1005	講義	1			●	↔				雨宮 基博	教職必修(小)
	保育課程特論	7A-1010	講義	1			●	↔				深沢 佐恵香	教職必修(幼)
	国語科教育法特論	8A-2005	講義	2			●			↔		高橋 達哉	教職必修(小)
	社会科教育法特論	8A-1010	講義	2			●	↔				服部 一秀	教職必修(小)
	算数科教育法特論	8A-1015	講義	2			▼			↔		初田 宏樹	教職選択(小)
	理科教育法特論	8A-1020	講義	2			▼			↔			教職選択(小) 2026年度休講
	図画工作科教育法特論	8A-2025	講義	2			▼			↔		加山 総子	教職選択(小)
	体育科教育法特論	8A-1030	講義	2			●			↔		今井 茂樹	教職必修(小)
	児童文化論	8A-2035	講義	2						↔			2026年度休講
	保育内容特論(健康)	8A-2040	演習	1			●	●			↔	今井 茂樹	教職必修(幼)
	保育内容特論(人間関係)	8A-2045	演習	1			●	●			↔	深沢 佐恵香	教職必修(幼)
	保育内容特論(環境)	8A-2050	演習	1			●	●			↔	小林 祐一	教職必修(幼)
	保育内容特論(言葉)	8A-2055	演習	1			●	●			↔	高橋 達哉	教職必修(幼)
	保育内容特論(造形表現)	8A-2060	演習	1			●	●			↔	加山 総子	教職必修(幼)
	保育内容特論(身体表現)	8A-1065	演習	1			●	●	↔			今井 茂樹	教職必修(幼)
	障害児保育特論	8A-1075	演習	2						↔		飯野 雄大	
	乳児保育特論	8A-2080	演習	2						↔			2026年度休講
道徳教育特論	8A-1085	講義	1			●	↔				川上 英明	教職必修(小)	
総合的な学習の時間の指導法特論	8A-1095	講義	2			●	↔				下崎 聖	教職必修(小)	
小児保健学特論	8A-2090	講義	2						↔		高橋 沙希		
相談・福祉の援助	家庭問題特論Ⅰ	9A-1005	講義	2	●		●	↔				飯野 雄大	
	家庭問題特論Ⅱ	9A-2010	講義	2	●		●			↔		田中 結香	
	教育相談	9A-2015	講義	2			●	●		↔		飯野 雄大	教職必修
教科	国語科概論	10A-1005	講義	2			▼	●	↔			高橋 達哉	教職必修(小)
	社会科概論	10A-2010	講義	2				●		↔		松井 佳子	教職必修(小)
	算数科概論	10A-2015	講義	2			▼	▼		↔		初田 宏樹	教職選択(小)
	理科概論	10A-2020	講義	2				▼		↔		小林 祐一	教職選択(小)
	生活科概論	10A-1025	演習	2			▼	●	↔			小林 祐一	教職必修(小)
	音楽科概論	10A-1030	演習	2			▼	●	↔			田邊 裕子	教職必修(小)
	子どもと健康特論	10A-1035	演習	1			●	●	↔			澤田 孝二	教職必修(幼)
	子どもと人間関係特論	10A-2025	演習	1			●	●		↔		深沢 佐恵香	教職必修(幼)
	子どもと環境特論	10A-2030	演習	1			●	●		↔		小林 祐一	教職必修(幼)
	子どもと言葉特論	10A-2035	演習	1			●	●		↔		高橋 達哉	教職必修(幼)
	子どもと表現特論	10A-1040	演習	1			●	●	↔			荻原 千史・加山 総子	教職必修(幼)

区分	授業科目	履修 系統図 番号	形 態	単 位	主要 授業科目	要 件		開 講 期				担 当 教 員	備 考	
						修 了	幼 稚 園 種	小 学 校 種	1 年		2 年			
									前 期	後 期	前 期			後 期
実 習 ・ 研 修	現場研修Ⅰ	11A-1005	実習	6	●	●	●	←				現場研修担当教員		
	現場研修Ⅱ	11A-2010	実習	2						←			2026年度休講	
	児童相談所実習	11A-2015	実習	1						←			2026年度休講	
研 究	実践研究	12A-1005	演習	4	●	●	●	←				瀬端 淳一郎		
	教育研究法	4A-1005	演習	2	●	●	●	←				清水 一毅・雨宮 基博		
	修了研究	12A-2010	演習	4	●	●	●	←				修了研究担当教員		
	計			91	6	26	64	45	59					

履修系統図番号(ディプロマ・ポリシー)[P.7参照] N: 栄養士コース P: パティシエコース C: 保育科 A: 専攻科 ● 必修 ▼ 選択必修

2 修了要件単位

本学を修了するためには、2年以上在学し、64単位以上を修得しなければならない。

3 教育職員免許状

教育職員免許法に基づいて、本学が定めた教育職員免許状を取得するのに必要な単位を修得した者は、各都道府県教育委員会に申請することによって、免許状を授与される。

(1) 免許状取得のための基礎資格及び必要単位

専攻名	免許状の種類	基礎資格	本学における修得単位数
			教科及び教職に関する科目
保 育 専 攻	小学校教諭一種免許状	学校教育法第104条第7項に定める学士の学位を有すること	26
	幼稚園教諭一種免許状	学校教育法第104条第7項に定める学士の学位を有すること	20

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目の履修方法

教科及び教科の指導法に関する科目については、取得しようとする免許状の種類に応じ、次表に掲げる単位を修得しなければならない。

① 小学校教諭一種免許状

(○印は教職必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数		授業科目名	本学で定める単位数	備 考
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	○ 国語科概論	2	
	社会	○ 社会科概論	2	
	算数	算数科概論	2	
	理科	理科概論	2	
	生活	○ 生活科概論	2	
	音楽	○ 音楽科概論	2	
	図画工作			
	家庭			
	体育			
	外国語(英語)			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)	国語(書写を含む。)	○ 国語科教育法特論	2	
	社会	○ 社会科教育法特論	2	
	算数	算数科教育法特論	2	
	理科	理科教育法特論	2	
	生活			
	音楽			
	図画工作	図画工作科教育法特論	2	
	家庭			
	体育	○ 体育科教育法特論	2	
	外国語(英語)			

(3) 領域及び保育内容の指導法の履修方法

領域及び保育内容の指導法に関する科目については、取得しようとする免許状の種類に応じ、次表に掲げる単位を修得しなければならない。

① 幼稚園教諭一種免許状

(○印は教職必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数		授業科目名	本学で定める単位数	備考
専門的事項 領域に関する	健康	○ 子どもと健康特論	1	
	人間関係	○ 子どもと人間関係特論	1	
	環境	○ 子どもと環境特論	1	
	言葉	○ 子どもと言葉特論	1	
	表現	○ 子どもと表現特論	1	
(情報機器及び教材の活用を含む) 保育内容の指導法	健康	○ 保育内容特論(健康)	1	
	人間関係	○ 保育内容特論(人間関係)	1	
	環境	○ 保育内容特論(環境)	1	
	言葉	○ 保育内容特論(言葉)	1	
	表現	○ 保育内容特論(造形表現) ○ 保育内容特論(身体表現)	1 1	

(4) 教職に関する科目については、取得しようとする免許状の種類に応じ、次表に掲げる単位を修得しなければならない。

① 小学校教諭一種免許状

(○印は教職必修科目)

科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学が定める科目及び単位数		備考
	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目名	単位数	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	○ 教育哲学	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○ 教育学特論	2	
			○ 保育学特論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		国際教育社会特論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 発達心理学特論Ⅰ	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 発達心理学特論Ⅱ	2	
			臨床心理学特論	2	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○ 教育課程特論	1			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する項目	道徳の理論及び指導法	4	○ 道徳教育特論	1	
	総合的な学習の時間の指導法		○ 総合的な学習の時間の指導法特論	2	
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○ 教育相談	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習				
	教職実践演習				
大学が独自に設定する科目					

② 幼稚園教諭一種免許状

(○印は教職必修科目)

科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学が定める科目及び単位数		備 考	
	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目名	単位数		
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	○ 教育哲学	2		
			○ 保育学特論	2		
			○ 教育学特論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		国際教育社会特論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 発達心理学特論Ⅰ	2		
	発達心理学特論Ⅱ	2				
	臨床心理学特論	2				
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解						
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）						
	○ 保育課程特論	1				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
	幼児理解の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○ 教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習					
	教職実践演習					
大学が独自に設定する科目		12			最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、12単位以上を修得	

(7) 教育職員免許状申請の手続き

毎年教育職員免許状取得希望者のために、本学が山梨県教育委員会に免許状授与申請書類を一括して提出している。免許状取得見込者で一括申請の取扱いを希望するものは、12月に行う教育職員免許状一括申請手続の説明会に出席し、期日までに必要書類を提出しなければならない。

期日を過ぎたもの、書類不備のため受理されなかったものは、一括申請できないので個人で申請することになる。個人申請の場合は、煩雑な手続と相当の日数がかかるので、不備等のないようにすること。

なお、個人申請に必要な書類は次の通りである。

- ① 教育職員免許状授与願（所定の用紙に本人記入）
- ② 履歴書（所定の用紙に本人記入）
- ③ 宣誓書（所定の用紙に本人記入）
- ④ 添付書類
 - i 戸籍抄本
 - ii 基礎資格の証明書（卒業証明書等）
 - iii 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）※通常の成績証明書とは異なる。
 - iv 教育職員免許状を取得している者はそのコピー（該当者のみ）
 - v 介護等体験証明書（幼稚園教諭は除く。該当者のみ）

(5) 免許法に規定する大学が独自に設定する科目の単位については、本学で定める領域及び教職に関する科目の必要単位数を満たすことにより充足される。

(6) 教職課程履修上の注意事項

小学校教諭二種免許状を取得せずに専攻科入学後下記の教育職員免許状を取得しようとする者は、所定の期日までに受講料を指定口座に納入すること。

小学校教諭一種免許状取得に関する受講料 40,000円

Ⅲ 諸規程・規則等

Ⅲ 諸 規 程・規 則 等

1 山梨学院短期大学学生に関する規程

(入学誓約)

第1条 入学を許可された学生は、本人、保証人が連署した誓約書を提出しなければならない。

第2条 削除

(保証人)

第3条 保証人又は保証人の住所に変更を生じた場合、学生は、すみやかにこれを事務局に届出なければならない。

(学生証)

第4条 学生は、所定の学生証の交付を受け、常時これを携帯しなければならない。

2 学生証は、卒業、退学又は除籍の場合には直ちに、これを返却しなければならない。

3 本学教職員の請求があるときは、いつでも学生証を呈示しなければならない。

4 学生証を紛失又は破損したときは、直ちに事務局に届け出て再交付を受けなければならない。

(住 所)

第5条 学生は、毎学年度の始めにその住所を、事務局に届出なければならない。

2 住所及び電話番号変更の場合は、その都度速やかに、届出るものとする。

(保健衛生)

第6条 学生は、所定の健康診断を受けなければならない。

(服 装)

第7条 学生の服装については、学生の品位を保つことを旨としなければならない。

(団 体)

第8条 学生が団体を組織しようとするときは、その規約を添え、責任者2名(学生)顧問1名(教職員)の連署をもって、学生部長に届出なければならない。

2 団体の規約、その他の届出事項を変更しようとするときは、学生部長に届出なければならない。

3 団体、公の部、及びサークル活動が、学外の団体及び対外試合に参加しようとするときは、学生部長に届出なければならない。本学の学生団体、公の部及びサークル活動に学外の者が参加するときも同様である。

(集 会)

第9条 学生が集会を行おうとするときは、その1週間前までに、学生部長及び事務局に届出なければならない。

(掲 示)

第10条 学生が掲示しようとするときは、責任者を明示し、学生部長及び事務局の認印を受け、所定の場所に掲示しなければならない。

(出版物)

第11条 学生が新聞、雑誌、小冊子等を刊行したときは、頒布前にその印刷物を学生部長及び事務局に届出なければならない。

(宣 伝)

第12条 学生が演説、宣伝及びビラの頒布等をしようとするときは、あらかじめ、学生部長及び事務局に届出なければならない。

(禁 止)

第13条 第8条から第12条までに規定する事項については、学生が本学の教育目的に反し、学生の本分にもとるものと認められるときは、学長はこれを禁止する。

(電子媒体の取扱い)

第14条 第10条から第13条までに規定する事項については、電子媒体についても同様に取り扱うものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、拡大教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 履 修 規 程

1 山梨学院短期大学履修規程（抜粋）

(履修科目)

第1条 履修する科目は、一般基礎教育科目及び専門教育科目である。

(卒 業)

第2条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、一般基礎教育科目については、教養から8単位以上、外国語1単位以上、合計9単位以上及び専門教育科目の必修を含め40単位以上、総計62単位以上を修得しなければならないものとし、かつ、原則としてGPA1.00以上を卒業の基準とする。

(履修科目の単位数の上限)

第2条の2 1年間に履修できる単位数は、学科・年次ごとに次の通り定める。ただし、資格及び免許の取得を希望する者についてはこの限りではない。

学科等	第1年次	第2年次
食物栄養科	40単位	48単位
保育科	40単位	48単位
専攻科保育専攻	40単位	48単位

2 前項の規定にかかわらず、履修登録を行おうとする学期の直前の学期のGPAが3.00以上の者は、成績優秀者として当該学期の履修上限単位数を2単位増加させることができる。

(授業科目の履修)

第2条の3 学生は、毎学期の指定の期間に、その学期に履修しようとする科目について履修登録を行わなければならない。この手続をしていない授業科目については、履修することができない。なお、原則として指定期間以外での履修登録は受け付けない。

2 学生は、登録科目に不備又は誤りのないよう確認のうえ、履修登録を行わなければならない。

3 学生は、登録科目に不備又は誤りがあった場合は、指定の期間内に訂正の手続を行わなければならない。なお、原則として指定の期間以外での訂正の手続は行うことができない。

(学 位)

第3条 前条により卒業を認定した者に対して、次の区分に従って短期大学士の学位を授与する。

(1) 食物栄養科 短期大学士（食物栄養学）

(2) 保育科 短期大学士（保育学）

(資格及び免許)

第4条 食物栄養科・保育科で取得できる資格、免許は次のとおりである。

(1) 栄養士

本短期大学卒業資格取得者で、栄養士法施行規則に定める必修の専門教育科目52単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は栄養士資格の項を参照のこと）。

(2) 製菓衛生師受験資格

本短期大学卒業資格取得者で、製菓衛生師法施行規則に定める必修の専門教育科目930時間以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は製菓衛生師の項を参照のこと）。

製菓衛生師国家試験受験には、別途受験料が必要。

(3) 保育士

本短期大学卒業資格取得者で、児童福祉法施行規則に定める専門教育科目必修51単位と選択必修科目9単位以上合計60単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は保育士資格の項を参照のこと）。

(4) 教育職員免許状

① 小学校教諭二種免許状

本短期大学に2年以上在籍し、62単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位を含む。）以

上を修得して、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目48単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は教育職員免許状の項を参照のこと）。「介護等の体験」として「保育実習Ⅰ(施設)」2単位を修得すること。

② 幼稚園教諭二種免許状

本短期大学に2年以上在籍し、62単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位を含む。）以上を修得して、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目39単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は教育職員免許状の項を参照のこと）。

(5) 認定ベビーシッター資格

本短期大学卒業資格取得者で、保育士資格に必要な教科目のほかに、全国保育サービス協会が定める「在宅保育」2単位を修得すること。別途登録費用が必要。

(6) ピアヘルパー

本短期大学においてピアヘルパー資格取得要件として指定された3科目（教育相談の基礎、発達心理学Ⅰ、臨床心理学）計6単位を修得し、日本教育カウンセラー協会が行う認定試験に合格すること。

(7) レストランサービス技能検定3級受験資格

本短期大学卒業資格取得者で、レストランサービス技能検定受験資格取得要件として指定された科目を受講し、日本ホテル・レストランサービス技能協会が実施する技能検定に合格すること。（取得要件科目及び単位数は、レストランサービス技能検定の項を参照のこと）。受講認定費用が必要。

(8) スイーツマイスター

本短期大学においてスイーツマイスター取得要件として指定された科目を修得し、実技試験に合格すること。

2 専攻科に在籍している者が、保育科で資格・免許状の取得を希望する場合には、取得に必要な科目の履修を認め、修得単位を認定する。

2 山梨学院短期大学専攻科履修規程（抜粋）

（履修科目）

第1条 履修する科目は、専門教育科目である。

（修了）

第2条 本学の専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別に定めるところにより64単位以上を修得しなければならない。

（免許及び資格）

第3条 本学専攻科で取得できる免許、資格は次のとおりである。

(1) 小学校教諭一種免許状

小学校教諭二種免許状の最低修得単位を修得し、かつ、学士の学位を有するとともに、山梨学院短期大学学則第47条第1項の規定によるもののほか、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目26単位以上を修得すること（取得要件単位数は教育職員免許状の項を参照）。

(2) 幼稚園教諭一種免許状

幼稚園教諭二種免許状の最低修得単位を修得し、かつ、学士の学位を有するとともに、山梨学院短期大学学則第47条第1項の規定によるもののほか、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目20単位以上を修得すること（取得要件単位数は教育職員免許状の項を参照）。

3 試験規程

（単位認定）

第1条 履修登録した科目は、成績評価の結果、合格と評価されると単位として認定される。

2 前項に定める成績評価は、筆記、レポート、口述、実験、実習及び実技等の試験（対面のほか、オンラインの方途による試験を含む。）によって行う。

（試験の種類及び方法）

第2条 試験は定期試験及び追試験・再試験として科目ごとに行う。

2 前項に定めるものに加え、試験は科目担当教員の判断において随時行うことができる。

3 定期試験は学期末又は学年末に行う。

4 追試験・再試験は、定期試験終了後に時期を同じくして日程を定め行う。

（受験資格）

第3条 次の各号に掲げる事項に該当する学生には、受験資格を与えない。

(1) 学生証の提示がない者

(2) 当該科目の履修登録をしていない者

(3) 当該科目の欠席時数が総授業時間数の3分の1を超える者

(4) 学費等納入金の納付義務を怠っている者

（受験）

第4条 受験の際には、所定の席に着き、学生証を提示すること。

2 遅刻者は原則として受験させない。ただし、試験開始後15分以内で正当な理由のある場合には、監督者に申し出てその指示に従うこと。

3 試験開始15分経過後は入室できない。

（不正行為）

第5条 試験において不正行為を行った者に対しては、その後の受験を停止し、当該科目を再履修させるものとする。

2 不正行為は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 受験資格者以外の人物によるなりすまし

(2) 答案を複数人にて協力して作成する行為

(3) 剽窃

(4) カンニングペーパー等の使用

(5) 試験中の参照物の貸し借り

(6) 持ち込みが許可されていない参照物や所持品の使用

(7) カンニングや私語等を計画的・組織的に行う等の悪質な行為

(8) 試験の実施や他の受験者に著しく影響を及ぼす行為

(9) 試験の実施に際して科目担当教員または監督者の指示に従わない行為

(10) 前号までに掲げるもののほか、教務部長が不正と認める行為

3 前項に掲げる不正行為は、筆記試験のほか、レポート試験等の他の方途においても適用する。

4 不正行為を行った者に対する懲戒は、本学学生懲戒手続規程に基づき、拡大教授会の審議を経て、学長が決定する。

（成績評価）

第6条 学業成績の評価は、④、A、B、C、Dの5段階で行い、④、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。なお、評価は90点以上100点までを④、80点以上89点までをA、70点以上79点までをB、60点以上69点までをC、59点以下をDとする。

2 成績評価の基準に基づき、1単位あたりの成績評価の平均値をグレード・ポイント・アベレージ（GPA）として示し利用する。なお、グレード・ポイント・アベレージの取扱いに関する細則は、別に定める。

（追試験）

第7条 追試験とは、定期試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合に、「試験欠席届」を提出し、正当な理由であると認められた者に対して行う試験をいう。

2 「試験欠席届」には、公的機関の証明書及びそれに準ずると認められる証明書の添付を必要とする。

欠席理由	必要書類
忌引（3親等以内）	会葬礼状（はがき）等
疾病等	医師の診断書
交通事故	事故証明書
電車等の遅延	遅延証明書（駅等で発行）
就職試験	採用試験を実施した機関（企業）等の証明書類
クラブ活動	学生部の証明書類
その他	理由を証明する文書又は証明可能な書類

3 「試験欠席届」は、当該試験実施後3日以内に事務局に届け出るものとする。

4 前項の規定にかかわらず、学生が感染症に罹患し、学長が学校保健安全法に基づき出席を停止した場合などには、学長は届け出期間を別途指定することができる。

5 追試験の評価は定期試験に準ずる。

6 追試験を欠席した者に対し、再度の追試験は実施しない。
(再試験)

第8条 再試験とは、当該科目の定期試験の評価を一時留保のうえ、再度の教育効果の測定を行う試験をいう。

2 定期試験の受験資格を有さない者、定期試験の受験を放棄した者には、再試験の受験資格を与えない。

3 前条に定める追試験の再試験は、実施しない。

4 再試験を欠席した者に対し、再度の再試験は実施しない。

5 再試験を受験した者の学業成績の評価は、CまたはDとする。
(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、2024年4月1日より施行する。

試験について

1 登録した科目は、試験の成績評価が④、A、B、Cの場合に、単位として認定する。

2 試験には、定期試験及び追試験、再試験がある。その他科目によっては授業時間中に随時試験を行う場合がある。

3 受験資格は、学則に定められた科目ごとの授業時間数の3分の2以上出席している者に与えられる。本学では厳しい出席制度を設けているので、十分注意すること。

4 試験は、筆記、レポート、口述、実験、実習及び実技等の方法によって行う。(シラバス参照)

5 定期試験、追・再試験の試験時間割は、試験開始の2週間前に掲示によって発表する。平常授業時間とは異なる場合があるので注意すること。

6 受験上の注意

① 試験には必ず学生証を携帯する。

② 学生証再発行手続者には、仮学生証を発行する。

③ 受験の際には、所定の席に着席し、学生証を机上通路側に提示する。

④ 試験開始前に許可のないノート、教科書、参考書等はバックに入れて椅子の下に置く。

⑤ 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチは必ず電源を切り、カバンにしまうこと。

⑥ 下敷きは原則として使用しない。

⑦ 時間厳守を励行し遅刻しないこと。遅刻者は原則として受験できない。ただし、試験開始後15分以内であって正当な理由のある場合には、監督者に申し出て、その指示に従う。

⑧ 試験開始15分経過後は入室できない。

⑨ 試験開始から30分経過後、監督者の判断により途中退席することができる。

⑩ ノート、教科書、参考書等持ち込み許可の場合、試験時の貸し借りをすべて禁止する。

⑪ 試験中に携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチおよび電子辞書等を身につけたり、触ったりしただけでも不正行為とみなす。

⑫ 不正行為が認められた場合、当該科目を含む以降のすべての受験予定科目の受験はできない。また、不正行為を疑われるようなことを行ったときも、同様の措置がとられる場合があるので注意すること。

⑬ 答案は、例え白紙であっても学籍番号・氏名を明記し、提出する。

⑭ 試験場においては、私語その他不正行為を疑われるような態度をとらない。

7 やむを得ない事情で定期試験を欠席した者は、必要書類を添えて期限（当該試験実施後3日以内、ただし感染症に罹患した場合は別途指示する）を厳守し、事務局に届け出る。

8 レポート提出について

各授業科目担当者からレポートを課せられた場合は、テーマ、枚数、提出期限、及び提出先等を確認し、授業科目、担当教員名、所属学科、学年、学籍番号及び氏名を記入した表紙をつけ、指定された期日までに提出すること。

山梨学院短期大学グレード・ポイント・アベレージの取扱いに関する細則

(成績評価の基準に対する成績の表示及びG P)

第1条 成績評価の基準に対する成績の表示及びグレード・ポイント（以下、「G P」という。）は、次のとおりとする。

区分	評価	成績評価基準	G P	備考
合格	④	90～100点	4.0	
	A	80～89点	3.0	
	B	70～79点	2.0	
	C	60～69点	1.0	
不合格	D	59点以下	0.0	
	—	試験放棄（試験未受験） 試験受験資格なし	0.0	所定の手続きを経て履修取り消しを行わなかった科目を含む
G P対象外	R	単位認定科目	—	編入等他大学で修得した科目を本学の単位として認定したもの

(G P Aの算出期間)

第2条 グレード・ポイント・アベレージ（以下、「G P A」という。）は、在学中を累積するもの（以下、「累積G P A」という。）と、年度あるいは学期ごとに算出を行うもの（以下、「年度G P A」、あるいは「学期G P A」という。）とする。

(G P Aの算出方法)

第3条 G P Aの算出方法は、次のとおりとする。

$$\frac{(4.0 \times \text{④の単位数}) + (3.0 \times \text{Aの単位数}) + (2.0 \times \text{Bの単位数}) + (1.0 \times \text{Cの単位数}) + (0.0 \times \text{Dの単位数}) + (0.0 \times \text{—の単位数})}{\text{総履修登録単位数（「R」の単位数を除き、「D」及び「—」の単位数を含む。）}}$$

2 累積G P Aの算出においては、第1項に掲げる総履修登録単位数には、不合格科目（「D」及び「—」評価）を再履修し合格の評価を得た場合、及び再履修の結果再び「D」及び「—」評価であった場合、それぞれ再履修前の「D」及び「—」評価については算入しない。

3 年度G P Aあるいは学期G P Aの算出においては、第1項に掲げる総履修登録単位数には、当該期間の不合格科目（「D」及び「—」評価）を算入する。ただし、再履修した場合は、当該期間の総履修登録単位数に含める。

4 G P Aは、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値で算出し、表記する。

- 5 GPAの算出に際しては、卒業要件単位に参入しない科目を含まない。
- 6 前項に定めるもののほか、教育指導効果を考慮して、一部の科目を含まないことができる。
(GPAの用途)

第4条 GPAは、以下に定める用途に活用する。

- (1) 卒業判定
- (2) 履修上限単位数の増加
- (3) 特定の授業科目の履修の制限
- (4) 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化の指標
- (5) GPAが1.20未満の学生に対する個別面談等による学修指導
- (6) 毎学期の個別学修の振り返り及び履修・就学指導
- (7) 学生表彰
- (8) 奨学金
- (9) 専攻科特待生の選考
- (10) その他、学生指導に必要な場合

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、カリキュラム委員会の議を経て学長が決定する。

- 2 学長は、第1項の内容を拡大教授会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

4 学費等納入金に関する規程

(目 的)

第1条 山梨学院短期大学の学費等の納付に関しては、山梨学院短期大学学則（以下「学則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程で学費等納入金（以下「納付金」という。）とは、入学金・授業料・教育充実費・実験実習費をいう。

(納付金の金額)

第3条 納付金は学則第29条及び48条別表Ⅱで定める金額をいう。

2 前項の規定にかかわらず、学費減免を伴う入学試験を経て入学した者の納付金は、当該入学試験の入試要項に定める金額による。

(納 期)

第4条 納付金の納入は一括納入を原則とするが、入学金を除く他の納付金は前期と後期に分けて分割納入することができる。但し次の期日までに納入しなければならない。

- (1) 前期 …………… 4月5日
- (2) 後期 …………… 9月1日

(納入方法)

第5条 納付金の納入方法は、指定する銀行への振り込みとする。

(延納手続き及び延納期間)

第6条 経済的な事情等により、第4条に定める納期までに納付金を納入できない場合は、納期までに所定の延納願を事務局に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 延納を許可する最長期間は次の期限とする。

- (1) 前期 …………… 6月30日
- (2) 後期 …………… 12月28日

3 前項の規定に関わらず、第4条に定める納期までに納付金を納入できない場合で大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月17日法律第8号）（以下、「国の修学支援新制度」という。）に基づく減免を申請する者は、国の修学支援新制度への申請時に特別延納願を事務局に提出し、拡大教授会の議を経て、学長は納入金の徴収を次の特別延納期日まで猶予することができる。

- (1) 前期 …………… 7月31日
- (2) 後期 …………… 1月31日

(入学手続き者に対する延納手続及び延納期間)

第6条の2 学則第12条に定める入学手続きの際に入学手続き者が入学後に国の修学支援新制度の利用を予定する場合には、当該入学試験の入試要項に定める納期までに入学金及び授業料を除いた納付金の一部（教育充実費・実験実習費）を納入のうえ前条第3項に定める延納願に採用の事実と支援区分がわかる書類（予約採用者の場合には「採用候補者決定通知書」の写し）を添えて事務局に提出することにより、学長は入学金及び授業料の徴収を同条同項に定める特別延納期日まで猶予することができる。なお、この取扱いの対象者は、国の修学支援新制度の利用が認定された後に改めて本学が定める納期までに減免額を控除した入学金及び授業料（減免額との差額にあたる入学金及び授業料の残額）を納付しなければならない。

2 学則第12条に定める入学手続きの際に入学手続き者が特段の経済的な事情等により当該入学試験の入試要項に定める納期までに納付金を納入できない場合には、入学試験合格者に対する納入金延納願を事務局に提出することにより、学長は当該年度に実施する最終の入学試験に係る納期を限度として納付金の納入を猶予することができる。ただし、この取扱いを受けた入学手続き者が当該年度実施の最終の入学試験の納期を過ぎても納入が行われない場合には入学の意思なきものとみなし、入学を許可しない。

(受験資格の停止)

第7条 納付金の納期、または延納許可期限までに完納しない者は、定期試験の受験資格を与えない。

(除 籍)

第8条 納期を経過し、督促してもなお納入しない者については、拡大教授会の議を経て学長が除籍する。

2 除籍された者は、学生としての一切の身分を失う。

(復 籍)

第9条 前条により除籍された者で復籍を願い出る場合は、未納金を納入し、復籍願を提出しなければならない。

2 復籍の願い出期間は、除籍日より15日以内とする。

(休学者・退学者の納付金)

第10条 休学を許可された者は、休学期間中も第3条に規定する納付金は納入しなければならない。但し、休学期間が学年の全期間(4月から翌年3月まで)にわたる場合の授業料については免除し、休学期間終了後に返還する。

2 休学を年度途中より許可された場合も、第3条に規定する納付金は納入しなければならない。但し、休学期間中の授業料については免除し、休学期間終了後に月割返還する。

3 納付金を未納のまま休学又は退学を願い出た場合は、これを許可しないことがある。

(転入学者・再入学者の納付金)

第11条 転入学及び再入学を許可された者の納付金は、当該年度の入学者と同額とする。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生として許可された者の納付金等については、山梨学院短期大学科目等履修生規程に定めるとおりとする。

(聴講生)

第13条 聴講生として許可された者の納付金等については、山梨学院短期大学聴講生規程に定めるとおりとする。

(復 学)

第14条 休学者が復学を許可されたときの納付金は、入学した年度の納付金とする。

(納付金の返還)

第15条 既納の納付金は如何なる事由があっても返還しない。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2025年11月27日から施行する。

学費等の納入について

- 1) 本学所定の振込用紙により最寄りの銀行等の金融機関(郵便局は除く)に納入期限内に納入すること。
- 2) 学費等納入金の領収証は銀行等振込金融機関の収納印のある振込金受領書(領収証)をもってこれに代える。
- 3) 学費等、納入金は次のとおりである。

【食物栄養科】

入学年度 項目 納期	2026 年 度 入 学 生			2025 年 度 入 学 生		
	一 括	前 期	後 期	一 括	前 期	後 期
△入 学 金	200,000円	200,000円	0円	200,000円	200,000円	0円
授 業 料	660,000円	330,000円	330,000円	660,000円	330,000円	330,000円
教育充実費	300,000円	150,000円	150,000円	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円
計	1,260,000円	730,000円	530,000円	1,260,000円	730,000円	530,000円

(注) △印は入学年度のみ

項 目	入 試 年 度	
	2026年度入試	2025年度入試
入学検定料	30,000円	30,000円

【保育科】

入学年度 項目 納期	2026 年 度 入 学 生			2025 年 度 入 学 生		
	一 括	前 期	後 期	一 括	前 期	後 期
△入 学 金	200,000円	200,000円	0円	200,000円	200,000円	0円
授 業 料	660,000円	330,000円	330,000円	660,000円	330,000円	330,000円
教育充実費	300,000円	150,000円	150,000円	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費	80,000円	40,000円	40,000円	80,000円	40,000円	40,000円
計	1,240,000円	720,000円	520,000円	1,240,000円	720,000円	520,000円

(注) △印は入学年度のみ

項 目	入 試 年 度	
	2026年度入試	2025年度入試
入学検定料	30,000円	30,000円

〔専攻科 保育専攻〕

入学年度 項目 納期	2026 年 度 入 学 生			2025 年 度 入 学 生		
	一 括	前 期	後 期	一 括	前 期	後 期
△入 学 金	100,000円	100,000円	0円	100,000円	100,000円	0円
授 業 料	660,000円	330,000円	330,000円	660,000円	330,000円	330,000円
教育充実費	300,000円	150,000円	150,000円	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費	80,000円	40,000円	40,000円	80,000円	40,000円	40,000円
計	1,140,000円	620,000円	520,000円	1,140,000円	620,000円	520,000円

(注) △印は入学年度のみ

項 目	入 試 年 度	
	2026年度入試	2025年度入試
入学検定料	30,000円	30,000円

5 専攻科特待生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山梨学院短期大学（以下「本学」という。）専攻科特待生（以下「特待生」という。）制度について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本制度は、本学における学術奨励策の一環として、学力、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により本学専攻科保育専攻（以下「専攻科」という。）への入学が困難と認められる者に対して、入学金及び授業料を免除し、その就学を奨励することを目的とする。

2 入学時において本制度の適用を受ける者を、E種特待生という。

第2条の2 本制度は、入学後において学力、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により専攻科への在学の継続が困難と認められる者に対して第2年次の授業料を免除し、その就学を奨励することを目的とすることができる。

2 第2年次より本制度の適用を受ける者を、S種特待生という。

(定 義)

第3条 E種特待生は、本学が実施する専攻科入学試験に合格し、教授会の議を経て、学長より認定された者をいう。

2 S種特待生は、第1年次の終わりに、専攻科が公募のうえ実施する選考試験により選抜し、教授会の議を経て、学長より認定された者をいう。

(資 格)

第4条 E種特待生の資格は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学保育科を卒業又は卒業見込の者で、専攻科への高い進学意欲を持ち、学業成績が上位の者
- (2) 入学金、授業料の支弁が経済的に困難な者
- (3) 学業・人物ともに優れた資質と高い勉学意欲を持ち、心身ともに健康な者

第4条の2 S種特待生の資格は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 専攻科において高い就学意欲を持ち、学業成績が上位の者
- (2) 授業料の支弁が経済的に困難な者
- (3) 学業・人物ともに優れた資質と高い勉学意欲を持ち、心身ともに健康な者

(種類及び免除額)

第5条 特待生の種類と免除額は次のとおりとする。ただし、教育充実費、実験実習費等の諸経費は免除対象から除く。

種 類	免 除 額
E I 種	当該年度の入学金全額及び授業料全額
E II 種	当該年度の入学金全額及び授業料半額
E III 種	当該年度の入学金全額及び授業料の 1 / 4
S I 種	当該年度の授業料全額
S II 種	当該年度の授業料半額
S III 種	当該年度の授業料の 1 / 4

(定 員)

第6条 特待生の定員は次のとおりとする。

専 攻 科 名	定 員
専攻科保育専攻	E種：I種、II種、III種を含め1名以内
	S種：I種、II種、III種を含め1名以内

2 当該年度においてE種又はS種の認定者がいない又は寡少である場合、学長は、奨学金支給総額の範囲においてE種をS種に、又はS種をE種に振り替え、特待生定員を増加することができる。

3 当該年度においてI種及びII種の認定者がいない又は寡少である場合、学長は、奨学金支給総額の範

囲においてⅢ種に振り替え、特待生定員を増加することができる。

(応募)

第7条 特待生に志願する者は、指定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特待生志願理由書
- (2) 学費の支弁が困難である事情を証明する書類（所得証明書もしくは源泉徴収票）
- (3) その他必要とする書類

(選考及び認定)

第8条 特待生の選考は、第4条又は第4条の2に定める資格を満たした者による応募に基づき、選考委員会にて審査を行い、教授会の議を経て学長が認定する。

2 特待生には、認定書を交付する。

(構成)

第9条 選考委員会は、学長、科長、専攻科長、事務局長をもって構成し、委員長は学長とする。

2 委員長が必要と認める場合には、選考委員会に他の教職員を加えることができる。

(期間)

第10条 入学特待生の認定期間は特段の理由のない限り、認定年度1年間とする。

(認定の取消)

第11条 特待生が次の各号に該当するときは、学長は教授会の議を経て、認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条の規定により出願した書類に虚偽の記載事項があると判明したとき
- (2) 本学の学則に基づき、休学、退学又は除籍の処分を受けたとき
- (3) 成績や品行が悪化し、不適格と認められるに至ったとき
- (4) その他、特待生としてふさわしくないと判断された場合

2 前項第3号に基づき成績を理由として特待生の認定を取り消すことができるときは、認定時より通算したグレード・ポイント・アベレージ（GPA）が2.4ポイントを下回った場合とする。

3 特待生の認定を取り消す場合には、選考委員会は事前に該当者を面接のうえその経緯を聴取するとともに、該当者に抗弁の機会を与えなければならない。

(認定取消による納付)

第12条 特待生が前条の規定により認定を取り消されたときは、直ちに当該年度の授業料を納めなければならない。

(準用規定)

第13条 特待生には、本規程の定めるほか、学則を準用する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

6 山梨学院短期大学就職斡旋規程

(趣 旨)

第1条 本学は職業安定法33条の2に基づいて、本学学生の就職を指導斡旋する。本学を通じて就職を希望する学生は本規程を遵守しなければならない。

(登 録)

第2条 就職を希望するものは規定の求職登録をしなければならない。

(選 考)

第3条 求人先に対する推薦者の選考は科内会議を経て科長が行う。

(内 定)

第4条 就職先が内定した場合は、速やかに就職支援担当に届け出なければならない。

(届け出)

第5条 就職を斡旋された者が就職試験日等に出頭出来ない場合は、必ず事前にそのむね求人先並びに就職支援担当に届け出なければならない。また、直接本人が求人先より受けた通知事項についても必ず届け出なければならない。

(規程の遵守)

第6条 就職斡旋規程に違反し、また就職・キャリア支援委員会の指示に従わない者は就職斡旋を中止又は取り消しにすることがある。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

7 山梨学院短期大学学生懲戒手続規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、学校教育法施行規則第26条第5項および山梨学院短期大学(以下、「本学」という。)学則(以下、「学則」という。)第42条に基づき、学則第43条に規定する本学学生の懲戒手続について、必要な事項を定めることを目的とする。
- (懲戒処分該当行為)
- 第2条 本学学生による次に掲げる行為を、懲戒処分該当行為(以下、「処分該当行為」という。)とする。
- (1) 本学学生の学習、又は教員の教育・研究、職員の職務遂行等、本学として不可欠な活動を妨害する行為
 - (2) 犯罪行為により逮捕又は検挙され、本学の名誉を著しく失墜させる行為
 - (3) 本学試験規程に定める不正行為で、特に悪質と認められるもの
 - (4) その他本学の諸規程等に違反し、または学生としての本分に反する行為
- (懲戒の内容)
- 第3条 学則第43条第2項に規定する懲戒の内容は、次に定めるとおりとする。
- (1) 退学
学則第43条第3項各号の一に該当するとの学長の決定による、懲戒手続に基づく学則第14条に定める退学として、本学学生としての身分を剥奪する。
 - (2) 停学
学則第43条第3項各号の一に該当するとの学長の決定による懲戒手続に基づき、一定期間の登校を禁止する。停学期間は無期または有期とし、無期停学となった場合、3か月を超える期間の登校を禁止する。有期停学となった場合、1週間以上3か月以下の期間において登校を禁止する。
 - (3) 訓告
学則第43条第3項各号の一に該当するとの学長の決定による懲戒手続に基づき、第4条各号に定める区分に従い学生部長または教務部長がいましめさす。
- (処分該当行為の発見通報)
- 第4条 本学教職員は、本学学生による処分該当行為と思われる行為を発見または聞知した場合は、直ちに次の区分により通報するものとする。
- (1) 第2条第1号および第2号ならびに第4号の行為については学生部長
 - (2) 第2条第3号の行為については教務部長
- (調査報告)
- 第5条 前条の規定により通報を受けた学生部長または教務部長は、その行為の実態について速やかに調査し、その結果を学生総合支援委員会に報告しなければならない。
- (審議)
- 第6条 前条の規定により報告があったときは、学生総合支援委員会は、当該行為が懲戒処分に相当するか否かを審議する。
- (弁明)
- 第7条 学生総合支援委員会は、処分該当行為と思われる行為を審議する場合には、当該学生に対し口頭による弁明の機会を与えるものとする。ただし、口頭による弁明の機会を与えることが審議の遂行上、著しく支障を来すと判断される場合には、文書により行わせることができる。
- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠(証人による証明を含む。)を提出することができる。
 - 3 当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず正当な理由がなく欠席し、または弁明の機会に代わる文書を提出しなかった場合には、弁明の権利を放棄したものとみなす。
- (懲戒の内定等)
- 第8条 学生総合支援委員会は、処分該当行為と思われる行為を審議した結果、懲戒処分相当と認めた場合は、その処分案を作成し、拡大教授会に提出しなければならない。
- (懲戒の決定)
- 第9条 拡大教授会は、前条第1項により提出された懲戒処分案について審議し、学長は懲戒の可否を決定する。
- 2 学長は、拡大教授会における審議の結果、当該学生の行為が懲戒に相当しないと認められたものであっても、今後、当該行為について当該学生に対し特に反省・改悔させる必要があると認められた場合には、第3条第3項に定める訓告に準じた手続により、学生部長または教務部長による嚴重注意を行うことができる。ただし、この嚴重注意は、懲戒処分とはみなさない。
- (懲戒の執行)
- 第10条 学長は、懲戒を決定した場合は、速やかに当該学生及びその保護者に対し、懲戒処分通知書を送付するとともに、その懲戒の事実を、適当と認められる方法により告示する。
- (懲戒の発効)
- 第11条 懲戒処分の発効日は、被処分学生及びその保護者に懲戒処分通知書を送付した日の翌日とする。
- 2 学長は、懲戒処分の期間が、定期試験の期間と重なるなど被処分学生に著しく不利益を与え教育上望ましくないと認められる場合には、前項の規定にかかわらず特にその発効日を指定することができる。
- (再審査)
- 第12条 懲戒処分の通知を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他の正当な理由がある場合には、その事実を示す資料(資料には、証人を含む。)を添えて、文書により学長に再審査を求めることができる。ただし、その期間は、学生が処分を知り得た日の翌日から起算して2週間以内とする。
- 2 学長は、前項の求めを受理した場合は、再審査の可否につき直近の拡大教授会に提案のうえ、審議を求めなければならない。
 - 3 拡大教授会が再審査を可と認めた場合には、学長は直ちに学生総合支援委員会に対し再審査を指示するものとする。
 - 4 再審査の手続は、第6条から第9条までの規定を準用する。
 - 5 拡大教授会で審議のうえ学長が決定した再審査の結果については、当該学生に文書で通知する。
 - 6 再審査の求めは、懲戒処分の効力を妨げない。
 - 7 再審査の再審査は行わない。
- (無期停学の解除)
- 第13条 学長は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効の日から起算して3か月を経過した後、本学に復帰するに足る条件が具備されたと認めた場合は、拡大教授会の議を経て停学を解除することができる。
- (事務)
- 第14条 学生懲戒手続に関する事務は、短期大学事務局が行う。
- (規程の改廃)
- 第15条 この規程の改廃は、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

IV 学生生活について

Ⅳ 学生生活について

〔1〕学生生活において守っていただきたい事項

本学は、豊かで創造的な人間性と実践力のある専門性を有する人間を育成することを目的として、教育・研究を行っています。学生の皆さんには、学生生活を過ごすうえで、以下のことを遵守してください。

1. 学年指導

本学では、学年ごとに演習（ゼミ）を配置し、主に演習担当教員を通じ正課内外にわたる指導を行っています。教室の内外を問わず、学修、生活、経済、就職・キャリア、その他の一身上の問題等について、助言や指導を受けてください。また、わからないことがあれば、積極的に質問してください。

2. 学修態度

教室においては、熱意をもって、しかし他者への配慮を行いながら静粛に授業を受けてください。授業に関連する参考書あるいは資料等を積極的に参照し、総合図書館もおおいに活用してください。

3. 掲示による周知

学生の皆さんにお知らせする事項は、全て学修支援システム「WebClass」の電子掲示板に掲載され、周知されます。見落としのないように十分注意するとともに、対応が必要な事項については期日厳守でお願いします。（設定方法は『〔3〕学内のIT環境』（p.97）を参照ください）

4. アルバイト

学業とアルバイトの両立は、限られた時間を工面することから難しいといえます。学生としての本来の目的を見失わないように注意し、学業の妨げになるものや学生として相応しくない内容のアルバイトは避けるようお願いします。

5. 服装

服装等は、清楚で品位を保ち、華美にならないよう努めてください。また、言葉遣いや態度は、品位の高いやさしいものとしてください。学外での実習もありますので、常日頃からの心掛けが重要です。

6. 電話対応

原則として、学生の皆さん個人への電話や電子メールの取次ぎは行いません。

7. 拾得物、紛失物

本学内における拾得物、紛失物は、直ちに事務局に届け出てください。

8. 環境保全及び所持品の自己管理

学生の皆さんは、教室の整理整頓および環境保全（美化）にご協力ください。キャンパス美化および静粛な学修環境を保つため、履物にも注意してください。所持品（とくに貴重品）については、各自で保管には十分注意してください。

9. 火気等の注意

キャンパス内の火災予防には、常に心がけてください。部室等での火の元には、とくに注意してください。

10. 通学方法について

本学では、公共交通機関の利用を推奨しております。定期券の購入には11.の通学証明書が必要となります。尚、やむなく乗用車やバイク・自転車等を利用の場合、駐車・駐輪場（無料）を設置していますが、併設する大学との共同利用です。駐車台数に限りがあります。

また、通学経路並びに駐車場内での事故・盗難等については、本学では一切責任を負いませんので、自己責任のもと利用してください。

年々学生による交通事故・自損事故が増加しています。やむを得ず乗用車やバイク、自転車を利用する場合、必ず「任意保険」に加入してください。

11. 通学証明書の発行について

通学証明書は、公共交通機関（電車・バス）の「学割通学定期券」を購入する際に必要となります。通常、短期大学事務局窓口にあるパソコンにより申請してください。基本的に申請翌日の発行になりますが、土日祝日及び長期休業期間は窓口がお休みですので、時間に余裕をもって申し込みしてください。

12. 学割証（学生生徒旅客運賃割引証）

学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度で、修学上必要となる範囲での利用を前提としています。事務局窓口にあるパソコンにて申請してください。基本的に翌日受け取りが可能ですが土日祝日及び長期休業期間は窓口は休みとなります。

〔学割証の適正な用途〕

休暇または所用による帰省、実験実習などの正課内の教育活動、本学が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動（正課外のクラブ活動）、就職または進学のための受験等、本学が修学上適当と認めた見学または行事への参加、など

〔学割証使用上の注意〕

- ・不正使用はしないでください。（注：不正使用が発覚した場合には、交付を停止します。）
- ・不要または無効になった学割証は、事務局に返還してください。

〔2〕学内施設

学内の施設には、以下のものがあります。有意義な学生生活のために有効に活用してください。

1. 短期大学事務局

(1) 総合案内

短期大学事務局では、学生生活に関するさまざまな相談や、学生の皆さんの生活支援に関する相談にも対応しています。学生生活におけるさまざまな「疑問」や「悩み」の相談、または健康的な学生生活を過ごすためのアドバイスや問題解決をお手伝いする総合案内を行います。ご相談は事務局窓口にて受け付け、必要に応じて他の部署と連携を行います。

短期大学事務局ではこのほか、各種証明書の発行、奨学金や奨励金、損害保険（学研災付帯賠償責任保険）、クラブ活動等にかかわる手続の受付窓口としての機能を有しています。

窓口受付は、以下のとおりです。

受付日：平日および本学開校日の土・日・祝（本学休校日の土・日・祝は、受付いたしません。）

受付時間：午前8時45分から午後5時45分まで

(2) 証明書の発行及び届出・願出の提出

短期大学事務局では、証明書の発行及び届出・願出の受付を行います。事務局窓口にて申請書を提出してください。

お申込み日の翌営業日の午後1時以降のお渡しとなります。窓口にて証明書を受け取る際には本人確認のため、学生証（卒業生等の方は運転免許証などご本人と確認できる身分証明書等）の提示を求めます。

〔発行する証明書等（主要なもの）〕

種 類	発行手数料 (在学生)	発行手数料 (卒業生)	備 考
在学証明書	300円	—	在学生のみ
卒業見込証明書	300円	—	在学生のみ
卒業証明書	—	500円	卒業生のみ
修了見込証明書（専攻科）	300円	—	在学生のみ
修了証明書（専攻科）	—	500円	修了生のみ
学業成績・単位修得証明書（成績証明書）	300円	500円	
教育職員免許状取得見込証明書	300円	—	在学生のみ
栄養士資格取得見込証明書	300円	—	在学生のみ
指定保育士養成施設卒業見込証明書	300円	—	在学生のみ
推薦書	300円	—	在学生のみ
人物調査書	300円	—	在学生のみ
学生証再発行	1,000円	—	在学生のみ
健康診断証明書	300円	—	在学生のみ
通学証明書	無 料	—	在学生のみ
学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	無 料	—	在学生のみ
退学証明書	—	500円	退学者のみ
保育士資格取得証明書・指定保育士養成施設卒業証明書	—	500円	卒業生のみ
その他証明書	300円	500円	個別にご相談ください
卒業証明書<英文>	—	1,000円	卒業生のみ
修了証明書<英文>	—	1,000円	修了生のみ
学業成績・単位修得証明書（成績証明書）<英文>	—	1,000円	卒業生のみ

※ 証明書の発行手数料は、専用の「証紙」の購入により徴収します。「証紙券売機」は短期大学事務局窓口前に設置されています。

〔届出・願出一覧〕

種 類	手数料	備 考
授業欠席確認票	所定様式	
定期試験欠席届	〃	試験実施後 3 日以内に提出
改姓名届	〃	戸籍抄本添付
住所変更届	〃	住民票添付
本籍変更届	〃	戸籍抄本添付
保証人・保証人住所変更届	〃	保証人連署
休学願	〃	
退学願	〃	未納分学費のある場合は受理しない
復学願	〃	
学費等延納願	〃	学費等納入金の納入期間に限り願出を認める

(2) 保健管理

- ① 健康相談 心身の健康や不安について、どんなことでもいつでも相談に応じます。
 ② 応急処置 けがや病気に対する応急処置を行います。また、体調不良などで休養の必要な学生はベッドで休むことができます。
 ③ 各種測定 希望者は、身長、体重、握力、血圧、体温、体脂肪、視力をはかることができます。
 ④ その他 医療機関の紹介等も随時行っています。

(3) 健康診断証明書の発行

就職活動に必要な健康診断証明書の発行は、短期大学事務局受付カウンター前に設置の専用端末からお申し込みください。発行は、翌営業日の午後2時以降となり、受取りは短期大学事務局となります。なお、受取りの際に証明書発行手数料（1通につき300円）を徴収しています。短期大学事務局前に設置の証紙券売機で手数料分の証紙を購入してください。

(4) 校医及び最寄りの医療機関

校医および本学最寄りの医療機関は、以下のとおりです。（必ず大学が行う4月の健康診断を受診してください。）

校医及び最寄りの医療機関の紹介

○校 医

山梨厚生病院 山梨市落合860 Tel 0553 (23) 1311

○最寄りの医療機関

杉田医院（内科） 甲府市善光寺1-11-14 Tel 055 (233) 5251

小沢外科内科医院 甲府市善光寺1-25-7 Tel 055 (233) 7037

甲府脳神経外科病院・歯科 甲府市酒折1-16-18 Tel 055 (235) 0995

ふじたに歯科医院 甲府市国玉287-2 Tel 055 (220) 1117

N Direction-エヌディレクション
鍼灸院・整骨院 甲府市酒折2-2-30
スポーツサイエンスラボ内 Tel 055 (236) 5766

ひのはら整形ペインクリニック 甲府市里吉2-6-22 Tel 055 (236) 2277

清水クリニック（婦人科） 甲府市向町450-5 Tel 055 (221) 0341

柏木眼科クリニック 甲府市城東5-10-14 Tel 055 (227) 7550

みずこし耳鼻咽喉科クリニック 甲府市和戸町621-1 Tel 055 (269) 8714

柴垣皮フ科医院 甲府市砂田町1159-10 Tel 055 (228) 1112

なす歯科 甲府市善光寺1-27-1 Tel 055 (225) 6620

◎休日、夜間救急医療のお問い合わせ

救急医療センター（甲府市） 055 (226) 3399

県救急医療情報センター 055 (224) 4199

◎休日歯科

山梨口腔保健センター 055 (252) 9955

(3) 学内施設の利用

教室等の学内施設が授業等で使用されずに空いている場合には、演習（ゼミ）やクラブ活動などで教室等の学内施設を、事前に許可を得たうえで、一定の時間、占有して使用することができます。

許可の対象となるのは、演習（ゼミ）などの授業単位、公認団体として本学が認めるクラブ活動での使用（本学教職員が利用責任者となる場合）に限定されます。また、教室等の保守の都合や、教室等の占有使用が本学全体に影響を及ぼす可能性がある場合には、学内施設利用の願出を許可しないこともあります。

さらに、本学学生であったとしても、学生個人が主催する集会や催し物の会場としての利用は認められておきませんので、ご注意ください。

2. 保健管理室（p.120広域マップ②2F）

保健管理室は、学生の皆さんの健康の保持増進をはかるために設けられています。

けが等の応急処置はもちろんのこと、健康診断を通して病気の予防や早期発見に努めています。保健管理室は、皆さんが心身ともに健康でより良い学生生活を送れるようサポートしていますので、気軽に利用してください。

(1) 健康診断

健康診断は、病気の早期発見、健康の保持増進のための援助を目的に行うものです。

① 定期健康診断

時 期	検 査 項 目	対 象 者
4 月	内 科 診 療 身 体 計 測 胸 部 レ ン ト ゲ ン 撮 影 視 力 検 査 尿 検 査	全 学 年
	聴 力 検 査 血 圧 測 定	（2年生のみ）

- ・就職活動や学外実習の際、必要となる健康診断証明書は、定期健康診断を受けていないと発行できません。
- ・日程、場所等の詳細については、事前にお知らせします。

3. 学生相談室 (p.120広域マップ②3 F)

大学生活の中で、人間関係や進路のことで悩んだりすることは誰でも少なからずあるのではないのでしょうか。なんとなく気になっていることや心の中に引っかかっている疑問など、どんなことでも、学生相談室に話にきてみませんか？

また、大学生活を送るうえで、障がい等があり授業などで配慮が必要な人も気軽に相談に来てください。

学生相談室は、皆さんがより豊かで充実した大学生活を送ることができるよう、さまざまな問題に取り組むのお手伝いしています。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 人間関係 | (2) 性格 |
| ・家族・友人との関係 | ・自分の性格を知りたい |
| ・友達ができない | ・性格を変えたい |
| ・友達との関係がうまくいかない | ・心理テストがしたい |
| ・恋愛問題 | |
| (3) 心身の問題 | (4) 学業 |
| ・不安・ストレスについて | ・授業についていけない |
| ・拒食・過食について | ・教室に入れない |
| ・不眠やうつなど心の健康について | ・意欲がわからない |
| ・無気力、やる気が出ない | ・休学・退学について |
| | ・論文・レポートの書き方がわからない |
| (5) 就職・進路 | (6) その他 |
| ・就職活動について | ・トラブルで悩んでいる |
| ・進学したい | ・最近学校に出てこない友人について |
| ・どんな進路が向いているのかわからない | ・障がい等があり授業などで配慮してほしい |
| | ・なんとなく話がしたい |

こんな時、一人で悩まないで、とにかく相談室を訪ねてみてください。
きっと解決の糸口が見つかりますよ。

相談内容の秘密は厳守されますので安心してご相談ください。

どんな内容でも結構ですので、どうぞお気軽にお越しください。
また、相談内容に応じて、適切な人や関連機関にサポート依頼、または紹介することもできます。

相談は予約制となっております。

まずは、来室、電話またはEメール、学生相談室のHPのオンライン予約にてお申し込みください。
原則として事前予約をお願いしておりますが、来談時にカウンセラーの予定が空いている場合は、その場でご相談いただけます。

お急ぎの場合は、お電話で確認することをお勧めします。

開室時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※長期休暇中も開室しています。

電話番号 : 055-224-1242 (直通)

メール : gakuseisoudan@c2c.ac.jp

相談室HP : <https://www.ygu.ac.jp/for-students/student-support/counseling/>



4. 総合図書館 (p.120広域マップ⑥)

本学図書館は32万冊を超える図書・雑誌を所蔵しています。このうち約10万冊の書籍は閲覧室に配架され、自由な利用が可能です。また、本学で学ぶ皆さんにより良い学習環境を提供するため、書籍（電子書籍を含む）だけでなく、パソコンの利用、電子ジャーナルやデータベースへのアクセス、他大学などが所蔵する学術資料の検索、相互貸借、複写サービスなどを行っています。

ぜひ図書館を有効的に活用して、知識を深め、有意義な学生生活を過ごしてください。

※ 利用案内の詳細は図書館WEBサイトをご覧ください。

<https://www.ygu.ac.jp/lib/index.html>

(1) 開館時間

総合図書館の年間カレンダーに基づき、

① 9:00～20:00 / 9:00～17:00

② 夏季休暇中・土曜日開館日 9:30～16:30

開館時間の詳細は、総合図書館内の掲示や総合図書館のWEBサイトのカレンダーで確認してください。

(2) 休館日

日曜日、国民の祝日（授業日は開館）等はWEBサイトのカレンダーで確認してください。

春季、夏季、冬季休暇中の一定期間

※ 臨時休館及び開館時間の変更が生じた場合は、館内の掲示や図書館WEBサイトのカレンダーなどでお知らせします。

<https://www.ygu.ac.jp/lib/cal.html>

(3) 館外貸出

館内で資料を閲覧できますが館外貸出もできます。

館外貸出冊数と期間

対象者	貸出冊数	貸出期間
専攻科生	10冊以内	3週間
2年生	10冊以内	3週間
1年生	5冊以内	2週間

図書の貸出は1Fカウンターで受け付けていますので、借りたい図書と学生証（デジタル学生証を含む）を持参してください。

借りた図書は返却期限までに1Fカウンターに返却してください。

図書館の閉館時・休館日は、入口の「返却ポスト」にお返しください。

返却期限を過ぎての返却の場合、貸出停止になることがありますのでご注意ください。

貸出図書の延長を希望する方は、1Fカウンターの担当者にお申し出ください。

その他、不明点は1Fカウンターにお申し出ください。

(4) パソコンの利用

【OPAC専用パソコン】

図書館で所蔵している資料の検索に便利なOPAC専用パソコンを1階に1台、2階に2台設置しています。

OPAC専用パソコンはインターネット検索や印刷はできません。

カウンターでの手続きは不要です。

<OPACとは?>

本学図書館の蔵書目録データベースです。Online Public Access Catalogの略で、図書館内だけでなく、自宅からでもパソコンやタブレット端末、スマートフォンを使って、オンライン検索できるシステムのことです。OPACで検索すると、タイトル、著書、刊行年、所在場所、貸出状況などの情報を確認でき、読みたい図書や雑誌、視聴覚資料が図書館のどこにあるか、また、その貸出状況を簡単に調べることができます。

【情報検索用パソコン】

インターネットや新聞記事検索、法律関係の情報検索などに利用できるパソコン、館内で使用できる貸出ノートパソコン（surface）を設置しています。

利用の際はカウンターで貸出手続きをしてください。

【持ち込みパソコン等】

館内の閲覧席で利用できます。個人席は電源が利用できます。

【館内印刷】

一人1日1回、白黒20枚・カラー10枚・大判印刷3枚まで無料で印刷することができます。

印刷する場合は「印刷申込書」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。

※持ち込みパソコン等からの印刷はできません。

【館内コピー機（コイン式）の利用】

図書館資料に限りコピーが可能です。館内での複写は、著作権法の範囲内で、一人につき一部のみ複写することができます。

料金は白黒1枚10円、カラー1枚50円です。図書館では両替を行いませんので、あらかじめ小銭をご用意ください。

コピーする前に、備え付けの「館内資料利用・複写申込書」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。

(5) 利用上のお願い

パソコンの利用や館外貸出を希望される方は、必ず、学生証（デジタル学生証を含む）を持参してください。

館内での食事は禁止されています。

飲み物に関しては、蓋つきのペットボトルや水筒は使用できます。

携帯電話はマナーモードにして、通話は1Fエントランスまたは2Fリフレッシュスペースで行ってください。

貴重品の管理は十分に注意してください。

グループ学習室（101・201・202）は、3名以上のグループで利用できます。利用するグループの代表者が1Fカウンターで事前予約をしてください。

5. 丸善キャンパスショップ（p.120広域マップ③BF）

書籍販売、文房具の販売を行っています。教科書の販売を行っています。Tel 055-236-0303

ファミリーマートも併設しています。Tel 055-244-2423

6. Student Lounge Y（p.120広域マップ②1）

仲間同士でゆっくり語り合える学生憩いのスペースで、飲み物・麺類の自動販売機が設置されているほか、昼食時には軽食の販売も行われます。

7. カフェテリア「プルシアンブルー」（p.120広域マップ③2F）

本学のカフェテリア&学生食堂です。1階のファストフードフロアには、日替わりランチや定番のカレー、サラダ、ソフトクリームなど多彩なオリジナルメニューを揃え、テイクアウトも可能です。

2階のカフェテリアでは、落ち着いた雰囲気の中で、ゆったりとランチを楽しむことができます。

Tel 055-237-8450

8. 新食堂棟「ターコイズブルー」（p.120広域マップ②）

本学の2棟目のカフェテリア&学生食堂です。1階はお弁当・自家焼きパン・唐揚げ・季節に合わせたドリンクやホットスナックを販売し、2階では日替わり鉄板メニューやカレーなどを販売しています。

ソファ席などもあるのでリラックスした空間で食事が出来る食堂となっています。

ラウンジとしても利用できます。

〔3〕学内のIT環境（YGU Wi-Fi・Microsoft365・WebClass）

短期大学では学修のツールとして、Wi-Fi、メール、Microsoft365、WebClass等を使用します。各自で設定をお願いします。サインイン・ログインには **ID** **メールアドレス** **パスワード** が必要となります。それぞれ以下の通りです。自分のものを覚えておきましょう。

ID	j学籍番号
メールアドレス	j学籍番号@st.ygu.ac.jp
パスワード	ガイダンスにて配布

例：学籍番号が1234567の場合、ID=j1234567、メールアドレス=j1234567@st.ygu.ac.jp となります。

1. YGU Wi-Fi

学内では、YGU Wi-Fi を使用することができます。

設定については、「YGU Wi-Fi の使い方」(p.98)を参照にしてください。

2. Microsoft365

メール・予定表・Word・ExcelをはじめとするOfficeをネット環境で使えます。

① <https://www.office.com/> を開きます（QRからも開けます）。

② サインイン画面で **メールアドレス**、次の画面で **パスワード** を入力します。

※最新のMicrosoft Office (Excel・Word・PowerPoint等)を無償で、自分のパソコンやタブレット、スマートフォンにそれぞれ5台まで、インストールすることができます。



3. アプリ版Outlook（メールアプリ）

短期大学からのお知らせはメールで届きます。普段使用する端末にメールアプリOutlookをインストールし、通知をオンにしてください。

① 端末のアプリストアからMicrosoft Outlookをインストールします。

② アプリ版Outlookを開き、[アカウントの追加] まで進みます。

※別の表示が出る場合は、始める や スキップ、続行 などを選んでください。通知に関する表示が出る場合は、有効にする や 通知（または続行）、許可 などを選んでください。

※すでに別のアドレスでアプリ版Outlookを使用している場合は、設定の中にあるアカウントの追加 を選択し、続けて メールアカウントの追加 を選んでください。

③ **メールアドレス** を入力し、[アカウントの追加（または続行）] を選択します。続いて **パスワード** を入力し、サインインします。



4. WebClass

WebClassは短期大学の授業等で使用する学修支援システムです。

① <https://properties-webc.ygjc.ac.jp/> を開きます（QRからも開けます）。

② **ID** **パスワード** を入力してログインします。



◇WebClass通知用メールアドレスの登録

授業に関するお知らせはWebClassに掲載されます。新しいお知らせが掲載されたときにアプリ版Outlookに通知が届くよう、登録をお願いします。

- ① WebClassにログインします
- ② ページ右上の「☰」を選びます（PC版では、右上の宇宙人マークを選び④に進みます）。
- ③ 自分の名前の右の▼を選びます。
- ④ 「アカウント情報の変更」を選びます。
- ⑤ メールアドレスのところに、「メールアドレス」を入力します。
- ⑥ 「このアドレスにテスト送信」を選びます。
- ⑦ 一番下の「更新」を選び、終了します。
- ⑧ アプリ版Outlookを開き、テストメールが届いていることを確認します。

5. 学内PC

学内PC（総合図書館）は **ID** **パスワード** でサインインできます。

〔4〕防災・災害対策について

地震・火災などの災害が発生した時には、次のように行動してください。

1. 【短期大学構内にいるとき】

- 災害が発生したら、まず自分の身を守る行動をとってください。
例）地震が発生→机の下にもぐる・落下物のない所へ身を隠す
- 教職員の指示、または館内放送の指示に従って、緊急時避難場所へ移動してください。
緊急時避難場所は「21世紀広場」（避難所1）と「ホッケースタジアム」（最終避難所2）です（p.120「山梨学院広域マップ」）。

2. 【学外にいるとき】

- 「WebClass」や本学Webサイトを確認し、安否確認の連絡があった場合は応答してください。

本学では、災害時の避難行動を確認し、日頃の防災への意識を高めるための避難訓練を行います。緊急時に備えて、災害発生時の行動、避難経路、緊急時避難場所をよく確認しておいてください。

YGU Wi-Fiの使い方

YGU Wi-Fiを使うための設定

- ① Wi-Fi 機能を有効にし、YGU_Wi-Fiに接続します。
- ② ユーザー名・パスワードを入力し、OK をクリックします。

・ユーザー名: j学籍番号
・初期パスワード: ガイダンスにて配布
例: 学籍番号が 2611999 の場合、ユーザー名は j2611999

Windows11の場合

接続確認が表示されたら、**接続**を選択

iPhone(iOS)の場合

証明書の確認が表示されたら、**信頼**をタップ

Androidの場合

IDの欄にユーザー名を入力（匿名IDは空欄）

- ③ インターネットが利用できるようになります。

YGU Wi-Fiを利用する際の注意点

- ※古い規格の端末や特殊な規格の端末については、接続できない場合があります。
- ※建物の構造上、無線電波が届きにくい場合があります。
- ・**個人情報をはじめとする機密性の高いデータの送受信は行わない**てください。
- ・**不正アクセスなどの違法行為や、情報セキュリティ上、問題となる行為は絶対に行わない**てください。
- ・許可されたアカウント(統合認証IDのユーザー名・パスワード)は、**又貸しすることを固く禁じます**。他人に知られないよう、厳重に管理してください。(他人のアカウントを使って利用しないでください)
- ・学内にあるネットワークプリンターへの印刷や共有フォルダーの利用、事務システムの利用などはできません。また、メールソフトを使ったメールの送受信やFTP通信など、ホームページの閲覧用途以外の利用もできません。
- ・大容量データの送受信や、複数台での同時接続など、ネットワークの帯域を占有するような利用は控えてください。

注意すべき設定項目

- ・EAP方式: PEAP
- ・フェーズ2認証: MSCHAPV2
- ・CA証明書: システム証明書を使用
- ・TLSの最小バージョン: TLSv1.0
*TLS最小バージョンの選択はAndroid15以上が対象
- ・証明書のオンライン検証: 検証しない
- ・ドメイン: ygu.ac.jp
- ・ID: ユーザー名
- ・匿名ID: 空欄
- ・パスワード

最後に接続または ENTER をタップ

〔5〕奨学金について

1. 高等教育の修学支援新制度

「高等教育の修学支援新制度」は、非課税世帯およびそれに準ずる世帯並びに多子世帯の方を対象とするもので、次の2つの支援があります。

〔支援の内容〕

1. 日本学生支援機構の給付型奨学金（原則返還が不要な奨学金）
2. 大学の授業料等の減免（本短期大学における入学金・授業料の減免）

本制度では、「1. 日本学生支援機構の給付型奨学金」に申請して採用された方は、「2. 大学の授業料等の減免」の対象となります。認定の要件は同一ですが、支援を受けるためには上記「1」と「2」の両方に申請することが必要です。最新の募集情報を確認のうえ、お申し込みください。

なお、本制度への申請を希望する方は、4月上旬に開催される説明会に必ず出席してください。開催日時等は、入学に際してのお知らせや学修支援システム「WebClass」の電子掲示板に掲載します。

多子世帯の大学無償化を申請するには、高等教育の修学支援新制度により入学金・授業料減免の申請として給付奨学金の申し込みが必要です。大学が設定する期間に、所定の手続きが必要ですが、詳細については奨学金説明会にて説明します。希望者は必ず参加して担当職員から説明を聞いてください。不明な点は、所属するゼミの担当教員または事務局窓口にお問い合わせください。

* 入学金・授業料減免には国により決められた限度額があります。短期大学の場合入学金 20 万円（初年度のみ）授業料 62 万円（年間）

2. 日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学金制度

JASSOは、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立され、教育の機会均等に寄与するための学資の貸与その他学生等の修学援助を行うこと等により、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とした機関です。

JASSOが提供する奨学金は、経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し、貸与されます。貸与された奨学金（「貸与奨学金」といいます）は、卒業後に返還することとなりますが、その返還金を原資として後輩の奨学金として再び活用される仕組みです。

日本学生支援機構の貸与奨学金への申込みを希望する学生は、4月上旬に開催される説明会に必ず出席してください。開催日時等の詳細は、学修支援システム「WebClass」の電子掲示板に掲載します。

参考：2024年度入学者

種 別	貸 与 月 額
第一種奨学金（無利子貸与） （私立短期大学の場合）	自宅通学 2万円・3万円・4万円・5万3千円
	自宅外通学 2万円・3万円・4万円・5万円・6万円
第二種奨学金（有利子貸与）	2万円～12万円の中から選択（1万円単位）

* 家計急変者を対象として、緊急・応急採用の申し込みも受け付けます。

3. 学費等の延納手続

経済的に困難な方については、本学学則に基づき定める「山梨学院短期大学学費等納入金に関する規程」第6条により、学費等の延納を認めています。学費等納入金の納入期間内に「学費等延納願」により願い出、学費等納入金の延納を認められた方は、以下に掲げる期限まで、学費等納入金の納入が猶予されます。

前期 6月30日
後期 12月28日

なお、国の修学支援新制度へ申請する場合で、特別延納願を事務局に提出した場合、拡大教授会の議を経て、納入金を特別延納期日まで猶予することができます。

(1) 前期 7月31日
(2) 後期 1月31日

全期（1年）分の延納、および「延納」の「再延納」は認めておりませんので、ご注意ください。猶予された納期限までに学費等納入金の納入がない場合には、除籍となります。

4. 専攻科特待生制度

「専攻科特待生制度」は、本学「専攻科特待生規程」（p81）に基づき、「学力、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により本学専攻科保育専攻への入学（または在学の継続）が困難と認められる」学生の就学を奨励するため、入学金や授業料を免除する制度です。このうち授業料については、新入生（E種特待生）・在学生（S種特待生）とも、それぞれ全額免除・半額免除・1/4免除の3区分があり、適用の期間はそれぞれ1年です。

特待生の認定および免除区分の決定は、①学業成績の評価、②個人面接による人物評価、③世帯所得を証明する書類による家計の状況に関する査定、の3つをもとに審査します。この審査は、専攻科進学希望者（E種）の場合は、推薦入試への推薦を得るための保育科推薦審査または一般入試と同時期に行われます。専攻科在学生（S種）の場合は、後期試験終了後の学年末に行われます。

本制度については、専攻科進学希望者を対象とした「4年一貫教育プログラム」の中でも随時案内しています。特待生への応募に必要な成績基準や世帯所得の基準についてなど、詳しくは専攻科チューターにお問い合わせください。

5. その他の奨学金制度

その他の奨学金制度については、「WebClass」の電子掲示板などで随時ご案内します。詳しくは短期大学事務局までお問い合わせください。

〔6〕 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険

正課中の学校行事中に発生した傷害事故を保障するため、本学では全学生を対象に「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）および「学研災付帯賠償責任保険」（学研賠）に加入しています。概要は以下のとおりですが、授業中やクラブ活動中に万が一けがなどをした場合は、短期大学事務局に申し出たうえ、保健管理室までお知らせください。

なお、「学研災」および「学研賠」の保険料は、本学で負担しており、学生の負担はありません。

I. 学生教育研究災害傷害保険〔学研災〕

1. 補償の対象となる傷害事故

- (1) 正課中（正課授業を受けている間）
講義・演習、実験・実習・実技による授業を受けている間とそれらに関する研究活動を行っている間の傷害事故
- (2) 学校行事中（学校行事に参加している間）
本学が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故
- (3) キャンパスにいる間
本学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間の傷害事故
- (4) 課外活動中（クラブ活動中）
キャンパス内またはキャンパス外（ただし、本学に事前に届け出た活動に限る）で行う課外活動中の傷害事故

2. 補償内容

保険金の種類	区分	正 学 校 課 行 事 中	課 外 活 動 中（ク ラ ブ 活 動 中） キ ャ ン パ ス 内 に い る 間
死	亡	1,200万円	600万円
後 遺 障 害		障害の程度に応じて 72万円～1,800万円	障害の程度に応じて 36万円～900万円
医 療		治療日数により 3,000円～30万円 (治療日数1日以上が対象)	治療日数により 3万円～30万円 課外活動中は、治療日数14日以上が対象 キャンパス内にいる間は、治療日数4日以上が対象
入 院（日 数）		4,000円（1日につき）	4,000円（1日につき）

3. 保険が支払われない場合

保険が支払われない場合

- (1) 通学中、故意、疾病、自殺行為、犯罪行為、自然災害、無資格・酒酔運転・薬物使用
- (2) 山岳登山、スカイダイビング等の危険度の高い課外活動
- (3) 規定の治療日数に満たない場合（正課・学校行事の場合は治療日数1日以上、課外活動中は治療日数14日以上が対象）
※治療日数についての考え方は、ケガの種類（骨折の場合はギブスで固定している日数も治療日数に換算される）によって異なるので、自分で判断せずに、保健管理室に相談してください。

II. 学研災付帯賠償責任保険〔学研賠〕

保育所実習・教育実習等の学外実習・ボランティア活動において、他人にケガを負わせてしまったり（対人賠償）、他人の財物を損壊してしまったりしたこと（対物賠償）により被る、損害賠償について補償します。

〔7〕 学生支援

1. 障がい学生支援

本学では、「一人ひとりの学生が障がいの有無の別なく互いの人格や個性を尊重し、豊かな学生生活を送るために全学体制で支援する」ため、障がいのある方の能力や適性に応じた支援を行います。ご本人からの申し出に基づき、ご本人や保護者と教職員との間で一緒に考えながら、必要な支援や配慮を行っていきます。

学生総合支援委員会の教職員や学生相談室（p.94参照）のカウンセラーが、プライバシーの保護に十分注意しながら、ご相談に応じます。「だれに/どうやって相談したらいいんだろう？」と迷った時は、まず短期大学事務局の窓口にお問い合わせください。

2. ハラスメント相談

大学における「ハラスメント」とは、教育・研究、学習、就業など学内の活動の中で、相手の意に反する言葉や行為により差別、脅威、屈辱感、不快感を抱かせる、あるいは相手の対応によって不利益を与えるなど、教育・研究、学習及び就業環境を悪化させることを指します。

受け止め方、感じ方の基準は人それぞれであり、その境界線は価値観や相手との人間関係、前後の状況によっても変わってきますが、あなたが不快に感じたり、怖いと感じたことにより不利益を受けているのであれば、それはハラスメントの被害にあたる可能性があります。

「何とかしたい」、「誰かに相談してみようか」と思った時、「これはハラスメントではないか」と感じた時には、一人で悩まずに、本学のハラスメント相談員までお問合せください。ハラスメント相談員についての情報は、学生相談室のカウンセラーまたは保健管理室の保健師にお問い合わせください。

なお、相談に来た人の氏名や相談内容は、すべて厳重な秘密扱いとなります。また、相談員は、任期中も任期後も、相談員として知りえた情報を他に漏らすことは決してありません。安心してご相談ください。

3. 学生に対する育児支援

子育て中の学生は、山梨学院幼稚園子育て支援センター「アルテア子ども館」や、山梨学院小学校「トワイライトスクール」を利用することができます。詳しくは、短期大学事務局までお問い合わせください。

4. 学生チャレンジ制度

「時間がある学生時代だからこそ、こんなことにチャレンジしてみたい！」という皆さんの自主的かつ個性的な取組み（企画）を資金面でバックアップします。

選考の結果、認定を受けた学生には、企画の実施に必要な運営資金を、奨励金として支給します。個人でも、親しい友人同士でも、演習（ゼミ）単位のグループでも応募できます。皆さんの「やる気」を形にしてみましょう。

なお、応募方法・期間は、公募時に学修支援システム「WebClass」に掲載します。

5. スチューデントオブザイヤー賞

当該年度における、正課及び課外活動において特に優れた実績をあげた学生（個人又は団体）に対し、その活動をより一層奨励することを目的とし表彰しています。

6. 創業者古屋賞

在学期間中における、学術・文芸・スポーツその他の分野において学生の範となる顕著な成果をあげた学生を、卒業式において表彰します。

〔8〕就職・キャリア支援

卒業後の進路選択とは、単に「どこへ就職・進学するか」を選ぶということにとどまりません。短期大学での学修や生活の日々の中で、「自分はどうのように人生を充実させていきたいか」「どのように社会と関わっていきたいか」「それらを果たすためにどのような人生観・職業観を求めるのか」についての考えを深めつつ、将来への道を検討していく…というのがキャリア形成であるといえます。

本学では、各科の就職支援担当を中心に、皆さんそれぞれのキャリア形成へ向けた支援を行います。例えば、

- 進路に関する在学生・卒業生の個別相談（就職支援担当・ゼミ教員・専攻科チューターなど）
- 情報提供と指導
 - ・進路についての情報収集のしかた
 - ・就職活動の流れと進め方
 - ・履歴書の配付
 - ・履歴書・エントリーシートの書き方
 - ・職業上のマナー
 - ・各種進路説明会・就職相談会の企画・実施 …など
- 学内・学外機関や就職先との連携
 - ・就職が見込まれる企業や施設との情報交換
 - ・専門職の就職相談会の共催 …など

個別相談には、各科の就職支援担当、事務局のほか、ゼミの教員も応じます。遠慮なくお問い合わせください。

〔9〕学友会およびクラブ活動

本学には、学生の全体的な組織として、学友会が置かれています。学友会は、全学生が入学と同時に所属する団体として組織されるもので、学外の一般的な団体とは、一線を画しています。

学友会は、本学に学生として在籍するとの事実を共通の基盤として、学生の立場から本学の現状および将来について、本学とともに建設的な提言や検討を行う組織としての性格があります。

学友会には学生代表者で構成する執行部が置かれ、執行部では、学生の立場から本学の現状および将来についての提言や検討を起案し、教職員と協力して全学に対し情報発信を行うことを任務としています。

学友会には、本学「課外活動団体に関する規程」に基づき、本学が認知する課外活動団体である公認団体（部・クラブ・同好会）が所属しています。また、各演習（ゼミ）の代表者で構成するゼミ長会議が置かれています。

学友会の執行部は、公認団体の維持・発展、および全学友会員（全学生）の充実した学生生活の実現を図ることが責務となっています。このため、執行部は、本学の各組織や教職員と協議することもあります。また、公認団体は全て学友会会則に基づき運営され、公認団体による、課外活動は学生相互の親睦を深めること、各学生の個性を伸長することを目的として行われています。

なお、学友会においては、特定の宗教活動、政治的活動および思想的活動は、禁止しています。

届出・願出用紙一覧

サンプル

授業欠席確認票

学 科	<input type="checkbox"/> 食物栄養科 <input type="checkbox"/> 保育科 <input type="checkbox"/> 専攻科	学 年	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年
学籍番号	氏 名		
欠 席 日 時 限	20 年 月 日 ()	時 限	
科 目 名			
欠席理由	<input type="checkbox"/> 病氣 <input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> 忌引 <input type="checkbox"/> 実習 <input type="checkbox"/> 就職活動		

※本票は、欠席を認めるものではありません。

サンプル

授業欠席確認票

学 科	<input type="checkbox"/> 食物栄養科 <input type="checkbox"/> 保育科 <input type="checkbox"/> 専攻科	学 年	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年
学籍番号	氏 名		
欠 席 日 時 限	20 年 月 日 ()	時 限	
科 目 名			
欠席理由	<input type="checkbox"/> 病氣 <input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> 忌引 <input type="checkbox"/> 実習 <input type="checkbox"/> 就職活動		

※本票は、欠席を認めるものではありません。

サンプル

授業欠席確認票

学 科	<input type="checkbox"/> 食物栄養科 <input type="checkbox"/> 保育科 <input type="checkbox"/> 専攻科	学 年	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年
学籍番号	氏 名		
欠 席 日 時 限	20 年 月 日 ()	時 限	
科 目 名			
欠席理由	<input type="checkbox"/> 病氣 <input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> 忌引 <input type="checkbox"/> 実習 <input type="checkbox"/> 就職活動		

※本票は、欠席を認めるものではありません。

サンプル

定期試験欠席届

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	〒 - (印)
住 所 (連絡先)	
電話番号	()

下記事由により試験を欠席いたしました。ここにお届けいたします。

欠 席 科 目	
欠 席 期 間	20 年 月 日 から 20 年 月 日まで
事 由 (詳細に)	

注意 1. 欠席事由は詳細に記入すること。
2. 病気及び怪我による場合は、医師の「診断書」を添付すること。

サンプル

改 姓 名 届

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊟
住 所 (連絡先)	〒 - ()
電話番号	()
保証人名	㊟

下記事由により姓名を変更いたしましたので、保証人連署の上にお届けいたします。

ふりがな 旧 姓 名	
ふりがな 新 姓 名	
事 由 (詳細に)	

注意 1. 本改姓名届を提出する際は、戸籍抄本を添付すること。

サンプル

住 所 変 更 届

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊟
保証人名	㊟

下記のとおり住所を変更しましたので、保証人連署の上にお届けいたします。

新 住 所	〒 - TEL ()
旧 住 所	〒 - TEL ()

注意 1. 本住所変更届を提出する際は、住民票を添付すること。

サンプル

本 籍 変 更 届

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊟
保証人名	㊟

下記のとおり本籍を変更いたしましたので、保証人連署の上にお届けいたします。

新 本 籍	〒 - TEL ()
旧 本 籍	〒 - TEL ()
事 由 (詳細に)	

注意 1. 本変更届を提出する際は、戸籍抄本を添付すること。

サンプル

保証人・保証人住所変更届

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊟
住 所 (連絡先)	〒 - ()
電話番号	()

下記のとおり、保証人・保証人住所(どちらかに○)を変更しましたので、ここにお届けいたします。

新 保 証 人	氏 名	〒 -	TEL ()	㊟
旧 保 証 人	氏 名	〒 -	TEL ()	㊟

サンプル

休学学願

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊦
住 所 (連絡先)	〒 -
電話番号	()
保証人氏名	㊦

下記事由により休学いたしたく、保証人連署の上ここにお願い申し上げます。

休学希望年月日	20 年 月 日 から 20 年 月 日 まで
休学事由 (1つに☑)	<input type="checkbox"/> 経済的困難 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 心神耗弱 <input type="checkbox"/> 海外留学 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 「その他」を 選択した場合 の事由の詳細

注意 1. 病状及び怪我による場合は、医師の診断書を添付すること。
2. 休学事由で「その他」を選択した場合には、事由の詳細を記入すること。

サンプル

退学学願

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊦
住 所 (連絡先)	〒 -
電話番号	()
保証人氏名	㊦

下記事由により退学いたしたく、保証人連署の上ここにお願い申し上げます。

退学希望年月日	20 年 月 日 付
退学事由 (1つに☑)	<input type="checkbox"/> 就学意欲の低下 <input type="checkbox"/> 進路変更 (進学等) <input type="checkbox"/> 進路変更 (就職) <input type="checkbox"/> 経済的困難 <input type="checkbox"/> 学力不足 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 心神耗弱 <input type="checkbox"/> 海外留学 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 「その他」を 選択した場合 の事由の詳細

注意 1. 本退学願を提出する際は、学生証を添付すること。
2. 退学事由で「その他」を選択した場合には、事由の詳細を記入すること。

サンプル

復学学願

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊦
住 所 (連絡先)	〒 -
電話番号	()
保証人氏名	㊦

下記事由により休学しておりましたが、このたび復学いたしたく保証人連署の上ここにお願い申し上げます。

復学希望年月日	20 年 月 日 付
休学年月日	20 年 月 日 から 20 年 月 日 まで
復学の事由 (1つに☑)	<input type="checkbox"/> 休学理由の解消 <input type="checkbox"/> 休学期間の満了 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 「その他」を 選択した場合 の事由の詳細

注意 1. 復学事由で「その他」を選択した場合には、事由の詳細を記入すること。

サンプル

学費等延納学願

20 年 月 日提出

山梨学院短期大学学長 殿

学 科	学 年
学籍番号	
ふりがな 学生氏名	㊦
住 所 (連絡先)	〒 -
電話番号	()
保証人氏名	㊦

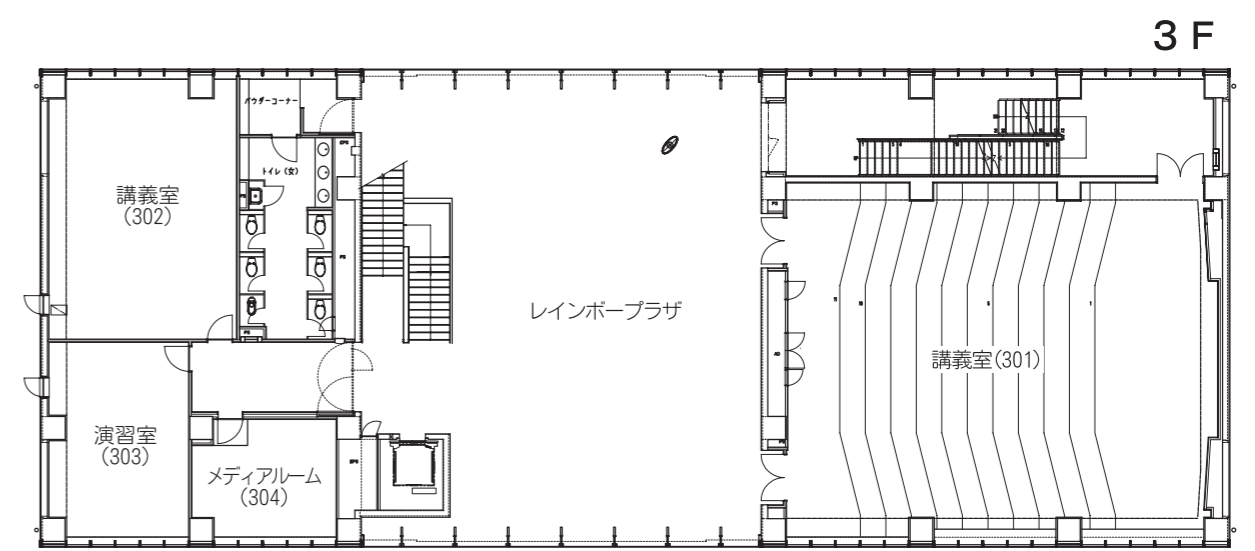
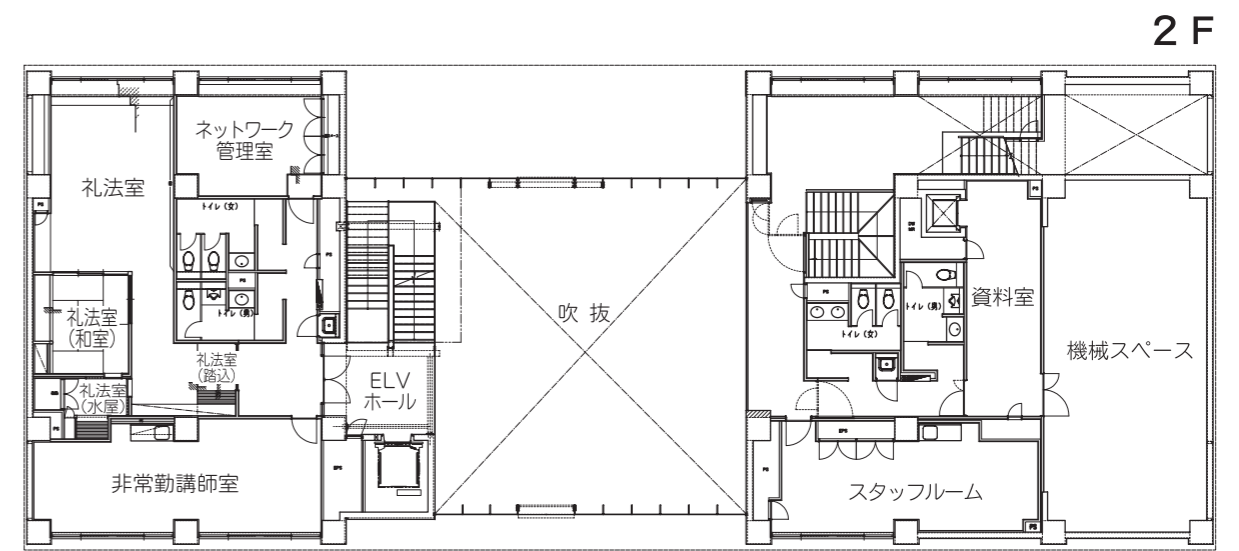
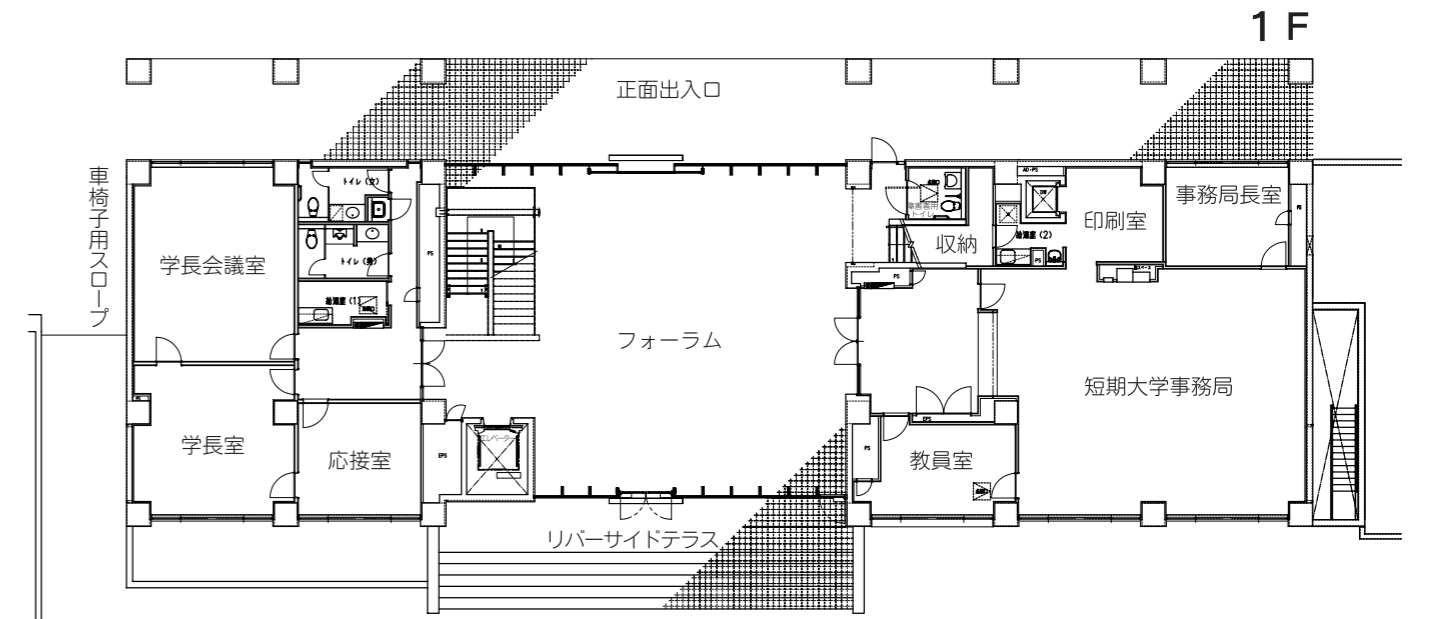
下記事由により学費等納入金を延納させていただきたく、保証人連署の上ここにお願い申し上げます。

納入期	20 年度・前期分・後期分
延納希望期間	20 年 月 日 まで
延納希望の事由 (詳細に)	

注意 1. 前期分または後期分の学費等納入金に対して延納を願い出ることができません。
したがって、前期、後期を通じての延納願は提出できません。
2. 本延納願を提出されても、事由等により延納が許可されない場合があります。
3. 延納を許可する最長期間
① 学費等納入金に関する規程：前期分…6月30日まで、後期分…12月28日まで
② 修学支援制度を申請した者：前期分…8月30日まで、後期分…1月31日まで

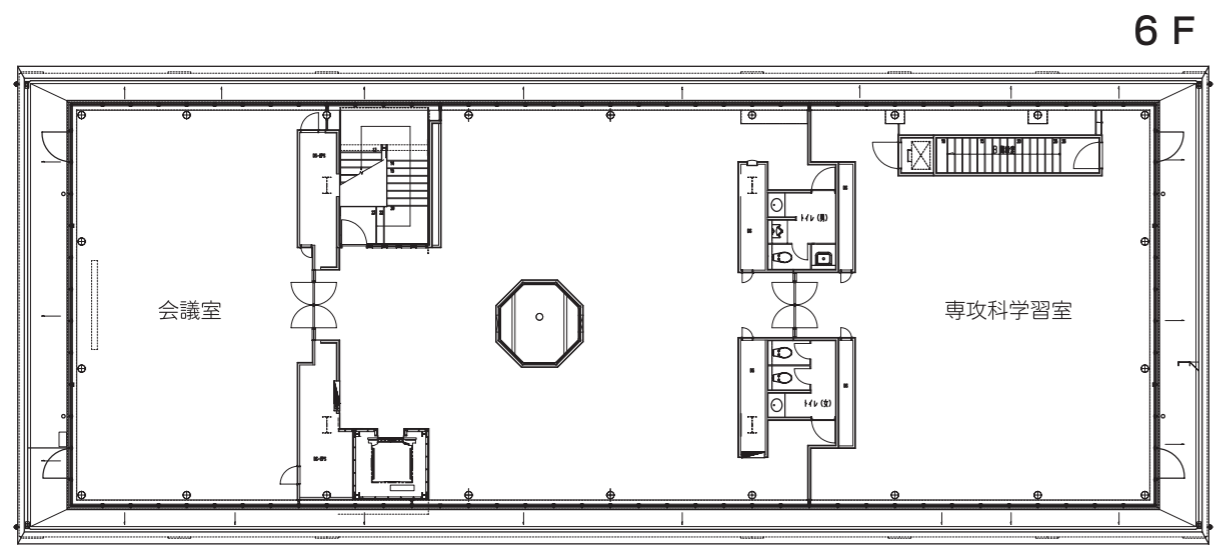
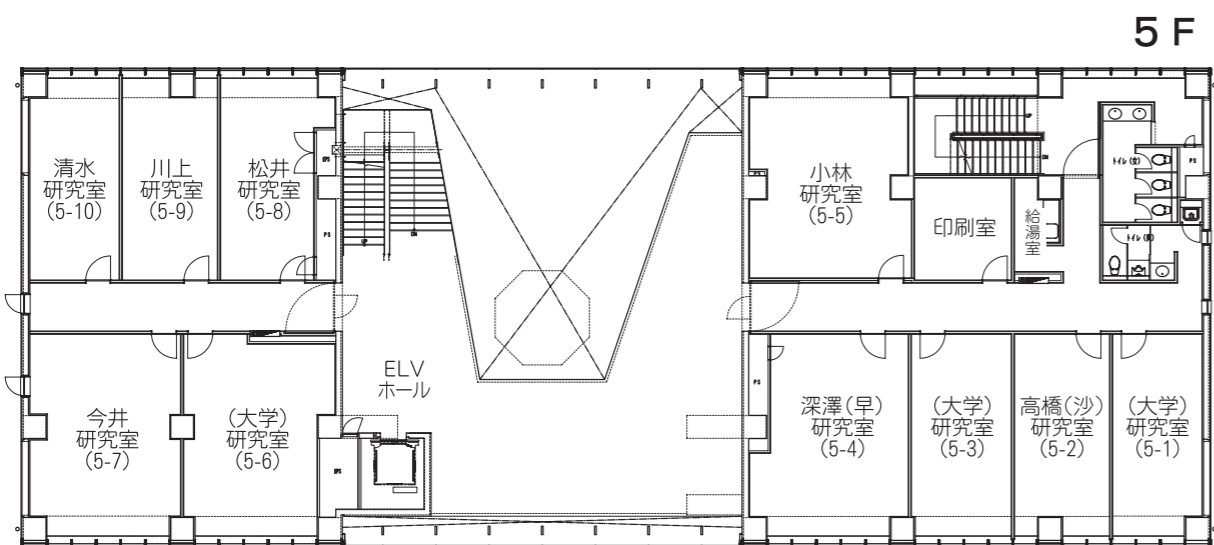
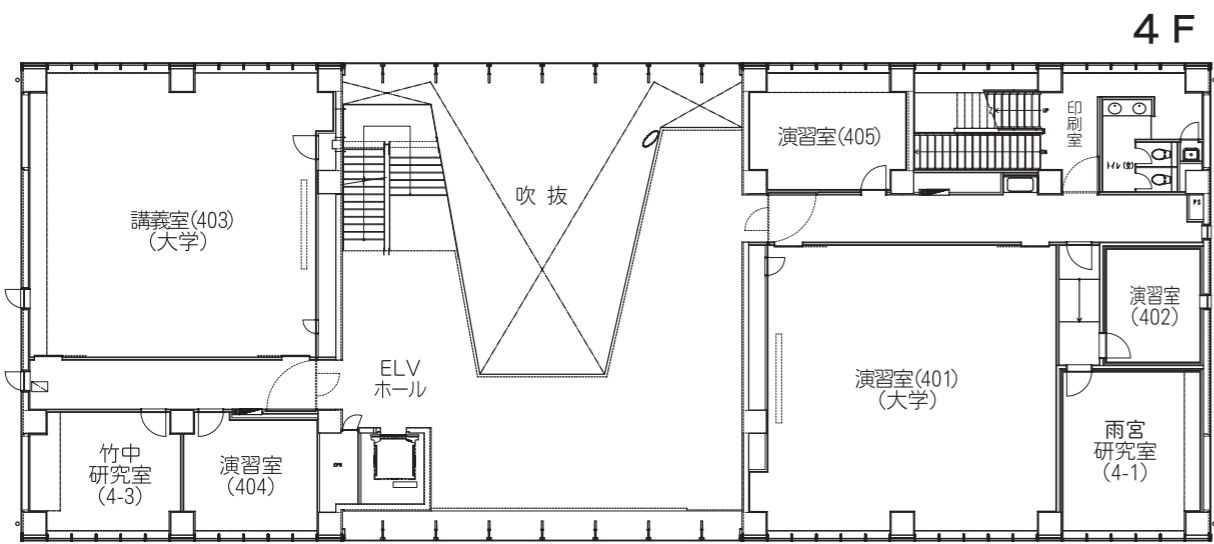
校 舍 案 内

サザンタワー 平面図



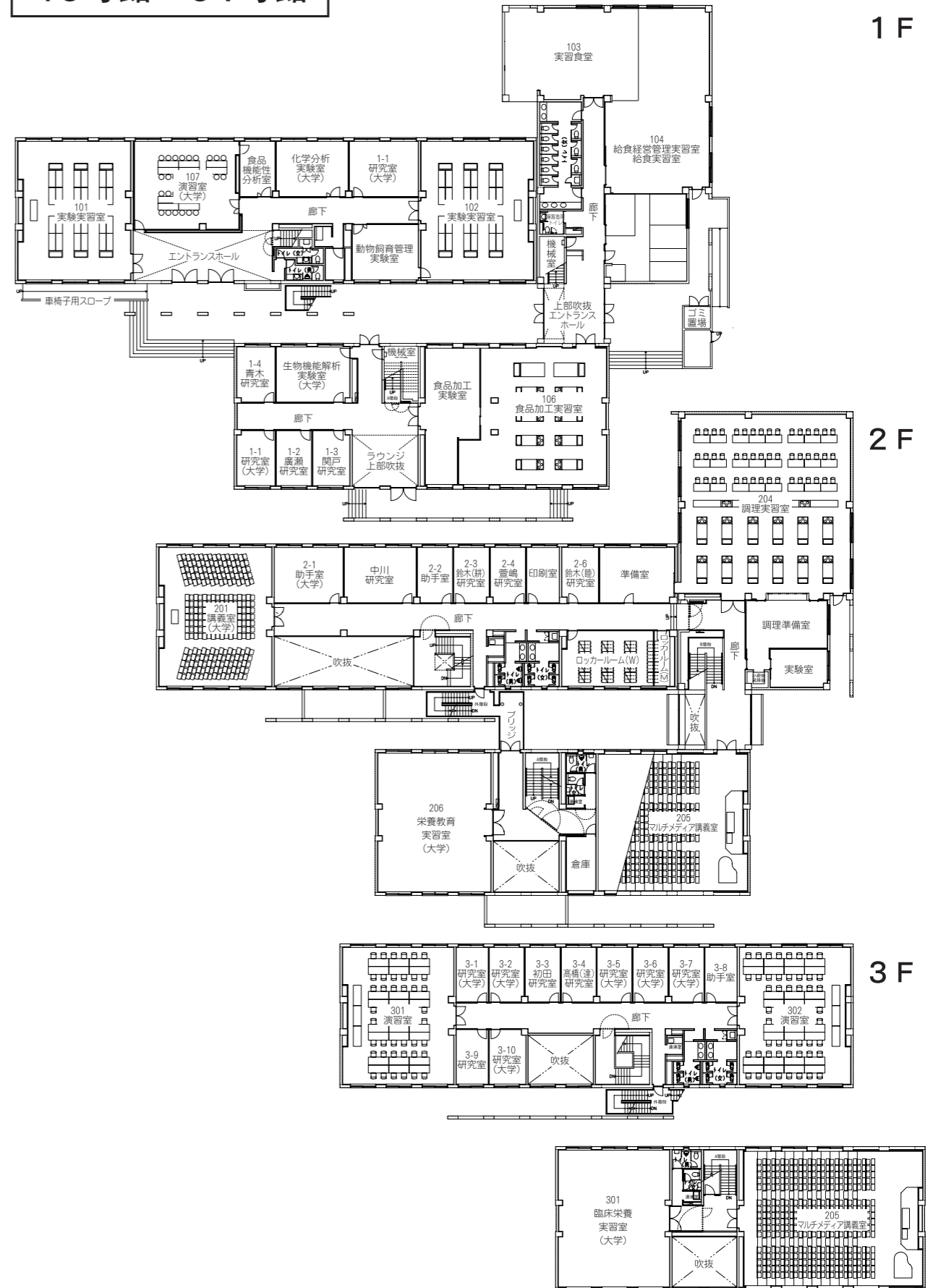
サザンタワー

平面図



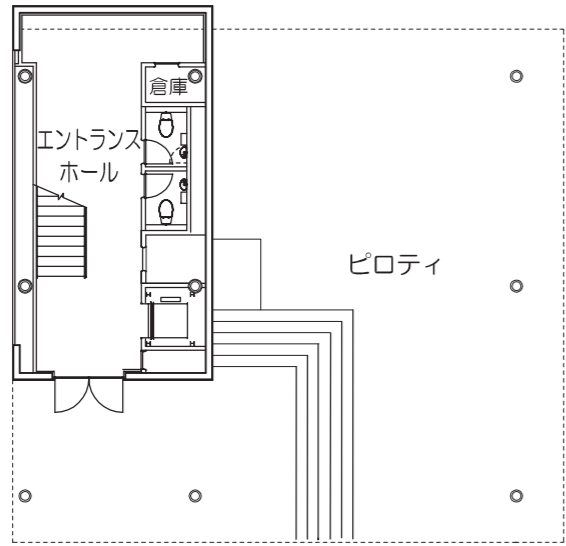
45号館・51号館

平面図

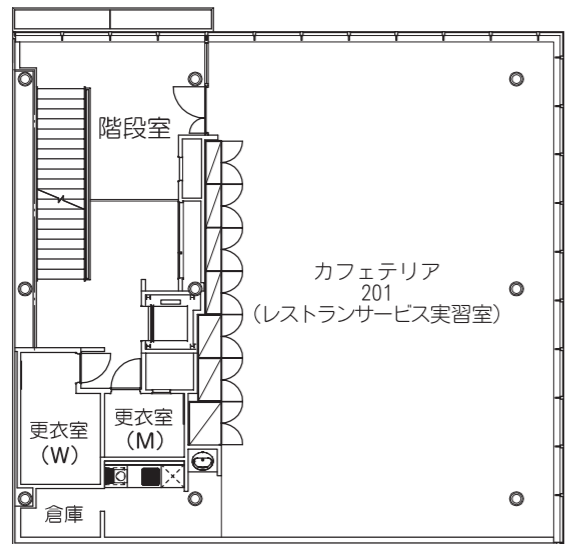


スイーツ館

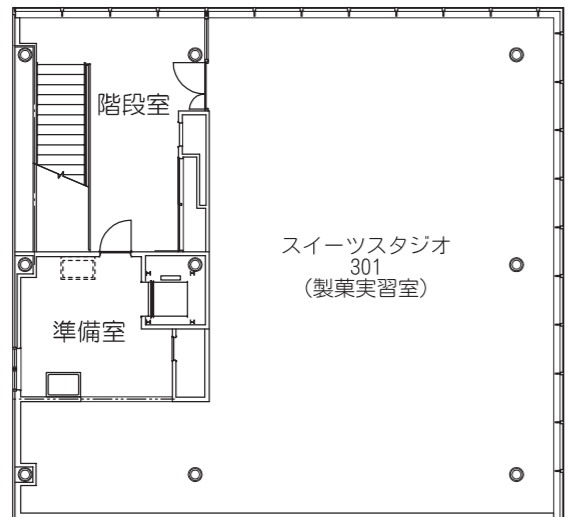
平面図



1 F



2 F



3 F

21号館

平面図

